

14. 3-109  
1200501168777

14.3  
109



始





9.1.9



14  
109

第六屆議會  
に於ける水産關係法律案議事録





第六十四議會に於ける  
水産關係法律案議事録

帝國水産會  
大日本水産會





## 凡例

一、本書ハ、第六十四回帝國議會ニ於ケル漁業法中改正法律案、農業動産信用法案並ニ水産會法中改正法律案ニ關スル記録ナリ

二、本書ハ、前記三法律案ノ兩院ニ於ケル議事ノ經過及結果ヲ、本會議及委員會ノ速記録ニ據リ輯録セ  
ルモノナリ

## 漁業法中改正法律案 農業動産信用法案

(同一委員ニ附託)



漁業法中改正法律案  
農業動産信用法案ノ經過概要

衆議院

昭和八年三月十四日

兩案政府提出

緊急動議ニ依リ議事日程ヲ變更

第一讀會々議 委員付託 委員會成立

三月十五日 第一回委員會々議

三月十六日 第二回委員會々議 散會

三月十七日 緊急動議ニ依リ日程變更

第一讀會ノ續 第二讀會 第三讀會ヲ省キ可決確定

貴族院

三月十七日 (衆議院送付)

第一讀會 製絲業法中改正法律案特別委員ニ付託

特別委員會々議

三月二十日 特別委員會々議續行(但シ本案ニハ無關係)散會

三月二十二日 第一讀會ノ續 第二讀會 第三讀會ヲ經テ可決確定

衆議院ニ於ケル兩法案ノ經過及結果

(漁業法中改正法律案 政府提出)  
(農業動産信用法案 同上)



農業動産信用法案 (政府提出) 第一讀會

漁業法中改正法律案 (政府提出) 第一讀會

農業動産信用法案

農業動産信用法

第一章 總則

第一條 本法ニ於テ農業トハ耕作、養畜又ハ養蠶ノ業務及之ニ附隨スル業務ヲ謂フ

水産動植物ノ採捕若ハ養殖又ハ薪炭生産ノ業務及之ニ附隨スル業務ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ農業ト看做ス

第二條 本法ニ於テ農業用動産トハ農業ノ經營ノ用ニ供スル動産ヲ謂フ

前項ノ農業用動産ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 本法ノ先取特權又ハ農業用動産ノ抵當權ヲ取得スルコトヲ得ル者ハ信用組合及勅令ヲ以テ定ムル法人ニ限ル

第二章 農業經營資金貸付ノ先取特權

第四條 信用組合其ノ他勅令ヲ以テ定ムル法人ガ農業ヲ爲ス者ニ對シ左ニ掲グル行爲ヲ爲スニ必要ナル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキハ其ノ債權ノ元本及利息ニ付債務者ノ特定動産ノ上ニ先取特權ヲ有ス

一 農業用動産又ハ農業生産物ノ保存

二 農業用動産ノ購入

14.3-109



三 種苗又ハ肥料ノ購入

四 蠶種又ハ桑葉ノ購入

五 薪炭原木ノ購入

六 命令ヲ以テ定ムル水産養殖用ノ種苗又ハ餌料ノ購入  
前項ノ法人ガ農事實行組合、養蠶實行組合其ノ他勅令ヲ以テ定ムル法人ニ對シ其ノ農業用動産ヲ保存シ又ハ購入スル爲ニ必要ナル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ亦前項ニ同シ

第五條 農業用動産保存資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケ

タル資金ヲ以テ保存シタル農業用動産ノ上ニ存在ス

農業生産物保存資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタル資

金ヲ以テ保存シタル農業生産物ノ上ニ存在ス

前二項ノ先取特權ハ農業用動産又ハ農業生産物ニ關スル權利ヲ保存、追認又ハ實行セシムル爲ニ必要ナル資金ノ貸付ニ付テモ亦存在ス

第六條 農業用動産購入資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケ

タル資金ヲ以テ購入シタル農業用動産ノ上ニ存在ス

第七條 種苗又ハ肥料ノ購入資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ

受ケタル資金ヲ以テ購入シタル種苗又ハ肥料ヲ用ヒタル

二

後一年内ニ之ヲ用ヒタル土地ヨリ生ジタル果實ノ上ニ存在ス尙桑樹ノ肥料購入資金貸付ノ先取特權ニ在リテハ其ノ果實タル桑葉ヨリ生ジタル物ノ上ニモ亦存在ス

第八條 蠶種又ハ桑葉ノ購入資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタル資金ヲ以テ購入シタル蠶種又ハ桑葉ヨリ生ジタル物ノ上ニ存在ス

第九條 薪炭原木購入資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタル資金ヲ以テ購入シタル薪炭原木ヨリ生産シタル薪炭ノ上ニ存在ス

第十條 水産養殖用種苗購入資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタル資金ヲ以テ購入シタル種苗ヲ養殖シタル物ノ上ニ存在ス

水産養殖用餌料購入資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタル資金ヲ以テ購入シタル餌料ヲ用ヒテ養殖シタル物ノ上ニ存在ス

第十一條 先取特權ノ優先權ノ順位ニ付テハ農業用動産又ハ農業生産物ノ保存資金貸付ノ先取特權ハ動産保存ノ先取特權ト、農業用動産又ハ薪炭原木ノ購入資金貸付ノ先取特權ハ動産賣買ノ先取特權ト、種苗若ハ肥料、蠶種若

ハ桑葉又ハ水産養殖用ノ種苗若ハ餌料ノ購入資金貸付ノ先取特權ハ種苗肥料供給ノ先取特權ト看做ス

### 第三章 農業用動産ノ抵當權

第十二條 農業用動産ハ農業ヲ爲ス者又ハ農事實行組合、養蠶實行組合其ノ他勅令ヲ以テ定ムル法人ガ信用組合又ハ勅令ヲ以テ定ムル法人ニ對シテ負擔スル債務ヲ擔保スル場合ニ限り之ヲ目的トシテ抵當權ヲ設定スルコトヲ得

農業用動産ノ抵當權ニハ本法其ノ他ノ法令ニ別段ノ定アルモノノ外不動産ノ抵當權ニ關スル規定ヲ準用ス但シ民法第三百七十八條乃至第三百八十七條ノ規定ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 農業用動産ノ抵當權ノ得喪及變更ハ其ノ登記ヲ爲スニ非ザレバ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ登記ノ後ト雖モ民法第九十二條乃至第九十四條ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第十四條 抵當權ノ目的タル農業用動産ノ所有者ガ之ヲ讓渡セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ讓受人ニ

對シ抵當權ノ存在スル旨ヲ告知スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ抵當權ノ目的タル農業用動産ヲ他ノ債務ノ擔保ニ供セントスルトキニ之ヲ準用ス

第十五條 抵當權ノ目的タル農業用動産ノ所有者ガ之ヲ讓渡シ又ハ他ノ債務ノ擔保ニ供シタル場合ニ於テハ遲滞ナク前條ノ告知ヲ爲シタル旨ヲ抵當權者ニ告知スルコトヲ要ス

抵當權ノ目的タル農業用動産ニ付第三者ガ差押ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ所有者ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ抵當權者ニ告知スルコトヲ要ス

第十六條 先取特權ト農業用動産ノ抵當權ト競合スル場合ニ於テハ抵當權者ハ民法第三百三十條ニ掲グル第一順位ノ先取特權者ト同一ノ權利ヲ有ス

第十七條 農業用動産ノ抵當權ノ實行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

### 第四章 罰則

第十八條 抵當權者ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ抵當權ノ目的タル農業用動産ヲ損傷シ又ハ隱匿シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス但シ所有者ノ意思ニ反

三



シテ損傷シタル者ニ付テ刑法ニ依ル

第十九條 抵當權ノ目的タル農業用動産ノ所有者抵當權者ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ該動産ニ關シ讓渡、質入其ノ他抵當權ヲ侵害スベキ行爲ヲ爲シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス  
前項ノ動産所有者ノ代表者又ハ代理人本人ノ爲ニ前項ノ行爲ヲ爲シタルトキ亦同ジ

第二十條 前二條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

登録税法第三條ノ六ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第三條ノ七 農業用動産ノ抵當權ニ關スル登記ヲ受クルト

キハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ

一 抵當權ノ取得

債券金額

千分ノ二

但シ税額金二十錢未滿ナルトキハ二十錢トス

二 抹消シタル登記ノ回復

農業用動産每一箇

金十錢

三 假登記

農業用動産每一箇

金十錢

四 附記登記

農業用動産每一箇

金五錢

但シ一件ニ付税額金一圓ヲ超ユルトキハ一圓トス

五 登記ノ更正、變更又ハ抹消

農業用動産每一箇

金十錢

但シ一件ニ付税額金一圓ヲ超ユルトキハ一圓トス

漁業法中改正法律案

漁業法中左ノ通改正ス

第十五條 漁業權又ハ入漁權ノ各共有者ハ他ノ共有者ノ三分ノ二以上ノ同意アルニ非ザレバ其ノ持分ヲ處分スルコトヲ得ズ

第十五條ノ二 漁業權又ハ入漁權ノ各共有者ガ其ノ共有ニ

屬スル漁業權又ハ入漁權ヲ變更セントスル場合ニ於テ他

ノ共有者ノ住所又ハ居所分明ナラザルトキハ勅令ノ定ム

ル所ニ依リ裁判所ノ許可ヲ以テ其ノ者ノ同意ニ代フルコ

トヲ得

第十八條第二項中「若ハ家資分散」ヲ削ル

第二十八條中「分割、變更」ヲ「分割シ其ノ他變更シ」ニ改メ

同條ニ左ノ一項ヲ加フ

第十五條ノ二ノ規定ハ漁業權ヲ分割シ其ノ他變更セン

トスル場合ニ於テ登録シタル入漁權者ノ住所又ハ居所

分明ナラザル場合ニ之ヲ準用ス

第三十三條中「漁場ノ標識ノ建設」ノ下ニ「又ハ漁具ノ標識

ノ設置」ヲ加フ

第三十四條第一項第五號中「遺棄」ノ下ニ「又ハ漏泄」ヲ加ヘ

同項第六號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

七 水産動植物ノ移植ニ關スル制限又ハ禁止

同條第三項中「製品及漁具」ヲ「製品、漁具及第一項第七號

ノ水産動植物」ニ改ム

第三十五條第一項ヲ左ノ如ク改ム

汽船「トロール」漁業、母船式漁業、汽船捕鯨業又ハ機船

底曳網漁業ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受

クルニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得ズ

第四十二條第三項中「市制」ヲ削リ「市町村」ヲ「町村」ニ改ム

第四十三條第二項中「漁業ニ關スル」ヲ「漁業又ハ其ノ經濟

ノ發達ニ必要ナル」ニ改メ同條第三項中「漁業組合」ハノ下

ニ「本法ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外」ヲ加フ

第四十三條ノ二 漁業組合ハ左ノ事業ヲ行フコトヲ得

一 水産動植物ノ蕃殖保護其ノ他漁場ノ利用ニ關スル施

設

二 船溜、船揚場、漁礁其ノ他組員ノ漁業ニ必要ナル

設備ノ設置

三 組員ノ漁獲物其ノ他ノ生産物ノ加工、保藏、運搬

又ハ販賣ニ關スル施設

四 組員ノ漁業又ハ其ノ經濟ノ發達ニ必要ナル物又ハ

資金ノ供給ニ關スル施設

五 組員ノ遭難防止又ハ遭難救恤ニ關スル施設

六 前各號ニ掲グルモノノ外組合ノ目的ヲ達スルニ必要

ナル施設

前項ニ掲グル組合ノ施設ハ組員ノ利用ニ支障ナキ場合

ニ限り組員タルコトヲ得ザル者ヲシテ命令ノ定ムル所

ニ依リ之ヲ利用セシムルコトヲ得

第四十三條ノ三 前條第一項第三號又ハ第四號ノ事業ヲ行

フ漁業紹介ハ組合同規約ノ定ムル所ニ依リ組員ニ出資ヲ

爲サシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ組員ニ出資ヲ爲サシムル漁業組合



(漁業協同組合)ノ組合員ハ出資一口以上ヲ有スベシ

出資一口ノ金額ハ均一ニ之ヲ定ムベシ

出資一口ノ金額ノ最高限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三條ノ四 漁業組合ハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ其ノ經費ヲ組合員ニ分賦スルコトヲ得

第四十三條ノ五 第四十三條ノ二第一項第三號又ハ第四號ノ事業ヲ行フ漁業組合ノ組織ハ無限責任、有限責任及保證責任ノ三種トス

無限責任ノ組合ニ在リテハ組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハザル場合ニ於テ組合員ノ全員ガ連帶無限ノ責任ヲ負擔シ有限責任ノ組合ニ在リテハ組合員ノ全員ガ經費負擔額ノ外其ノ出資額ヲ限度トシテ責任ヲ負擔シ保證責任ノ組合ニ在リテハ組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハザル場合ニ於テ組合員ノ全員ガ其ノ出資額又ハ經費負擔額ノ外一定ノ金額(保證金額)ヲ限度トシテ責任ヲ負擔ス

第四十三條ノ六 無限責任又ハ保證責任ノ漁業組合ヨリ脱退シタル組合員ハ脱退前ノ組合債權者ニ對シ其ノ脱退ヲ登記シタル後二年間前條第二項ノ規定ニ依ル責任ヲ負擔ス

ス

第四十三條ノ七 新ニ無限責任又ハ保證責任ノ漁業組合ニ加入シタル組合員ハ其ノ加入前ニ生ジタル組合ノ債務ニ付テモ亦第四十三條ノ五第二項ノ規定ニ依ル責任ヲ負擔ス

第四十三條ノ八 漁業協同組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可ヲ得テ自ラ漁業ヲ營ムコトヲ得

第四十三條ノ九 漁業協同組合ハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ組合ノ地區内ニ住所ヲ有スル者ニシテ漁業者ニ非ザルモノヲ組合員ト爲スコトヲ得

第四十三條第四項ノ規定ハ漁業者ニ非ザル組合員ニハ之ヲ適用セズ

第四十三條ノ十 漁業組合ハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ組合規約ニ違反シタル組合員ニ對シ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第四十四條 漁業組合聯合會ハ所屬ノ漁業組合及漁業組合聯合會ノ共同ノ目的ヲ達スル爲行政官廳ノ許可ヲ得テ之ヲ設立スルコトヲ得

漁業組合聯合會ハ法人トス

漁業組合聯合會ハ第四十三條ノ二第一項第三號若ハ第四號ノ事業ヲ行フ漁業組合又ハ漁業組合聯合會ヲ以テ之ヲ構成ス

漁業組合聯合會ノ組織ハ有限責任及保證責任ノ二種トス

第四十三條第三項、第四十三條ノ二、第四十三條ノ三第二項乃至第四項、第四十三條ノ四、第四十三條ノ五第二項、第四十三條ノ六、第四十三條ノ七及前條ノ規定ハ漁業組合聯合會ニ之ヲ準用ス但シ第四十三條ノ二中組合員トアルハ所屬ノ組合、聯合會及組合員トス

第四十五條中「營業稅」ヲ「營業收益稅」ニ改ム

第四十八條第三號ヲ左ノ如ク改ム

三 解散又ハ事業ノ停止

第四十九條中「管理」ノ下ニ「構成者ノ權利義務及加入脱退、組織變更」ヲ加フ

第四十九條ノ二 漁業組合又ハ漁業組合聯合會ノ役員何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ組合若ハ聯合會ノ事業ノ範圍外ニ於テ貸付ヲ爲シ又ハ投機取引ノ爲ニ組合若ハ聯合會ノ財産ヲ處分シタルトキハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ規定ハ刑法ニ正條アル場合ニハ之ヲ適用セズ

第五十八條第二項中「漁獲物及漁具ハ之ヲ沒收ス」ヲ「漁獲物、製品及漁具ハ之ヲ沒收スルコトヲ得」ニ、「價格ヲ追徴ス」ヲ「價額ヲ追徴スルコトヲ得」ニ改ム

第五十九條中「汽船」ト「ロール」漁業」ノ下ニ「又ハ母船式漁業」ヲ、「汽船捕鯨業」ノ下ニ「又ハ機船底曳網漁業」ヲ加ヘ「罰金ニ處シ」ヲ「罰金ニ處ス此ノ場合ニ於テハ」ニ、「漁獲物及漁具ハ之ヲ沒收ス」ヲ「漁獲物、製品及漁具ハ之ヲ沒收スルコトヲ得」ニ、「價額ヲ追徴ス」ヲ「價額ヲ追徴スルコトヲ得」ニ改ム

第六十一條中「漁場」ノ下ニ「又ハ漁具」ヲ加フ

附 則

第一條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 本法施行前ヨリ引續キ第四十三條ノ二第一項第三號又ハ第四號ノ事業ヲ行フ漁業組合ハ本法施行ノ日ヨリ五年ヲ限リ其ノ組織ニ關シ第四十三條ノ五ノ規定ニ依ラズ仍從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

第三條 本法施行前ニ設立シタル漁業組合聯合會ハ本法施行ノ日ヨリ五年ヲ限リ其ノ構成者及組織ニ關シ第四十四



條第三項及第四項ノ規定ニ依ラズ仍從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

前項ノ聯合會ニシテ前項ノ期間内ニ其ノ構成者及組織ニ關シ第四十四條第三項及第四項ノ規定ニ依ル聯合會ト爲ラザルモノハ其ノ期間満了ノ日ニ於テ解散ス

第四條 印紙税法第四條第一項第十一號中「産業組合聯合會」ノ下ニ「漁業組合、漁業組合聯合會」ヲ加フ

〔國務大臣後藤文夫君登壇〕

○國務大臣(後藤文夫君) 農業動産信用法案提出の理由を申述べます、農村漁村に於ける金融の現狀に鑑み、農漁業者の擔保力の増加を圖り、其生産資金供給の圓滑を期する爲め、新に先取特權及農業用動産の抵當權に關する制度を創設致しまして、以て信用組合等に依り農漁業金融の圓滑を圖るに資すること、致す爲に、茲に農業動産信用法案を提出致した次第でございます、本法案の要旨は、第一に農業及漁業等の經營用品の購入等に必要資金の貸付を爲した場合に於ける、特別の先

取特權を認むること、致します、第二に、農業者及漁業者等の債務の擔保にする爲め、農業者及漁業者等の其業の經營に用ゆる重要なる動産の上に、抵當權を設定し得ること、致します、第三に、以上の先取特權又は農業用動産抵當權を取得し得るものは、信用組合其他特定の法人と致しました、以上が要旨でございます、何卒御審議の上、御協賛あらんことを希望致します(拍手)

○議長(秋田清君) 質疑を許します、風見章君

〔風見章君登壇〕

○風見章君 只今議題になりました政府提出の法案に關しまして、三四當局に質問を致します

第一點は本案を何故もつと早く上程しなかつたかと云ふ點にあるのであります、大體今度の議會に於きましては、會期切迫しましてから幾多の重要法案が出された、重要法案を會期切迫の時期に際して出して、而も緊急上程をして、内容を未だ

研究せざるに直ぐに議題に上せる、斯う云ふやうな事に對しては、其議案に對しては吾々は本當に審議出来る筈のものではない、でありますから、政府としては苟も吾々議員の審議權を尊重せんとする考が毛頭でもある以上は、斯の如き農村漁村に重大なる關係を有する法案を出すのに、其日に議案を配つて其日に緊急上程する、斯う云ふやうな態度に出ることは、正に吾々議員の審議權を輕んずる所以でありますから、甚だ怪しからぬと思ふ(拍手)此點に關して政府當局の辯明を要求する最早餘命幾何もない内閣だから、そんな内閣に斯う云ふ嚴重な質問をすることは心苦しいやうに感ずるのだが、ふら／＼内閣に對して言ふことは心苦しく感ずることであるけれども、併し規律上黙つて居られませぬから、當局の辯明を要求する(拍手)

第二點は、此法案は金融の圓滑を圖るのだと云

ふ、一體現内閣は金融の圓滑と云ふことを一個の形容詞と心得て居るのではないか、私はさう思はない、何となれば、此法案に現はれたる實質は金融の圓滑を圖らうと云ふのではない、少しばかりの借金の圓滿を圖るのである、金融の圓滿を圖ること、借金の圓滿を圖ること、は、自ら類を異にする(拍手)一體金を供りることの途を圖つてやるが、農漁村民に對して、拂ふ途はどうして呉れるのだ、こつちの方にはちつとも手を觸れて居らぬではないか、元來今日の金融の金融逼迫は、金が借りられなくて逼迫したのではない、金融の途がないから逼迫したのではなく、多年の誤つた政治の結果、農民の生活が非常に逼迫して來て、借金さへ返せないと云ふ所に、金融逼迫の根本の原因があるのでないか、苟も此點に些少でも考が及んだならば、現在農漁村に對して大切なことは、僅かばかりの金融の途を圖ることぢやない、



農具とか農産物、そんな物に抵當權を設置すると云ふ、枝葉末節の問題ではなくて、農業をして不利ならしめた幾多の原因を取除くことが、金融の圓滿を圖る根本の仕事でなければならぬ、大體私共は此金融の圓滿を圖らんとする現内閣の政策に關して、總てさうであるが、根本に觸れない、膏藥貼りなのである、根本の所に一體何が觸れて居るのであるか、此間米穀統制法案が出て來た、あれは米穀統制法ぢやない、大體あの法案は、國民の食糧政策の問題と、農民を救はんとする米穀政策の問題とごつちやに、混同して考へて居るからあゝ云ふ不徹底な統制法が生れて來た譯である(拍手)恐らく農林省と雖も、現内閣と雖も、あの米穀統制法案にあつては、國民の食糧政策と米穀政策とを取違へたのだと云ふ位は分つて居るだらうと思ふ、此點に付ても米穀生産者は、あれで助かりはしない、あの法案がある爲に、是より好くなる

是より悪くなることを、幾らか喰止める位の力はあるかも知れませぬけれども、農民を助ける、積極的に好くすると云ふやうな效能が達せられないと云ふことは、諸君も御承知だらうと思ふ(拍手)或は負債整理組合法案と云ひ、何處まで徹底した所があるのだ、大體農民の金融を圓滿にする、斯う云ふことを考へるならば、肥料の統制をやるのか、農具の統制をやるのか、自ら徹底した根本の途に入つて來なければならぬ筈である、漁業問題でもさうだ、水産銀行一つないのだから、さう云ふやうな銀行でも作ると云ふならば話は分るけれども、さうぢやない、さう云ふ根本の問題は一切投げやりにして、頬被りで見ない振りして居つて全く膏藥貼り同然の案を出して、之に「レットル」を貼つて、金融の圓滿を圖る、是は飛んでもない胡麻化し政策だと思ふ(拍手)一體今度の米國の金融恐慌に關しましては、是が我國に自ら重大な影

響を與へて來ることは申す迄もない、特に農村に對して悪い打撃を與へるであらうと云ふことも見透しが付く、成程「ルーズヴェルト」は色々の政策をやつて居りますけれども、併し彼れ「ルーズヴェルト」も、米國不況の根本原因にはちつとも觸れはしない、例へばさうぢやないか「トラクタ―」や「コンバイン」に依る農業生産革命に依る土地問題の解決・農具問題の解決、是等の根本問題にはちつとも觸れないんだから、今度の金融恐慌はちよつと止めた所が、それで米國の財界は好くなりはしない、好くならなければ。其影響は日本に來る、來れば先づ第一に農村に來る、現内閣は私が今申上げた如き米國の財界を見透して、是では纏て日本の農村もつと悪くなるだらう、もつと悪くなつたら、又借金が必要になつて來るだらう、其場合に吾々には何も策がないから、何も之を防ぐべき方法がないから、何も方法がないか

らと言つては、國民に相濟まないやうな氣持がすると云ふので、農民が一層借金する必要を認め、其借金の途は何處にも開く所がないから、此邊の所でちよつと借金の途を開いて胡麻化さう、斯う云ふやうな態度ではないかと、私共ですら疑はざるを得ないのであります(拍手)

第三の點は、一體現内閣は斯う云ふものの爲に借金の途を開いてやると云ふのだから、如何にも親切のやうだが、借りた金を一體何處で返へさせようとするのか、現内閣の無策無能を隠す政策の一つに自力更生がある、自力更生が出来る位なら負債整理組合等は要らぬ、借金を拂つて呉れと一體誰が頼むか、自力更生が出来なくなつたから、負債整理組合を作つて借金を整理させなくてはならぬ、斯うなつたのではなからうか、一體國民の自力更生の心、是は別な言葉で言へば、自主獨立の觀念である、此觀念は大に奨勵しなくてはなら



ぬ、大に尊敬しなくてはならぬ、併ながら國民が自力更生をしようと、自分で働いて自分の運命は自分で開拓しようとする、此尊ぶべき農村の農民の氣持を、自己の政策の何もないことをてれ隠さうとして、此自力更生の心を、政策のないと云ふ自分達の、何と言ふか、無能無力、之を蔽はんとして、此自力更生の精神を利用せんとする如きは國民の自尊心を冒瀆する所以であり、私共は斷じて採らないのであります、現内閣の命をちよつとばかり延ばすには、役に立つか知れませぬけれども斯の如く國民の尊重すべき精神を政策に利用せんとする如きは、國家百年の後に禍を貽すものでありますから、私共は斯う云ふ意味に於て、政府の自力更生策に斷じて賛成し難いのであります、大體に於て現内閣が此案を出しますのは、自力更生の餘地が無いに拘らず、自力更生とやつてしまつたから、今更取消す譯には行かない、何とか其

處を胡麻化さうと云ふので、即ち此方の方に借金の途を開いてやるから金を借りろ、そこで自力更生しろと云ふ、斯う云ふさもしい根性から出たのではないかと思ひますが、此點に對する現内閣の考方はどうなのだ

もう一つ聞きたいことは、斯う云ふやうな物までも借金のかたにして、抵當權の設定を許す、斯うなつて來たならば、同時に農業に關する種々なる保險制度を設けることが、常識上に於ても當然である、寧ろ其方が根本策なのです、然るに其方は知らぬ顔してやらぬ、此間多分政友會の諸君の提案だと思ひますが、民政黨も吾々共も色々妥協した結果、農業保險制度の案が衆議院を通過して居る、現内閣は衆議院の提案を俟たず、農業保險の如きは卒先して自ら立案提案すべきものである然るにそれはやらない、さう云ふ根本的のことはやらすして、單に斯う云ふ法案だけを出して知

らぬ顔をして居る、私は現内閣が農村救濟若くは漁村救濟に對して、幾何の誠意あるやを疑はざるを得ないのであります(拍手)

次の點は、大體現在の——我國に於てもさうであります、世界を通じての新しい法律の通念から申しますれば、本案に依つて金融の對象物となつて居りますものは、差押されないやうに、法律に依つて擁護してやるのが當然である、只今の法案に依つて金融の對象物となつて居る物が、差押されたならば、農民はどうして生きて行くのだ(拍手)労働者の足に抵當權を設定し、手先に抵當權を設定する如き、殘酷なやり方である、斯う云ふ物を抵當に金を借るので、現内閣は飛んでもない政治ばかりやつて居る、口では農村の救濟と云ふことを言つて居りながら、米國の不景氣がやつて來て、一時に農作物が下落して、金が拂へないと云ふ時分に、本案に依つて抵當權を設定された

ものを差押へられたならば、一體農民はどうして拂ふのだ、現在の法律の通念から言ひましても、斯う云ふことは間違つて居る、差押へらるゝ時になつても、それは差押へられないやうに法律制度を設けることが、私共は當然でなければならぬと思ふ、然るに斯う云ふ馬鹿々々しい法律を作つて農村救濟だと云ふのであるから、私共は現内閣の時代錯誤的な考へ方に寧ろ呆れ返らざるを得ない農林當局は此點に關して此法案は時代錯誤であると考へて居らないか

最後に此法案は最初の方は「農業」とだけあつて「農漁」と書いてない、何故「農漁」とやらなかつたか、極めて簡単な質問のやうでありますけれども、現内閣は此法案の題目に漁業の漁の字を落した、此點は落したと云ふ氣持に於て、私共大に問題にしなければならぬことがあると思ひますから此點を農林大臣に質問する



詰り以上私が質問せんとしたことを要約して申しますれば、何故是程の重大な案を今頃上程して而も緊急上程して、法案が今朝配られて、やつと見て、此法案に關する私共が内容を知つたやうなことであつては、吾々の議員の審議權を無視するものである、誰でも同感だらうと思ふ、苟も衆議院に議席を有つて居る者ならば、斯う云ふ馬鹿馬鹿しいことをされて、審議權が重んぜられたと思ふ者は、唯の半かけでも私はあるまいと思ふ、此點に關して政府は衆議院の審議權を無視したと思はないかどうかに關する質問、第二は、金を借りることを世話してやつて居るのは宜いが、此借りた金をどうすれば返せると思つて居るか、此點が一つ、何故同時に農業保險制度を實現しないか、此點が一つ、斯う云ふ法案に依つて示されたる金融の對象物の如きは、差押へされないやうにするのが當然だと思ふが、農林當局はさう思はないか

其次は自力更生のてれ隠しの政策に對して、何とか彌縫したいと云ふさもしい根性から提案したのであるかないか、其次は何故漁業の「漁」の字を入れなかつたのか、此點に關し農林當局の明快なる答辯を求めます、答辯に依つては重ねて質問を致します(拍手)

〔國務大臣後藤文夫君登壇〕

○國務大臣(後藤文夫君) 只今議題となつて居ります今一つの法案、漁業法中改正法律案提出の理由を先に説明致します、漁業法中改正法律案を提出するに至りましたのは、現在の漁業法に於て認めて居ります漁業組合は、漁業者の共同の團體でありまして、漁村に於ける重要な機關であります、從來漁業權又は入漁權の主體となり、又組合員の爲に漁業に關する各種の共同施設を行つて參りましたが、現行の規定の下に於きましては漁村の經濟團體としての機關を十分に發揮する上

に、尙ほ遺憾の點があるのでございます、故に是が機能を擴充し、漁業組合をして眞に隣保共助の精神に基き、漁村の中樞機關として活動するに便ならしめますることは、漁村經濟の更生を圖るの方途と致しましても、極めて肝要であると考へるのであります。

又時勢の變遷、漁業の進歩に伴ひまして、現行漁業法中水産動植物の蕃殖、保護、漁業取締に關する事項、其他に付きましても、亦改正を要する點があるのであります、仍て漁業法中改正法律案を提出致しました其要旨を簡単に申し上げます

第一に、漁業組合の目的を擴張致しまして、新に組合員の經濟の發達に必要な共同の施設を爲し得ること、致しました

第二に漁業組合の一種として漁業協同組合なる出資團體を新に認めまして、特定の經濟施設を爲し得るものとし、其組織を無限責任、有限責任及

保證責任の三種と致したのであります、又之と同時に、同種類の施設を爲す漁業協同組合にあらざる組合の組織は、無限責任又は保證責任の二種と致しました

第三に、漁業組合聯合會は、前述の特定の經濟施設を行ふ漁業組合又は漁業組合聯合會を以て設定し得ること、致しまして、其組織は、有限責任又は保證責任の二種類と致したのであります

第四に水産動植物の蕃殖保護、漁業取締に關する規定に必要な改正を加へました

第五に、漁業權又は入漁權の處分等に關する規定に付て是正を加へたのであります、以上は本案の要旨であります、何卒御審議の上御協賛あらんことを望みます

次に風見君の質問に御答致したいと存じます、農業動産信用法案の提出は、豫て當局に於て苦心調査を致して居つた問題であります、併ながら是



は政府部内、他の省と色々關聯のある法案であります爲に、法案の調査に手間が取れたのであります、併し事柄は比較的簡単な事柄であります、折角準備が整ひました以上は、此法案を提出致しまして、成るべく速に實現を圖りたいと云ふ趣旨で提案を致した譯であります、此法案が農業者、或は漁業者等の借金を寧ろ容易にして、却て困らせるのではないか、さうしてそんな品物の差押までされるやうな事になつて、却て困るのではないかと云ふ誤解が、動もすると此法案に生ずるのであります、所が全く事實はさう云ふ譯ではないのであります、所が全く事實はさう云ふ譯ではないのであります、現在或は賣渡抵當と云ふやうな方法で、家畜等を事實上抵當にして金を借りる場合もあります。或は漁船等が出漁致します際に、色々の品を借りて参りました、歸りに漁獲物で拂ふと云ふことも行はれて居ります、斯う云ふ方法のな

いが爲に、動産の占有を移さずに金を借りることに、色々の悪い條件が伴ふ場合が多いのであります、此方法が立ちますれば、さう云ふことが行はれて、不利益な條件で金を借りることを免れしめることが出来るのであります、實施の場合をずつと考へますと、決して弊害の起る問題ではなくして、現在の農民漁民の資金の融通、殊に生産資金の融通の場合に、寧ろ便利の開かれる問題なのであります、唯何人に對しても、斯う云ふ方法で金が借りられることにして置きますと、弊害の生ずる虞があります、隨て是等の方法で金を借り得る、貸し得る主體と云ふものは、産業組合其他の法人に限ると云ふことに致してあるのであります、是は我國ばかりでなく、各國で行はれて居ります、相當な効果を奏して居る方法なのであります、此案は何か農村救済に宜い案が無いので、胡麻化しに出したのではないかと云ふやうな御非難があ

りましたが、決してさう云ふものではありません、さう云ふ點に付ての言葉を重ねての色々な御非難は全然私は承認することは出来ませぬから、御返しを致したいと存じます

それから保険はやつたら宜いぢやないか、保険はやつたら宜いことあります、斯う云ふ方法と共に、保険の行はれることを吾々も希望致します、さうして保険に付ては、今日色々調査を致して居ります、まだ此議會に提案する程には参らなかつたのであります、それからは時代錯誤ではないかと云ふ御話がありました、斯の如く時代に順應した案でありまして、決して時代錯誤ではございませぬ、それから農業の文字を使つて漁業を入れなかつたのはどう云ふ譯か、是は法案の第二條に、漁業と云ふものを、此法案で認めることにちやんと書いてあるのであります、農業と云ふ意味は、原始産業の意味で掲げたのであります

て農村漁村の住民の生業を大體現はす積りで書いてあるのでございます

○風見章君 議長

○議長(秋田清君) 簡單ならば議席でも宜しうございませぬ……

〔風見君登壇〕

○風見章君 只今農林大臣の答辯に依りますと何故もつと早く提出しなかつたかと云ふことに對する答辯としては、苦心調査して居つたので手間が取れました、斯う云ふ譯である、苦心調査して手間が取れたことは怠慢ではないか、大體此位な法案を今申上げた如くそんな意味で出すならば、農村問題は去年からである、議會劈頭に出しても宜い筈である、私は斯う云ふものを今頃になつて出すことは、審議權を輕んずる所以ではないか、斯う云ふことを尋ねた譯であります、尤も吾々の審議權を輕んじたか輕んじないか、斯う云ふ重大



な質問に對して、農林大臣が答辯出來ないことは當り前かとも思ふ、もう一つ此法案に依つて借金をする條件を改善するのである、斯う云ふ答辯であつた、借金を改善する條件を改善すると云ふならば、金融の圓滿を圖るなんと云ふ、でかい「レットテル」を貼らずに、借金改善法案だと言つたら宜いじやないか、さう云ふ大きい言葉を掲げて來て、内容の貧弱なるものを以てすることは、即ち羊頭を懸けて狗肉を賣る類である、羊頭狗肉の政策が、大體現内閣の附物である、何でも彼でも話は大きいけれども、政民兩黨の與黨諸君でも、條件を附けたり、嫌味を附けなくちや賛成出來ないやうな、宜い加減な案しか出さないぢやないか、私共は農林大臣の答辯される如き意味ならば、金融の圓滿を圖るなんと云ふ、大藏大臣が言ふやうなことは言はずに、農村の借金の條件を幾らか改善したいと思ふから出しましたと、斯う言ふならば幾分納

得する點はある、さう云ふ駄法螺を吹いては相濟まぬぞと云ふことを、私は警告して居る譯であります(拍手)何故「漁」と云ふ字を入れなかつたか、此私の質問に對しては、法案の中に漁業と入つて居るから宜いではないかと、斯う言ふ、さうぢやない、私は斯う言ふのであります、大體日本の漁業は農村の副業ぢやない、副業にして居つてはいけない、我國の特殊なる情勢から考へても、本當は漁業省位は疾うの昔に出來て居つても宜い筈である、多年鎖國状態に置かれたる日本の政治家が口には四面環海と言ひながら、狭い田地にばかり考を囚はれてしまつて。大切な漁業問題を忘れて居つた、其困襲的考が、此法案の一端にも現れて來て、農漁業と言つたら宜さうなものであるのに、農業で片付けてしまふ、さう云ふならば何故農林省と言ふか、漁業が我國に取つて大切な産業であることを考へたならば、同時に又常に農業

の保護なる名の下に、漁村が保護されることに關しては、全國多數の漁民は常に甚だしく憤慨して居る譯なのである、繼子扱ひにされたが如き感じを有つて居ることは、諸君の中にも漁民に接觸する者があるだらうから御存知だらうと思ふ、漁業問題に熱心なのは、國民同盟だけである筈はない政民兩黨と雖も此點に關しては十分な關心を拂ふべき筈なのである、拂ふならば、漁民の氣持を買つてやる位は當然なことである、それが當然ならば何も漁業の「漁」の字を儉約する必要はないではないか(拍手)のみならず農林大臣が眞に能く漁業行政に關しましても本當に親切ならんと欲すれば漁民の獨立性も尊重して、此法案に關しても中に文字を入れる以上は、更にそこに現して「農漁」とやるのが當然ではないか、やらない所にあなた方は、口では何と言つても、腹の中では漁業を以て農業に附随するものだと思ふ、徳川時代の當時の

如き考を以て、今日の農村に臨みつゝある、此時代錯誤の考が現れて居ることを證明して居るのだと斯う私共は考へざるを得ない

更に農林大臣は、私が現内閣の各般の施設に關して批判したことに對し、之を御返却すると云ふ譯だが、返却はあなたの與黨である民政黨なり政友會なりに返却するが宜しい、私共は返却される義理はないが、何れ巨細のことは委員會に於て質問しますから、私の質問は是で打切りませう(拍手)  
○議長(秋田清君) 右各案の審査を付託すべき委員の選舉を議題と致します。

右議案の審査を付託すべき委員の選舉

○上田孝吉君 兩案を一括して議長指名十七名の委員に付託せられんことを望みます

○議長(秋田清君) 上田君の動議に御異議ありませぬか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋田清君) 御異議なしと認めます、仍て動議の如く決しました



# 委員 會

## 委員會成立

本委員は昭和八年三月十四日(火曜日)議長の指名を以て左の通選定せられたり

庄 晋太郎君	鈴木 英雄君
竹澤 太一君	佐藤庄太郎君
林 儀作君	青山 憲三君
平井信四郎君	木本主一郎君
砂田 重政君	中村 嘉壽君
渡邊 與七君	土倉 宗明君
村上紋四郎君	谷原 公君
中井川 浩君	中山 福藏君
高田 耘平君	小池 仁郎君

同月十五日(水曜日)午前十時三十分委員長理事互

選の爲委員參集す  
其の氏名左の如し

庄 晋太郎君	鈴木 英雄君
竹澤 太一君	佐藤庄太郎君
青山 憲三君	木本主一郎君
中村 嘉壽君	渡邊 與七君
村上紋四郎君	谷原 公君
中井川 浩君	高田 耘平君
小池 仁郎君	

〔年長者村上紋四郎君投票管理者と爲る〕  
○村上投票管理者 それでは先例に依りまして、私が年長の故を以て投票管理者となり、是より委員長及理事の互選を行ひます  
○青山委員 私は諸君の御賛成を得て、庄晋太郎

君を委員長に推薦致します

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○村上投票管理者 別に御異議ありませぬか

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村上投票管理者 それでは青山君の動議の如く決定致します、青山君の御意見に御異議ないと認めまして、庄晋太郎君が委員長に御當選になりました

〔庄晋太郎君委員長席に著く〕

○庄委員長 不肖僭越であります、只今御指名に依りまして決定致しました委員長の席を汚すことに致します、どうか宜しく御指導御鞭撻を御願致します、是より理事の選舉を致すことに致します

○青山委員 理事は其數を四名と致しまして、委員長から御指名を願ひます

○庄委員長 青山君の御發議に御異議ありませぬ

か

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○庄委員長 御異議なしと認めまして、私から指名致すことに致します

竹澤 太一君	平井信四郎君
中井川 浩君	中山 福藏君

の四名を指名致します、是で委員長理事の選舉を終りました

## 第一回委員會

昭和八年三月十五日(水曜日)午前十時三十三分開議

出席委員左の如し

委員長 庄 晋太郎君	
理事 竹澤 太一君	理事 中井川 浩君
鈴木 英雄君	佐藤庄太郎君
青山 憲三君	木本主一郎君



中村 嘉壽君 渡邊 與七君  
 村上紋四郎君 谷原 公君  
 高田 耘平君 小池 仁郎君

出席國務大臣左の如し

農林大臣 後藤 文夫君

出席政府委員左の如し

農林參與官 松村 謙三君  
 農林省水産局長 戸田 保忠君  
 農林省經濟更生部長 小平 權一君  
 農林書記官 井野 碩哉君

本日の會議に上りたる議案左の如し

農業動産信用法案(政府提出)

漁業法中改正法律案(政府提出)

○庄委員長 引續き會議を繼續したいと考へて居りますが如何ですか

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○庄委員長 然らば只今から議事を繼續すること

に致します、農業動産信用法案及漁業法中改正法律案の兩案を一括議題に供します、政府委員の御方から兩案提出の理由を御説明願ひます

○松村政府委員 私から兩案提出の理由を説明申上げたいと存じます、先づ漁業法中の改正法律案に付きまして提出の理由を申し上げます、漁業法に於て認めて居ります漁業組合は漁村に於ける漁業者の組織する重要な團體であります、然るに現行法規の下に於きましては、隣保共助の精神に基く漁村に於ける經濟機關としての機能を十分發揮する上に、尙ほ遺憾とする所が尠くないのであります、故に之を改正致しまして、眞に漁村の中樞機關として活動するに便宜ならしむることは、漁村の現状に鑑みまして甚だ必要でありますのみならず、漁村の經濟更生の方策と致しましても洵に緊要缺くべからざることであるのであります、仍て之に關する規定の改正を致しますると共に、

其他時勢の變遷及漁業の進歩に伴ひまして必要であります事項に付て改正を爲さんと致しまして茲に漁業法中の改正法律案を提出する次第であります

今回の改正事項中其主なる點を申述べまするならば、第一に漁業組合は從來漁業權又は入漁權の主體となり、又組合員の漁業に關する各種の共同施設を爲すことを目的として居つたのであります、新に其目的として組合員の經濟の發達に必要な共同の施設を爲すことを加へたのであります

第二に特定の經濟行爲を行ふ漁業組合は、組合員から出資を爲さしむることを得るものと致しまして、之を漁業協同組合として、其組織は無限責任、有限責任及保證責任の三種と致したのであります、又出資の制度を採りませぬで、漁業協同組合と同種の事業を行ひまする漁業組合の組織は、無限責任及保證責任の二通りと致したのであります

す

第三には漁村の事情に依りまして、漁業従業者其他漁業者に非ざる者を漁業協同組合に加入せしむることを適當と致す場合もありますので、漁業協同組合は組合規約の定むる所に依りまして、漁業者に非ざる者を組合員と爲すことを得ること、致したのであります、又漁業の種類漁村の状況に依りまして漁業協同組合自ら漁業を營むことを適當とする場合もありますので、命令の定むる範圍内に於て、行政官廳の許可を得まして自ら漁業を營むことが出来ることに致したのであります

第四に漁業組合聯合會は所屬の漁業組合及漁業組合聯合會の共同の目的を達する爲め設立を致し得ることに致しまして、其組織は有限責任及保證責任の二通りと致したのであります

第五に本改正法律施行前から引續きまして特定の經濟行爲を行ふ漁業組合は、改正法律施行法五



年を限りまして、前に申上げました責任組織の組合と爲さざることを得ること、致しました、又本改正法律施行前に設立致しました漁業組合聯合會は、改正法律施行後五年を限りまして尙ほ従前の規定に依ることを得ること、致したのであります前記の期間内に本改正法律に依る聯合會となさざるものは、其期間満了の日に於て解散を致すものと致したのであります

第六に漁業權又は入漁權の各共有者が其持分を處分致す爲には、他の共有者の三分の二以上の同意を以て足ること、致したのであります、又共有に屬する漁業權又は入漁權を變更せんとする場合に於きましては、他の共有者の所在が分りませぬで、其同意を得ることが出来ませぬ時、及漁業權の分割其他の變更を爲さんとする場合に於きまして、登録したる入漁權者の所在が分りませぬ爲に其同意を得ることが出来ませぬ時は裁判所の許可

を以て其同意に代ふることが出来ることに致したのであります

第七に農林大臣又は地方長官が水産動植物の蕃殖保護又は漁業取締の爲め命令を以て規定し得る事項中に、水産動植物に有害なるもの、漏泄並に水産動植物の移植に關する制限又は禁止の事項を加へ、尙ほ母船式漁業、又は機船底曳網漁業を營まんとするものは主務大臣の許可を要する旨を漁業法中に規定すること、致しました、以上が今回改正の要旨であります、何卒御審議の上速に御可決あらんことを望みます

次に農業動産信用法案提出の理由を説明申し上げます

農山漁村に於ける金融の現状に鑑みまして、農業者の擔保力の増加を圖り其生産資金供給の圓滑を期する爲め新に先取特權及農業用動産の抵當權に關する制度を創設致し、以て信用組合等に依

る農漁業金融の圓滑を圖るに資すること、し、茲に農業動産信用法案を提出致しました所以であります

此法案の要旨を申し上げますと、第一に農業用動産、若くは農産物生産物の保存、農業用動産の購入、種苗、肥料、蠶種、若くは桑葉の購入、薪炭原木の購入、又は一定の水産養殖用種苗、若くは餌料の購入を爲すに必要な資金の貸付を爲したる場合に於て、特定動産の上に先取特權を認むること、致しました

第二に農業者、漁業者、農事實行組合、又は養蠶實行組合等の債務を擔保する爲め、農業及漁業等の經營に要ります主要なる動産の上に、抵當權を設定し得ること、致したのであります

第三には以上の先取特權、又農業用動産抵當權を取得し得る者は信用組合其他特定の法人と致しましたこと等であり、何卒御審議の上御協賛

あらんことを希望致します

○竹澤委員 提案せられました兩案の中、漁業法中、改正法律案の方を第一に審議して戴きたいと云ふ動議を提出致します

○庄委員長 竹澤さんの御發議に御異議ありませぬか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○庄委員長 御異議なしと認めまして、此兩案の中漁業法中改正法律案の審議から始めることに致します、只今政府委員から御通知がありました、午前中は農林大臣が貴族院の方に御出席になつて此方に出られぬさうであります、午後は繰合せが付くと云ふことでありますが、速記の都合が午前中だけしか用意がないやうな模様であります、只今政府委員の方に事務的の御質問があれば御答が出来ると云ふことでありますから、通告順に依て質問を始めることに致します、村上君



○村上委員 私は漁業法の全般に對しまして、質問をしたいと思ひます、それで大臣の出席まで私の質問は留保して置きます

○庄委員長 然らば中村君

○中村委員 私の質問は、是も亦大臣の御出でになるまで留保することに致します、私共は之を多年主張して居りましたので、今日斯様な法案の出したことを、既に遅しとするのでありますから、成べく早く通過され、實施されんことを希望して居るやうな次第であります、私の質問は後に譲るとし致します

○小池委員 大臣に御聽するのが宜いかも知れませぬが、私共は漁業法の改正を長い間希望して居りますことは、水産當局でも御承知のことだと思ひます、會期切迫の場合でありますから、一日も早く本案が通過することを望みます、尙ほ私は政府委員に御尋申上げ、御説明を願つて、足りない

満足の行かない點があれば大臣を煩はすことになりませう、又一應申上げて置けば、大臣が御答下さるにも都合が好いだらうと斯様に考へるから、私は先づ事務當局者に就て御意見を伺つて置きたいのであります、それは漁業権の存続問題であります、是も長い間の問題で、漁業権を物權的に確定を見たいと云ふ、所謂土地に準ずる所の制度にする、又漁業権の存続期間も二十箇年とあるのは極めて短期に過ぎるし、更新と云ふことも繼續と云ふ意味でなくて、新規處分になると云ふやうな疑も持つて居る、斯う云ふことで、漁業者を保護する上から改正を望んで居つたことは久しいのであります、同時に此物權に對する漁業者の權利を確保する意味から行くと、或は無期限にする、若くは無期限にせぬにしても、現在のものを倍以上の期間を持たせる位の希望を實は多年懐いて居つた者であります、此度の漁業法の改正に於ては、

其事の改正を見ることが出来なかつた、又行政上の處分に於て、公益上の關係から漁業権の取消とか、或は移轉とか、色々の變化を生ずる場合がある其爲に漁業者の蒙る不利益も、何等かの方法を以て補償して貰はなければならぬ、斯様な考を持つて居つたのであります、今回はさう云ふ方面に一切手を觸れられないのはどう云ふ譯であつたか、又重ねて近き將來に於てさう云ふ改正の御意思があるかどうか、其點に付て從來問題を御取扱になられた水産當局の御意見を伺つて置きたいのであります

○戸田政府委員 第一の御尋の漁業権の問題でございますが、是は色々の考へ方がございまして、漁業権は無期限にすべしと云ふ論もございまして、或は期間を延長すべしと云ふ論もあり、或は只今二十年以内を期間として更新すると云ふことになつて居りますが、更新の觀念を延長と云ふ風に改

めるが宜いと云ふ考へ方もございまして、根本の問題と致しまして、相當慎重に考慮を要する問題でありますので、此度の改正は其他の點もございまして、主として漁業組合の機能充實と云ふ點に重點を置きまして、漁村の經濟更生に資すると云ふことを重要な點と致して改正を試みたのでございまして、漁業権存続の根本問題に付きましては、慎重に考究する必要もあることであり、相當大なる問題でございますので、此度の一部改正に於ては其點に觸れなかつたのであります、又漁業権の補償の問題でございますが、是は財政等の關係もございまして、此度の改正案に入つて居りませぬので、是は現在に於きまして、それらの法律の中に、一般に論ぜられて居るが如く、漁業権全般に關する、全般的の補償の規定ではございませぬが、或種の法律には、其事項に關しては特に漁業権の補償を規定して居る法律もあるのでござい



ます、是も相當他の一般の例ともなりますし、關係する所が大きいのでありまして、先程申し上げたやうな意味合から、此度の改正に於きましては之に觸れて居りませぬ、近き將來に更に改正する意思ありや否やと云ふ御尋でございしますが、兩方も相當研究を要し、又關係する所も廣いのでありますから、只今直ちにはつきり將來の意思を申し上げる域には未だ至り兼ねて居ります

○小池委員 幸ひ大臣の御出席がありましたので此度は時局救済の爲に漁村更生を圖る意味合から漁業法の一部改正を御提案になりましたことは、極めて機宜に適せる御處置と私は信じて居ります併し漁業法の改正は獨り漁業組合の活動を促して漁村更生を圖ると云ふことが、之に依てのみ圖られるものではなくして、他の、只今申上げました漁業権存続期間の問題の如き、補償制度の如き事柄は、確に漁村の根本問題である、此根本問題を

解決すると云ふことは、同時に實はして戴きたかつた、けれどもそれは財政上の關係や其他の問題で、其運びにならなかつたと云ふ政府委員の御説明を得たのであります、是は漁村の基礎を確立する點から見まして、私が縷説する迄もなく重要な關係もありますから、當局に於てもそれは既に或る程度迄は御認めになつて居ると私共は信じて居る、隨て近き將來に、漁業組合の活動を促すと同時にさうした基礎を鞏固にすると云ふことは當然の歸結なりと考へるのであります、隨て大臣は左様な問題の解決も、一日も早く、近き將來に於てさう云ふ希望を御持ちになつて居りますか、此際大臣の御決意の程を伺つて置きたい

うな、色々な見地から考へなければならぬ問題でありまして、今後も鋭意考究をして適當な改良を加へて行きたいと云ふ考で居ります、それから色々な國家的公の施設等の爲に漁業権が消滅したり又非常に毀損せられたりした場合に於ける補償の問題は、今回の提案に際しても出来るならば入れて見たい考で参つたのであります、先程水産局長が御答致したやうな事情、其他多少考究を致す事情がありますので今回の改正には入れなかつたと云ふ譯であります、此點も能く考究して實際に適應するやうに致しませぬと云ふと、規則で補償が出来るやうにすると云ふ事は、同時に規則で補償の程度と云ふものも略はつきりされるやうになりますので、實際の場合に於て其他色々な法規からも補償がありますし、法規なしにも之に付て補償と云ふ事が行はれます場合がありますので、善い場合と悪い場合と今日はある譯であると思ひま

す、一概に極く簡単に一つの基準を設けて補償することにしてしまふことが、其儘で直ちに漁業権者の爲めであるかどうかと云ふことも能く考へてやりませぬと 疑問を生ずるやうな事態も出来ますし、尙ほ今後の考究に俟つて此問題の決定を致したい、斯う云ふ考で居ります

○小池委員 他に御尋することもありますが大臣が御出席になつて居り、大臣に對する質問で私より先の方がありますから其方に譲ります

○村上委員 御承知の通り漁業権の制定は明治三十四年でありまして、四十三年に漁業権に關する改正があつたのであります、爾來時勢の變遷と漁業の進歩に依りまして、實際に適應しない條項が多々あるのみならず、漁業権問題は此漁業法の骨子とも云うて差支ないのだらうと思ひます、抑々漁業法制定の場合に於きましては、此漁業権なるものが主體になつて制定せられた法律であります

二九



然るに此漁業權に對しましては、私共幾多の疑問を持つて居りますのみならず、漁業權の安固の上に於ても大に憂慮して居る所があります、只今小池君から質問がありました疑點の如きは、最も其主なるものであらうと思ひます、第一に漁業法第七條に依りますと「漁業權ハ物權ト看做シ土地ニ關スル規定ヲ準用ス」と云ふことになつて居るのであります、即ち一つの私權になつて居るのであります、故に抵當權の設定となり、賣買讓渡を許されると云ふやうなことになつて居りまして、漁業組合の唯一の財産でもありますが故に、之に依つて金融の運用も出來ると云ふことになつて居るのであります、然るに第二十四條に於きましては水産動植物の蕃殖保護、船舶の航行碇泊繫留、水底電線の敷設若は國防其他の軍事上必要あるとき又は公益上害あるときは漁業權を停止し又は行政長官は免許を取消す事を得と云ふ事があるのであり

ます、是は漁業權に對する最も不安なる條項でありまして、此場合に於てはどうしても國が此漁業權に對して補償しなければならぬ義務がなければならぬと考へるのであります、故に此事柄に對しましては全國水産業者の大會に於ても、各地方に於て開會致しました所の水産業者の集りに於きましても、是が改正を要望する事が實に切なるものがあるのであります、聞く所に依りますと農林省に於きましては是が改正の必要を認められまして曩に大藏省に交渉したけれども、此二十四條の條項は實際に於ていけないと云ふ事でありまして、財政の都合上昭和五年以來漁業法の提案が今日まで引掛つて居つたと云ふやうな事を聞いて居るのであります、若し果して然りと致しますれば、假に昭和八年度に於ては此問題が實現しないと致しましたも、財政の許す場合に於ては政府は此事項を必ず改訂すると云ふ御考があるのでありませう

か、之を明確に承りたいと思ふのであります。

第二は是も小池君より御質問になりましたが、漁業權の期間存続問題であります、御承知の通り漁業權は二十箇年以内に於て行政長官が之を定めると云ふことになつて居りまして、二十箇年の期間を與へ得ることになつて居りますけれども、時に或は八年、十年と云ふやうな短期間を與へまして、それが爲に權利者は非常な迷惑を致します、何れの漁業權者に致しましても、漁業權は之を擔保に供することが多いのであります、期間の短い爲に、期間が満了致しますれば更に手續を爲さなければならぬと云ふことになりまして、非常に煩雜と非常な費用を要するやうな状況になつて居りますのみならず債權者に於きましては不安に驅られました、之に對して十分な貨付をしないと云ふやうな状況になつて居りますが故に、是も何とかして無期限にして貰ひたいと云ふ要望を度々

するのみならず、若しいけないと致しますれば或は三十箇年なり五十箇年位にして貰ひたい、斯う云ふ要望を度々して居るのであります、此問題も此改正に實現しないと云ふ事は私共の最も遺憾に思ふ所でございます、之に對して政府は如何なる御考を持つて居るのでありませうか、現在の條文で即ち二十箇年以内で宜しいと云ふ御考でありませうか、此點に付て御伺を致したいと思ひます、それから逐條に由しますれば非常に長くなりませうから、唯大臣に對しては二三申上げたいのであります、第三は機船底曳網の問題であります、是は御承知の通り機船底曳網が跋扈跳梁の爲に、沿岸漁業者は非常な損害を被り、此儘推移致しますれば、或は場所に依りましては全滅に瀕してはしないかと思ふのであります、故に漁村救済の際に於きまして機船底曳網の爲に各府縣に對して十五萬圓、取締船二艘建造の爲に二十一萬圓、三十六萬



圓の費用を以て是が取締に當られると云ふことになりまして、私共は非常に喜びましたのであります、のみならず沿岸漁業者は恰も蘇生の思ひを爲したのでありますが、昭和八年度の豫算を拜見致しますと、此取締費なるものは僅か八隻に減じられまして、取締船の建造は固より、各方面に對する補助の如きも半額に減じられたと云ふやうな状況になつて居るのであります、是で果して機船底曳網の取締が完全に出來ると云ふ御考でありませうか、御承知の通り沿岸漁業者は其數二百萬を以て數へらるゝのでございます、故に此沿岸漁業者の盛衰は直ちに國家の消長にも重大な關係があると思ふのであります、然るに尙ほ其取締の完備をしない場合に於きまして、此重要な費用を削減致しました理由は何れに在るのでありませうか、此點に付て私は御伺をして見たいのであります

○後藤國務大臣 漁業權の問題に付て御尋のあり

ました二點、小池君も同様な趣旨の御尋があつたのであります、漁業權の存続期間の問題、其外漁業權の性質に關する各種の問題は、餘程是は考究を要する大問題であると考へて居ります、漁業界に於て存続期間の延長又は之を無期限のものにするに云ふやうな希望のあることは承知致して居ります、併ながら漁業權の今日存在して居る状態は御承知の通り色々複雑な形になつて居ります、之に對しまして如何なる改正を加へることが最も漁業權者の立場から申し、又沿岸漁民の立場から、又國家全體の漁業の進歩の上から云つて宜しいかと云ふことは、簡單に決定を致し兼ねる問題であります、可なり慎重な調査考究を要するのであります、御承知の如く我國の漁業權と云ふものは、幕政の時代からずつと慣行的に存在致して居ります、それが漁業法に依て一種の私權的性質を持つて來たのであります、元々果して其通りの實體

の權利であるかどうかと云ふことにも、色々な疑問があります、之を直ちに簡單に改正を加へると云ふことは、餘程考慮しなければならぬ問題であります、漁業權の問題に付ては、今後も慎重な考究を遂げて、改正すべき點がありますれば、改正致したいと考へて居る譯であります、唯今回漁業組合の働きを活潑にする爲の法律案を出します時に、其問題も併せて解決すると云ふことは、致し兼ねた次第であります、それから第二十四條に關聯して居る補償の問題は私共も必要を認めて居るのであります、折角當局に於ては色々と努力を致して參つて居るのであります、財政等の關係もあり、又實際の實情に適した行方はどうしたら宜いかと云ふことに付ても、尙ほ考究を要する點があります爲に、今回は提案を致す運びに至らなかつたのであります、出來得る限り早く此問題の解決を致したいと考へて居ります

○戸田政府委員 機船底曳網漁業取締に關する御尋であります、御話のありましたやうに過般臨時議會に於きまして本省に於ける取締船二艘府縣に對しましては十縣分の御協賛を得まして只今實施中でございます、其後鐵材等の値上りの爲に、造船業の方が豫算を組みました當時とは變化を致しました爲に、各府縣及本省とも建造が稍遅れました、此三月末若くは四月になりませぬと、其豫算に基く船が出来ない状況であります、一方に於きまして御話のやうに取締を嚴にする必要を感じまして、本年の一月一日から取締規則を改正致しまして、從來とは面目を一新した取締規則に依りまして、取締を一方に著手致して居る次第であります、一方船の方は只今申上げたやうな次第で、未だもう一兩箇月経ちませぬと、實際に動くやうになりませぬことは遺憾であります、已むを得ないのであります、豫算に關しましては、八年度豫



算に於きましては、七年度豫算の府縣十縣分に續きまして、更に新に八縣分を計上致しました次第であります、本省の船の方は、八年度に於きましては、一應七年度で出来ました船の實蹟を見ると云ふことに致しまして、計上致して居りませぬ、全體の財政の都合等もありますので、出来るだけの範圍で取締の實を擧げるやうに努めたいと考へて居ります、此度の法律の改正の中にも機船底曳漁業は從來漁業法に根本的の規定が無かつたのであります、唯省令だけでやつて居つたのを、根本の規定を此改正法に入れました、汽船「トロー」漁業、或は捕鯨業だけが漁業法にありましたのを、此度母船式漁業と共に、機船底曳網漁業に付きましても、主務大臣の許可を要すること、し隨て罰則等に付ても法律に基きますから、省令の罰則とは大に趣を變へるやうになりました、さう云ふ點に付きましても、機船底曳網漁業の取締に

付ては考慮を拂つて居る譯でありまして、將來は以前に比べますと、相當取締の實を擧げることには付ては、面目を更めることが出来るやうにならうかと考へて居る次第であります

○村上委員 漁業權の問題に付ては大臣より御答辯がありました、此問題は昨今に起つた問題ではない、大臣の御答辯に依りますと、漁業權に對しては尙ほ相當研究する餘地がある、斯う云ふやうに承つて居りますが、此問題は四十三年の漁業法の改正當時に既に起つた問題であります、折角此漁業法が改正せられて、漁業權は物權となつたけれども、補償の規定のなきこと及期間があること云ふことは漁業權に對する一の缺陷であると云ふことから致しまして、全國當業者は奮ひ起つて是が改正を要望して居る次第でありまして、既に政府と致しましては相當な研究をし、相當な考があるかと考へて居るのであります、只一日延ばしに

此二つの問題を延されると云ふことは發達しつつある漁業組合に非常な支障を來たすものでありまして、如何なる組合法の改正を致しましても、此根本が定まらなければ、其効果の見るべきものは少いと私は考へるのであります、尙ほ一應大臣の御明確なる答辯を得たいと思ひます、それから機船底曳網の問題であります、是は戸田政府委員の御話の如く、漁業法に織込まれたと云ふ事は確に機船底曳網取締の上に一進歩を來したものであるとして、私共は兩手を擧げて賛成を致すのであります、併し此法律の改正ばかりに依て取締が完全に行はれるものではないと思ふのであります、救農及漁村救済の費用を議する當時に於きましては、確に昭和八年度に於ては農林省に於ける取締船二艘を増加し、十六縣に對しては一萬圓宛の補助をする、斯う云ふやうなことに承つて居りましたにも拘らず、實際の豫算を見ますと、取締船

二艘の建造は之を省かれ、尙且つ十六縣の補助を八縣に減ぜられたやうなことになるつて居りまして吾々の期待は裏切られたのであります、今後之に對して政府は如何なる御考を持つて居るのでありませうか、之に對して尙ほ一應の御説明を得たいと思ふのであります

○後藤國務大臣 漁業權の保障の問題は、先程も御答致しました通り、其必要を認めて居ります、成べく速に解決を致したいと云ふ考で努力を致す積りであります、それから漁業權の存續期間の問題は、漁業權の全般に亘る大問題でありまして、豫てさう云ふ希望のあることは能く承知して居りますが、漁業權の權利の全般に關する問題と共に尙ほ能く考究をする必要があると考へて居りますので、其上で何分の改正をする必要を認めますれば、改正をすると云ふことに致したいと考へて居るのであります



○戸田政府委員 底曳の漁業の取締に關する取締船の問題でありますが、是は何分にも豫算に關係することをごさいますして、水産當局と致しましては、豫算なり財政の許す限りに於ては、出来るだけ十分のことを致したいと考へて居りますが、私だけの考で今どうと云ふ譯にも参りませぬので、希望は持つて居ると云ふことを申上げて置きます

○村上委員 機船底曳網の罰則でありますが、あれは今度の改正法に依りますと「トロール」に準ずることになりますから、罰金刑に於ては相當多額に相成りますけれども、裁判所の判決は「トロール」に對しても僅かばかりの罰金刑に處すると云ふやうなことでありまして、機船底曳網の如き或は「トロール」の如きは少々の罰金なら先に出して置いてもやると云ふやうな状況になつて居るのであるのであります、之に對して體刑處分を付すると云ふやうな御考はなかつたのであります

か、聞く所に依りますと、産業問題に對しては體刑は附せないことになつて居ると居ふやうなことであります、此漁業法施行規則に依りますれば、三箇月以内の禁錮に處すると云ふ條文があるのであります、さう致しますれば、何も體刑を附せられぬやうなことはないやうに考へられるのであります、之に對して政府は如何なる御考を持つて居りませうか、罰金刑でありましては、逆も此機船底曳網を取締る上に於ては完全でないと思ふのであります、どうしても體刑に依らなければ此機船底曳網の取締が十分に行はれないと考へるのであります、如何なる御考でありますか、其點を伺ひたいと思ひます

やうに法律に規定致しました關係上、罰金刑の最大限が從來の省令の最大限に比較致しますれば相當高められるやうであります、一方他の根據から省令に於きまして、或は船長等に付きましては、或る程度の體刑を科することが出来たので、現在もさう云ふ取扱になつて居ります、隨て體刑の方面は、基く法令の立法の根據が違ふのであります、船長等に對しましては省令の範圍に於て體刑に付することが出来たので、其方で取締をして行きたいと考へて居る次第であります

○村上委員 私の質問は是で一應打切ります

○小池委員 先程の續を少し——此漁業組合の活動に依て漁村の更生を圖ると云ふのであります、此資金の關係はどうなるのでありませうか、法律が良く出来て居りまして、其運用が宜しきを得ないと云ふと、其法律の効果を擧げることは極めて困難である、殊に從來漁村關係の事は閑却され

て居る傾がある、吾々漁業に關係ある者から見ますと、他の生産物に比較して、是は金額はそれ程大きいものではない、全國で二億五千萬圓か三億圓であります、其生産物の中には對外貿易品に關係を持つて居る、所謂國際貸借改善の上には他の産業に比較してより多くの貢獻をして居ると考へて居る、是は若し資金の方に、もう少し潤澤な途が付くならば、もつと發達するものではないか、又領土的關係から考へて、土地には相當に限りがある、容易に伸びることも出来ない、大陸に足を掛けても中々むずかしい、けれども海上のことは、日本の漁業者位勇敢な者はない、殊に御承知の通り今日は南亞米利加まで延して居る、南洋にも相當の發展をして居る、北洋は今日もう既に日本人の専有圈内だと言つても宜い位である、斯う云ふ工合に其指導宜しきを得、資金關係の途が付いて來ると云ふと、相當に是は伸びる、此點か



ら考へて見ると、此漁業組合をして活動せしむることは矢張資金の關係にある、其意味合を以て、今度此漁業組合の活動を促すと云ふ方針であるやうに承つて居りますが、此資金の關係に付てはどら云ふことを御考へになつて居りますか、差當り此漁業組合を活動せしむる資金の點に付て、大臣及當局の御説明を聽かせて戴きたいと思ひます

○後藤國務大臣 今日漁村に有利の資金が流れますることが困難な實情にあります、其困難を排除したいと云ふことが今回此漁業組合に付て改正を加へる趣旨であります、今までの場合は、矢張資金を流すのに甚だ不便であつたのであります、斯う云ふ組織が段々と出來て参りますれば、漁村に於て資金を流して貰へる仕細が出來る譯であります隨て是までの色々な方面に低利資金等を出しまする施設が、漁村の方面にも相當に向ひ得る、斯う云ふことに相成る積りであります

○小池委員 只今大臣の御説明を得ましたか、是から段々出し易くなるだらう、斯う云ふ極めて抽象的の御説明を得たのみでは甚だ不満足であります、既に産業組合關係に中央金庫がある、さう云ふ方面には相當の低利資金も出て居る、漁業組合にも若干の低利資金は出て居りますが、是は漁業者が漁業組合の機能を働かしむる上に於て、十分でなくとも、若くは半分、或は半分以上の活動を促し、其機能を完うせしむるにはどうしても資金がなくてはならぬ、先づ遠き將來のことは別としても此漁業法の改正を實行する機會に、斯うした方法に依て資金の供給の途があるのだと云ふ、何等か具體的の御意見を承つて置きませぬければ、漁業法の改正も其能率を上げることが甚だ危ぶまれるのであります、もう少し具體化した大臣の御方針を承りたいのであります

○後藤國務大臣 是は産業組合等の發達の場合を

見ましても同じやうな徑路を取つて居るのであります、改正されたものが段々出來て來ますと、今度は資金の問題が自ら之に隨伴して参るのであります、今までの漁業組合等に對して低利資金等の融通を致す事柄は今後も續けますし、又段々斯う云ふ風に改良した良い働きをするものが出て参りますれば、要求が多くなつて、自然其方にも資金が向けられると云ふことになると思ひます、更に漁業協同組合等が段々發達して参りますと、又十分な資金を要すると云ふやうな時代に移つて参ると思ひます、其時には又それ相當のことを矢張考へて行かなければならぬと云ふことに相成るのであります、此組合の改正を致しますが、將來漁村に資金が裕に流れ込んで來る道を開くと云ふことに相成るものと思つて居ります

○小池委員 もう少し進んで御尋したいのであり

ます、無論産業組合の生れる時は今大臣の御話の通りであります、總ての事は直ちに今日の狀況になつたのではなく、既に十數年の歳月を重ねて今日の發達をしたのでありますけれども、既に發達した手本がそこにありますから、此多年の要望であつた漁業組合の法律が茲に定まれば、活動は急速に發達すると私は信じて居ります、其發達に伴ふだけのことはするのだ、斯う云ふことでは極めて抽象的であります、既に是と類似のものが斯うした發達を遂げて居る、それと同じ歳月を要するものでなくして、それを直接茲に應用することが出來れば、直ちに資金と云ふ問題が起つて來るのである、直ちに起つて來る資金の問題に對應する政府の御方針が茲にあらねばならぬと思ひます、漁業協同組合聯合會の如き全國的の、丁度産業組合の中央金庫のやうなもの、必要を直ちに茲に認



めて来るのではないか、法律は出来た、活動する資金に對しては又其時に臨んでから考慮すると云ふのでは是は餘りに手緩いのであります、私は直ちに實行が出来ると思ふ、全國的に直ちに數千萬の金が必要とは私は思ひませぬけれども、此法律が愈々八年に實行せられれば組織だけは一年の中に私は出来るだらうと思ひます、全國を漏らさずと云ふことは或は出来なくても、大體纏つてしまふだらうと思ひます、是は既に手本を示されてあるのであるから、さうすればそこに資金と云ふもの、必要を感じて来るのであります、其時には其必要に應じて政府はやるのだ、是だけでは餘り抽象的ではありませぬか、もう少し御考の點があるだらうと思ひます、もう少し御洩しを願ひたいのであります

○後藤國務大臣 先程來御答しました以上には、

局に當りましても相當生活を持続して居りますのは、此經濟組織が特に相互扶助、隣保相扶ける所の組織に相成つて居りますので、此難局が切抜け易いこと、信ずるのであります、別の言葉で申しますれば恰も資本主義と社會主義とを旨く調和的に織込んでありますので、斯様な難局に立つても切抜け易い所があるかと思ひます、即ち漁業組合の如きは色々な漁業權は持ちますけれども、組合自體に於きましては何等の事業はしない、而して其組合員である者は棹一本持つても矢張或る程度の漁業は出来る、即ち無資力、無資産に等しい境遇でありまして、此組合が持つて居る漁業權を利用することに依りまして、生活が立つて行くことに相成つて居るのであります、是が即ち消極的の意味に於きまして、漁村の生活の安全辦と相成つて居るのであります、所が今回の改正に依りますと、漁業組合自身が、或る許可を受けます

四〇

只今の所一寸申上げ兼ます

○小池委員 それ以上御聽することが出来ぬとすれば唯不満足を以て質問を終るより仕方がないと思ふ、それでは餘りに法律改正の機能發揮の上に遺憾を感じます、最善の御考慮を願つて質問を終ります

○谷原委員 今回の改正案の要旨を承りますと、主として漁業組合の機能を發揚せしむることに便宜を添へる趣旨が餘程盛込んであるやうであります、私共其趣旨に對しましては何等疑義を持つものではありませぬ、併ながら此法案を拜見致しますと、漁業組合に或る企業を許すと云ふやうな趣旨に取れる規定が入つて居ることに付きまして、或種の不安を感じるのであります、其點に付きまして私は御尋を致したのであります、現在何れの漁村でも随分經濟上の逼迫には陥つて居りますけれども、併ながらどうか斯うにか漁村が此難

と、漁業を自ら行ふことが出来るやうに相成つて居るのであります、又漁業組合以外の者も、詰り漁業者以外の者も、此漁業組合員に加入することが出来るやうに相成つて居るのである、左様になりますると、即ち資本のあります者を新に組合員に加へまして、さうして其資本の協力を依りまして、茲に或は遠洋漁業を企てると云ふか、所謂企業的な漁業でも經營して行くと云ふことも出来るやうに相成つて居る、左様に致しまして、其企業が旨く成功致しましたならば、それは漁村は一躍して生活に色々裕福な境遇に移つて行くことも出来るでありませう、けれども中々漁業のやうな一種の冒險的事業は、所謂天運と云ふことに餘程支配せられますから、一朝失敗に終りました時には、其漁村と云ふものは今迄の消極的安全辦に依りて其生活を維持して行くと云ふことが出来なくなる、即ち茲に非常な生活の窮迫に陥ると云ふやう



な場合がありはしないか、私共は日本のやうな國に於きまして、進取的に漁業を經營することは洵に必要なことであると思ひますから、其趣旨に對して毛頭反對する者ではありませんが、左様な事業は、矢張資本主義の一つの企業として經營する餘地は澤山あるのであります、それで、それは其方へ任せまして、漁業組合は從來の如く矢張此漁業民が一體となりました、漁村の安全な生活を圖つて行くことが出来するやうな組織にして置くのが宜いのではないか、即ち今回の改正に付きまして、組合員の經濟の發達に必要な段々の御改正に付きましては、大體は宜しいが、漁業組合に自ら漁業を營むことを許したり、或は漁業者以外の者を其組合員に入れたり致しますことは、却て漁村の生活の安定を破壊することになりはしないか、此處に心配がありますから、其點に付きましては大臣の御所見を承りたいのであります

○後藤國務大臣 一應水産局長から個々の點に付て御答致しまして、それから私から御答申上げます

○戸田政府委員 それでは私から一應御答を致します、初めの御尋の漁業組合に漁業の自營を許した事に付ての御心配の點であります、此點は自營を許しますに付て、私共もどの程度に之を認めると云ふ點に付きましては、御尋のやうな點を深く考慮致したのであります、一方漁業組合は漁業權の主體でございます、普通の觀念から申せば、權利の主體が權利の行使をするのが當然であります、村々の昔からの制度其他の關係から、組合は唯主體であつて、其權利は組合員に使はせると云ふ制度に現行はなつて居るのであります、大體の考へ方としましては、是が實情に適して居るのであります、漁業の性質及沿岸の漁業の實情から考へますと、場合に依りましては漁業組合

に或る程度の漁業を自營せしむることを許す方が實際に適して居る場合があるのであります、それは御尋のありますやうに、如何なる漁業でも廣く之を爲し得るやうにすると云ふことは、却て漁業組合の基礎を危くすることになりますから、大いに注意しなければならぬのであります、唯沿岸に棲む魚族でありまして、蕃殖保護を一方に於て行ひ、それを組合の統制の下に於て漁業をやらせる方が蕃殖保護上、又沿岸漁業者の利益になると云ふやうな、特例の場合に限つて之を許したいと思ふのであります、隨て法律に於きましては、命令で、以て其制限を設け、更に行政官廳の認可と云ふことで其制限を設け、更に是は一般的の規定であります、組合規約の認可と云ふことで監督が出来ることになつて居りまして、其點は三重に監督が出来るやうになつて居ります、さう云ふ風

に致しまして、特殊のものに限りまして、御話のありますやうな、所謂企業化して、其企業の危険が、旨く行けば宜いが、一旦悪く行つた場合には、漁民の生活に危険を及ぼすと云ふやうな種類のもの之を認めざる方針であります

それから漁業者以外の者を加入せしめた場合の御心配の點であります、それは提案理由の説明の際にもありましたやうに、一方農村に依りましては、相當に産業組合が發達致して居り、漁村に於きましては、産業組合加入者が若干はあります、産業組合の主體との關係及沿岸の漁業の關係から、産業組合が利用出来ない部分が相當多いので、漁村に於きましては、其經濟更生を圖ります爲には、漁業組合に産業組合的機能と云ふこと、漁村に於ける産業組合的の實を擧げると云ふことの必要を感じて居るのであります、其一



端が此度の漁業組合の改正中協同組合を認めるに至つた理由の一つであります、隨て此場合に於きましては、單に漁業者のみを組合員と致しますと不便がありますので、今日の現行法では漁業従業者は組合員たることを得ないのでありますが、第一に漁業者以外で組合員に加入をせしむることを要する者は漁業従業者であります、漁村に於て一緒に働いて居つて、略同様なる利害關係に立つのでありますから、此漁業従業者は第一に加入させる必要があると思ふのであります、其他漁業者、漁業従業者以外に、漁村部落に於きまして平生親しく軒を並べて居る者が、一方産業組合の利用も出来ない、漁業組合の利用も出来ないと言ふやうな者もあり得るのであります、さう云ふ者を加入せしめて漁村經濟の更生を圖る、一例を申し上げますれば、米の共同購入をすると云ふやうな場合にはそれ等の分子も網羅することが、所謂漁村に於け

る産業組合の實を擧げると云ふことになるのであります、さう云ふやうな趣旨で漁業協同組合に漁業者以外の組合員の加入を認めたのであります、是も、御話のありましたやうに、漁業に關係の無い資本家が入つて、其の組合が攪亂されると云ふやうなことでは、漁業權の主體たる漁業組合の存在を危くすることになります、普通法律には組合員の議決權のことが規定してありますが、此漁業關係の法規は、御承知のやうに勅令で別に出來て居りまして、議決議等に付きましては其方で總て規定されて居ります、それでありますから、只今申上げましたやうに、漁業者以外の加入者を一方に於て認めますが、其爲に漁業權の基礎を危くするやうなことが起つてはいけませんから、議決權等に付きましては、さう云ふ根本の問題を覆へられると云ふやうなことの無いやうに、特別規定を設ける積りで居ります、一方組合格約の認可等に

付きましてもさう云ふ點を十分考慮するやうに、省令なり方針なりで定めまして進みたいと考へて居る次第であります

○谷原委員 組合が自ら漁業を營むことを得と云ふ途を開いたのは、企業化せしむると云ふ趣旨に非ず、寧ろ魚族の保護蕃殖等に關係のあるやうな企業は、自ら組合をして爲さしめて、濫獲其他の弊害なきやうに、漁場法と云ふやうな趣旨が含まれて居るやうに承つたのであります、果して然りと致しますならば、漁業法に於きまして、既に蕃殖保護に付きましては、それらの規定もありますし、且つ之に依て命令事項も段段出て居りますし、殊に又今回の此御提案の中にも水産動植物の蕃殖保護其他漁場の利用に關する施設、斯う云ふやうなことも新規な御提案事項として擧つて居りますし、又漁業組合の規約を以て左様なことは如何様にも出來るのであります、若し組合が事業

をして金儲をすると言ふことに出發しない限り、只今のやうな此組合自ら事業を致しまして、若し失敗を致しました時には、非常に窮迫に陥ると云ふやうな危険のある規定を置く必要はない、御承知の如く漁民は朝起きますと直ぐに海上へ行きまして、海上で働いて居りますので、經驗等から來ります所の社會常識は極く迂いのであります、若し左様な組合に、新しい學問を致しました、企業心に富んだ組合長が、斯う云ふ事業も宜からう、あゝ云ふ事業も宜からうと云ふので、無智な漁民相手のことでありますから、そこに一種の企業心が働きました、色々な漁業に手を出しまして失敗を致しますと云ふと、此漁村と云ふものは非常な私は窮迫に陥りはしないかと思ふ、隨て若し企業と云ふことに付ても必要がないならば、此規定を置く必要はなく、又左様な必要があつて此規定を設けると云ふことは、從來消極的に於きましては



生活安定の出来て居りまする漁村の經濟組織に一つの亀裂を與へはしないか、私は此點を非常に心配するのであります、又漁業者以外のものを加入せしむることに付きまして、従業者云々と云ふ御話がありました、従業者の加入の如きは必要ではありません、然らば漁業従業者と云ふものを特に是指定して、法文を改正なすることが宜しい、或は當局者を信頼せよと仰しやるのかも知れませぬが當局者は何時御送りになるか分りませぬのみならず、先輩に依りまして今まで段々質疑應答がありました、あの公益の爲に漁業權を剝奪された補償問題の如き、漁業以外の權利を公益の爲に收用されました時には、何時も國家は補償致して居るではありませんか、即ち土地收用法の如き最も古くから行はれて居る規定が、陸の問題に付きましては何等の疑なく行はれて居るに拘らず、漁業の方面に於てはまだそこに研究の餘地がある、

或は國家の財政の爲にどうか云ふ程、此漁業問題は陸の問題に比較致しますと不徹底であります故に當局を信頼せよと申されました、吾々は左様に何も彼も當局の自由裁量に御委せることは出来ないのです、寧ろ従業者なら従業者と云ふもの、必要ある場合には、従業者と明文に御書きになるが宜からうと思ふ、或は其他隣に魚商人が居る、或は魚商人以外の商人が居る、それと共に米を買ふ云々と御話になりましたけれども、此漁業組合に産業組合同様な機能を與へました中には、購買組合は入つて居りませぬか、是は利用組合と販賣組合と、信用組合と、大體此三つを例示致してありまして、尙ほ廣く解釋するならば、「前各號に掲げるもの、外組合の目的を達するに必要な施設」の中に入るのかは知りませぬが、産業組合なるものあの明文に對照して見ますならば、購買組合なるものは入つて居ないやうである、購買

組合などが入つて居ないと致しまするならば、只今の例にありました御説明は當を得ないのみならず、漁村に於きました販賣と利用と信用だけの組合を、漁業者のみが作る場合に於きまして、其漁業者以外のものが購買を必要と致しまする場合に相伴うて將來協同して此産業組合を起すと云ふことは出来ない結果に相成りはしないか、即ち左様な事は此漁業者以外のものを特に組合員たらしむると云ふ所の理由には相成らぬものと私は思ふのである、尙ほ此點に付て附加へて御尋致しまするが、農林大臣御承知の如く、産業組合の如きは從來の組合役員の背任其他の關係がありまして、旨く運用が出来て行かない、そこで今度は英斷を以て或る期間内に保證責任、若くは無限責任に改めることにして共に俱に其組合の進展に努力せしむるやうな組織に改めたのであります、私共其趣旨は結構であらうと思ふ、從來の成績に對しま

して必ず其必要があつたと思ふのであります、然らば同じ産業組合と同様な組織働きを持たす所の、今回の此經濟に必要な共同施設に付きましても、やはり無限責任若くは保證責任に致します組合員は、相互に戒めて相互に責任を以て、組合の紊亂を生ぜしめないやうにすると云ふことに、初から建前をなさることが必要でないのでありませうか、既に産業組合に付ては改められた以上、同様な形態、同様な目的を持つものに對して、一旦缺陷を認めたい古い組織を尙且つ之を許されると云ふのはどう云ふ趣旨なのでありませうか

**○戸田政府委員** 御尋の三點に付て御答致します第一の點の協同組合の自營の問題であります、是は自營を致します際に、組合が全然組合員と別個の人を雇つて自營をすると云ふことを認めさせない趣旨でございます、命令及官廳の認可及規約の認可で縛つて行く積りであります、吾々の考で



は、組合が自營を致しますけれども、實質上、詰り其従業者は組合又は其家族に限つて、水産動植物の栽培を行ふと云ふことに致して行きたいのでありまして、丁度産業組合の方で申しますと、製絲組合など詰り法律的の形では相類したやうな考方のものにして行きたいと考へて居ります、御心配のやうな點を防ぐ意味に於きまして、さう云ふ用意を持つて居る次第であります、それから第二の御尋の點は、米の共同購買の例を申し上げます、それに入つて居らぬのではないかと云ふ御尋であります、それは入つて居ります、第四十三條の二の第四號の「組合員ノ漁業又ハ其ノ經濟ノ發達ニ必要ナル物又ハ資金ノ供給ニ關スル施設」と云ふものがありまして、詰り購買組合に是が當るものであります、それから第三の御尋の責任制度の問題であります、是は此度組合の機能を擴張する爲に當然伴つて起る問題でありまして、御

説の如く産業組合に於きましては最近の臨時議會で、從來ありました有限責任の制度を今後五箇年を限つて、無限若くは保證に直さなくてはならぬと云ふやうに進んだのであります、漁業組合の狀態は先程資金問題に付ての御尋に對して、大臣から御答のありましたやうに、此際組合の基礎を固めまして、將來發展をするに付きましての用意をすることに在るのでありますから、さうして今日より一步を進めると云ふことでありますので、産業組合は御承知のやうに、相當長い間掛つて發達するのであります、漁業組合は今迄の構成其他一般漁業權との關係から、産業組合的の事業に付きましては、産業組合と同列には進み得ないのであります、隨て責任制度を、一方に於て出資制度を認めたらと云つて、突然無限及保證にするのは一足飛びの感を懷いて居るのであります、其途を開くには先づ漸を逐うて進む方が穩當であら

うと考へまして、從來産業組合の採つて居りました三つの組織を其儘採つたのであります、其點は無限、保證のみに限るのは、今日の漁業組合の全體の狀況から申しますと、一足飛びになると考へますので、有限をも認めた次第であります、唯此度の漁業法と稍異つて居りますのは、總ての組合を出資制度にすると云ふことは、矢張實際と致しまして一足飛びになる感を持ちまするので、只今述べました四十三條の二の三號及四號の事業を行ひます組合は、出資制度でなくても出来るものと認めて居ります、其方は出資にはなりません、矢張責任制度は無限及保證と云ふことに致して居ります、其場合に、出資制度を採らぬ場合には、有限と云ふことがあり得ないのでありますから、無限及保證に限つた譯であります、さうして其結果としまして、今度の改正に依りますと、漁業組合の制度としましては、分類すれば三つになり

得る譯であります、丁度出資制度を採る協同組合と、出資制度を採らずして責任限度のみを定めてある特定の四十三條の二の三號四號を行ひ得る無限保證の組合、從來と全然變らない組合、經費のみの分賦に依てやる組合と、此三種類と云ふことになりませう

○後藤國務大臣 大體水産局長からの御答で要を盡して居ると思ひますが、漁業組合に漁業の自營をやらせると云ふことに付て、色々御懸念の御話がありました、御尤と思ひます、吾々の方も其懸念に對して用意をして掛りまして、矢張漁業組合が自分でやるのが、漁業組合自體の爲にも、組合員の爲にも、工合が好いと云ふものをやることを認めたいと、斯う云ふ趣旨であります、御趣旨に於ては吾々の考へて居る所と少しも變りがないと考へて居ります、それから組合員に入れる者は漁業者以外の従業員、或は其他の者も這入り得



ることになつて居るのは、廣過ぎて非常に、危険を生じはせぬかと云ふ御懸念も一應御尤と思ひます、只今水産局長が申上げました通り、漁業組合は現在の仕事に止らず、ずつと廣汎に従業員の生活に互つての仕事をもやつて行くと云ふことになりまして、従業員の入るのが適當な場合もありますが、又漁業組合を造つて居りまする一地域の中に入つて居る、他の漁業者でありまして、それだけを仲間外れにして置かぬ方が、工合が好いと云ふ場合が起り得ると思ひます、さう云ふ場合には漁業者以外の者も入り得ると云ふことに致した譯であります、漁業組合の働きの性質から申しますと、無暗に他の者がどんく／＼入つて來ると云ふことは、漁業組合自身が容易に認容の出來ないことであらうと思ひますし、漁業者が、主體になつて居りまするから、漁業者が是だけの者は是だけの仕事をして行く上に入れた方が便利だと云ふも

のは入り得るやうに認めて置くことが、漁業組合自體が、今後進んで廣い仕事をして參るのには便宜だと、斯う考へて居る次第であります

○谷原委員 餘り多くは申上げませぬが、漁業組合が自ら権利を得て居ることに付て、恰も製絲組合の如く云々と云ふ御話でございましたが、左様な趣旨であるならば、新に提案された中に、所謂利用に關する施設、製絲組合の如きは利用組合だけを入れてやつて居るのでありますからして、別に新に組合自ら漁業を爲すと云ふ明文を設ける必要がない、利用組合に依りまして、或は又此新提案の中に在る漁業と云ふことも入ると思ひますが、併し、もう是れ以上御答は求めませぬ、又有限責任を新に加へたことに付きましては、一足飛ではいかなからと言はれるのであります、従來有限責任で失敗を致しましたから、そこで無限と保證に致しました今日に於きまして、即ち苦

い経験を嘗めて來た今日に於きまして、其失敗の歴史を、復た漁業組合に限つて初めから始めなければならぬと云ふやうなことは、私は執るべき策ぢやなからうと思ひますけれども、是も是れ以上は御答は求めませぬ、それから漁業協同組合員であります、是は必ず此組合員が出資一口を持ち其出資の拂込をしなければならぬことになりませんが、随分漁業者の中には棹一本で生きて居つて、出資の出來ないやうな者もありますが、是は皆杞憂かは知りませぬが、若し出資の出來ない場合に於ては、此組合に入ることが出來ない、隨て其漁業協同組合の持つて居る所の漁業權を、自ら行使することが出來ないやうなことになるのではなからうか、其點を簡單に承りたい、それと今一つは遭難に關する施設が出來ることになつて居りますが、是は自治的にやつて行けますれば結構であります併ながら、漁村の逼迫状態は、他の勞働者よりも

より以上急迫致して居り、而も其遭難率、災害率は可なり多いのでありますから、彼等の自治に俟つて、其目的を完全に達することは出來ないと思ふのであります、是は私は本會議に於て、數字を擧げて御尋したことがあるのでありますから、當委員會に於きましては、何も之を繰返す譯ではありませぬけれども、之を他の勞働者——例へば鑛山で働いて居りまする鑛業勞働者、或は所謂自由勞働者と稱する或る範圍の人々、斯う云ふやうな人々は鑛業法第八十條なり、或は又勞働者災害扶助法なり、或は勞働者災害扶助責任保險法なりに依りまして、所謂社會保險の恩典を受けまして、相當災害に對する救済が出來て行きつゝあるのではありません、隨て若し勞働者災害扶助法の第一條の第五號に所謂「前各號ニ掲グルモノ、外危険ナル事業」とあるが、是程遭難率の多い漁業者のことでありますから、所謂危険なる事業と云ふことに勅



令を以て認定を致しまして、而して今回幸ひ御提案のやうな改正案が出ますならば、其漁業組合が政府と保険契約でもする、斯う云ふやうなことに仕向けて参りましたならば、此災害に對する所の豫防法と云ふものが、完全を期することが出来るのではないかと思ふのであります、是等に對しまして、大臣はどう云ふ御考を持つて居られるのでありませうか、即ち今回此提案が通過されると云ふと、遭難防止、又は遭難救恤に關する施設は矢張自治的にやらうと云ふ御考でありますか或は社會保険の制度のやうなものも是と關聯せしめて、此救恤が徹底するやうになさらうと云ふ御意思でありませうか、其點に付て御意見を承りたいと思ひます

○後藤國務大臣 今の點は一應水産局長から御答申上げました後、私から申上げます

○戸田政府委員 只今御尋の第一の點は、御尋の

遭難防止の協同施設等には補助金を出せることになつて居りまして、年々希望のあります所には若干づゝは補助等を出して居ります、之に依りまして救難船を漁業組合で設け、或は遭難防止の施設をして居るのが相當ございますが、年々希望に大體應じて居ります、補助の申請のあります場合には大體は應じて居ります、それから最後の御尋の點に付きましては、將來漁船の保険の組合等が出る場合がありますれば、保険其ものには相當困難があらうと思ひますが、少く共保険の共濟積立として行はしめると云ふやうな途も、漁船保険等が行へます場合に於きましては、途が附いて行かうと思ひますが、是はまだ政府としては調査中で將來の問題でありますから、只今の問題ではありませぬが、さう云ふ風な途へ進んで行くのが一つの方法と考へて居ります、御尋の法律の解釋なり運用として、直ちに實行が出来るかどうかと云ふ

やうな場合に對する用意をして居る積りであります、それは御承知のやうに産業組合は總て出資制度であります、此度の漁業法の改正案に依る漁業組合は先程述べたやうな形態が三種類あるのであります、出資を認めますのは組合規約に依り認めることになつて居りまして、其組合の狀況が出資制度でありますことに適當でないものも、總て出資制度にしようと思ふのではなく出來て居ります、併ながら産業資本のことを先程申上げましたやうに行ひますのには、是は全然經費制度の組合では本質上不適當でありますから、組合の責任を無限若くは保證に直したのであります、出資制度を採らないで、さう云ふ事を加へるやうに認めて居ります、それから遭難防止の事業に關することとでございますが、是は金額等に於きましては未だ十分とは申されませぬが、相當の經費を有つて居りまして、協同施設に對しましては遭難船其他

點に付きましては、相當まだ考究の餘地なり、解釋の餘地がある問題ではないかと存じて居ります

○後藤國務大臣 出資が出來ないやうな組合員がある場合に困るやうなことがあります、しなやかと云ふ御懸念の點に付ては、今水産局長からも申上げたのであります、さう云つたやうな懸念が今日の漁業組合に付てはあると思ひます、で漁業組合と云ふやうなもの、改正を致しまするとか、色々な救恤を設けてある譯なのであります、矢張現状から稍理想的な状態に移つて行く經過に、さう云ふ不便なる所を成べく無理の行かないやうにして行かなければならぬと考へて居ります、それから第二段に御話の、法律の運用に依り漁業者の危険の場合の救護の施設が出來ないかと云ふことであります、是は可なり限定された範圍で運用されることになつて居る法律であります直ちに漁業者一般が危険に曝されて居る仕事であ



るからと云ふので、あの法律の適用が出来るかどうかと云ふことに疑問があると思ひます、吾々の方でも能く一つ是は講究して見たいと存じて居ります

○小池委員 特に質問の御許を願ひます、是は當局者の方と或は私の所見を異にするの結果でせうが、當局では大分是は歳月を要しなければ、機能の完全なる發達をしないやうに御考へになつて居るやうであります、是は如何にも御尤であります、漁業者は各種各様でありますから、さう一足飛びに出来ませんが、さうすると茲に御尋致して見たいことは、此改正法律の機能發揮をする爲に、漁業組合を指導、誘掖、又一面に監督する、斯う云ふ事の方法に付てはどのやうな豫算を以て御實行になることとあります、それから又或は協同漁業組合とか、或は聯合會とか云ふことが出来るが、是は又御見込に依ると相當の歳月が要す

る、若干獨り立ちが出来ないやうな意見のやうであります、隨て保護獎勵を加へて行く、保護獎勵を加へなければならぬとすれば、是は矢張豫算の關係を以て、相當の補助金を與へて指導して行くこと云ふやうなことは、從來の此種の團體の發達には當然の道行きになつて居る、矢張豫算に關係するのであります、即ち要約すれば此改正法律の實行の爲に、どのやうな方法、豫算を以て、指導、誘掖、監督を爲さると云ふ御意見であるか、又各府縣の聯合會、若くは中央聯合會と云ふやうな組織の出来た場合には、相當の補助金を御交付になると云ふことに豫算が出来て居るのであります、此二點を御尋致します

○後藤國務大臣 新しく出来て参りますので、漁業組合、漁業協同組合と云ふやうなもの、出來方を能く指導し、又さう云ふものが段々出来るやうに獎勵すると云ふやうなことの爲に、本省及地方

に人の費用を取ることに致したい、今度追加豫算に餘り巨額の金額ではありませぬけれども、計上することに相成つて居ります、助成の問題は、色々地方に於て團體其他で講習をしたり、道府縣では等の團體に對して色々な指導獎勵をすると云ふやうな場合の若干の費用を計上致して居りますから、御諒承を願ひたい

○鈴木委員 私は簡単に御尋したいのですが、漁業法の中に漁業に従事する者の雇傭並に傭人及遺族の扶助に關しては、勅令を以て之を規定するとなつて居りますが、其規定の成行はどう云ふことになつて居りませうか

○戸田政府委員 便宜私から御答申上げます、是は最近に於て考究を重ねまして、昨年地方主任官會議等に於きまして、此問題を講究致して居ります、まだ實現までには至つて居りませぬが、從來之に付ては餘り考究されて居りませぬ、最近に

は之に手を著けたいと思つて考究致して居ります

○鈴木委員 此四十條の規定は、私の記憶に依りますと、漁業法發布當時からある規定であります、近頃の時勢になりますと、非常に必要な規定と考へる、それが何十年の間まだ條文として残つて居るだけでは甚だ遺憾に考へるのであります、今まで其儘になつて居つたと云ふことは致方ないことと考へるのであります、規定を置くだけでなく、實際の必要があると考へますが、只今の御話に依りますと多少考を進めたと云ふ御話であります、尙ほ之を實行されるならば、徹底的にやつて戴きたいやうな希望を持つて居ります、尙ほもう一つ伺つて置きたいことは、漁業の種類のこととありますが、漁業法の第四條に依りまして、色々漁業の種類が決つて居ります、それが更に施行法に依りまして第十二條、第十三條、第十四條と云ふやうな規定が又出て居りますが、此中に更に



分れて免許漁業法の名稱と云ふことで農林大臣が告示をされて居ります、是は御改正になる御考が御有りでせうかどうでせうか、此點を御伺して置きたい

○戸田政府委員 此漁業法の改正に伴ひまして、施行規則の改正も致さなくてはならぬと思つて居ります、それは今御尋の點に付きましては、相當考究を重ねる必要がありますので、どの程度にそれ觸れますかと云ふことに付きましては、只今の處では明確なことは申し上げ兼ねて居ります、左様御諒承を願ひます

○鈴木委員 實は私は大變に面倒な事件にぶつかりまして困つたことがある、漁場と云ふことは此施行法に依りますと、漁場の定義と云ふものが決つて居ります、左の區域を以て免許漁業の漁場とす、斯様に施行法の第十六條に漁場の定義が決つて居りまして、漁場と云ふのは其漁場の中で漁業

が爲し得ること、私は考へて居ります、所が實際の取扱に當りまして、漁場の中で漁業が出来ぬやうな場合にぶつかりまして非常に困つたのであります、實際當局の御考では漁場と云ふことをどう御考へになりますか、漁場の中であれば漁業が随意に出来るかと考へて宜しうございませうか、其邊の御解釋を伺つて置きたい

○戸田政府委員 只今の御尋の點は告示でありませけれども、雛形が示されて居りまして、漁場の要點が示されて居りまして、其要點は動かすことが出来ぬと云ふ風な解釋で實際は取扱つて居ります

○鈴木委員 今のやうな御話を伺ひますと、告示と施行法との關係ですが、施行法の上から見ると別に要點がどうだ斯うだと云ふことは書いてない、免許漁業と云ふものは漁場内で漁業が出来ると云ふやうに考へて居りますが、特にさう云ふ風に制

限しなければならぬと云ふのはどう云ふ譯でありますか

○戸田政府委員 是は施行規則の二十三條の解釋から出て来る問題と思ひます

○鈴木委員 二十三條は手續を書いてあるだけのやうに考へるのですが、漁場の定義に當るものを茲に書いてあるやうには考へられませぬ、第十六條には「左ノ區域ヲ以テ免許漁業ノ漁場トス」斯う書いてあるのでありまして、漁場に於て漁業をすることが出来ぬと云ふのはどう云ふことでせう

○戸田政府委員 二十三條は手續ではございませぬ、是は出願をする手續でありまして、それに基づいて免許をすると云ふ關係になる、其關係からさう云ふ解釋が出て来ると云ふ風に考へます

○鈴木委員 少し分りませぬが、私の希望を申し上げますと、此要點を決めると云ふことは非常に困難で、要點が一間違つたの、五間違つたのと云ふ

争になれば、實際に於て網の敷設が出来ぬやうな場合に始終遭遇するのであります、それでありませぬから漁場と云ふものを決めまして、漁場が免許の漁場であつて、漁業を爲し得る區域と云ふことを考へましたならば、此漁場内に於てはさう窮窟に網を張らさぬでも宜いぢやないかと考へるので、此度此漁業法改正に當りまして、施行規則にも自然御觸りになると云ふことでありましたならば、そんな面倒な煩雜なことはせず、漁場である限り自由に漁業をさせ得られるやうに私共希望致して置きます

○戸田政府委員 只今の點は從來役所内の取扱でも御話のやうな不便な點がありまして、むつかしい問題でありますので、考究致して居ります

○鈴木委員 もう一つ簡単な質問をしたいと思ひます、漁業協同組合のことですが、私遅刻致しまして當局の御説明も伺ひませぬでしたし、又此條



文を十分讀む暇もなかつたのですが、漁業組合と漁業協同組合とはどう云ふ關係になるのでありますか、分り易いやうに御説明願ひます

**○戸田政府委員** 漁業組合と漁業協同組合とは別に關係はない譯でありまして、漁業組合中に漁業協同組合たるものと漁業協同組合に非ざるものと種類を認めた譯になるのであります、漁業協同組合は出資制度を採り、さうして此四十三條の二の條文の三號四號の事業を行ふものが漁業組合であります、漁業協同組合に非ざる漁業組合は、出資制度を採らない漁業組合であります、出資制度を執らざる組合中、四十三條の二の三號及四號の仕事を爲す者は、責任制度を明にする必要がありませんので、其責任の規定を設けたと云ふことになりません、四十三條の二の一號、二號若くは五號のやうな仕事を行ひますのは、漁業權に即し、所謂漁業と云ふことに直接關係した事業だけを行ふの

でありますから、それは經費分賦の制度の組合でそれで、責任も無限、保證と云ふことでなく、從來の漁業組合と同じで、經費分賦の制度だけで、それだけの仕事をするならば差支ないと云ふ程度になつて居ります

**○鈴木委員** 漁業協同組合と云ふものも、權利の主體であると云ふと、漁業權を共有する主體になる譯であります、若しそれならば、漁業者にあらざる者も入ると云ふことに此度の規定ではなる譯であります、漁業組合令に依りますと、漁業組合の加入に付て面倒な條件を附けてはいかぬと云ふやうな規定があるが、漁業協同組合に、漁業者にあらざる者が入ると云ふ場合には、どう云ふやうな條件でありますか

**○戸田政府委員** 只今の點は、先程御尋のありました際に他の委員の方に御答をしました、組合規約の定むる所に依りまして、組合員に漁業者に

あらざる者も加入せしむることが出来ることになつて居ります、そこで一方漁業者以外の者が入りまして、組合を攪亂をしまして、漁業權其ものに瑕が付くやうなことが起つてはいけませんから、漁業組合令の改正を行ひまして、議決權に付ては制限を附すると云ふやうに致して居ります、漁業者以外の者が組合に入る爲に、組合の本體である漁業權の主體たるものに瑕が付くと云ふやうなことの無いやうに十分に注意をして、漁業の出来るやうに組合令に於てもやつて行くやうに考へて居ります、法律自體もさう云ふ趣旨から、出來て居りますから、全然初から産業組合を作るやうに、誰も入り得、全體で作ると云ふのではなく、漁業者を主體として、之に漁業者以外の者を加入せしめると云ふやうに二段になつて居ります

**○鈴木委員** 漁業組合の聯合會、是は全國的の聯合會を作ることは差支ありませんか

**○戸田政府委員** 漁業組合の聯合會は、矢張産業組合法と同様に廣くなつて居りますので、漁業共同組合と漁業組合の聯合會を以てしても出來ますし、聯合會のみでも出来るやうになつて居りますし、そこに別に系統的な階段を設けず、全國聯合會も出来るし、九州聯合會、四國聯合會も出来る譯でありまして、區域等に付ては自由であります實際に適應するやうなものが出來て來ることが宜いと云ふ考へ方でありまして、産業組合法の方も初は系統的になつて居りましたが、途中で改正されて、今度の漁業組合の聯合會の組織と同じやうに法制が途中で改正されました

**○鈴木委員** 私の質問は是で打切ります

**○青山委員** 質問は此程度で打切を願ひまして、明日早朝より更に會議を開くことに致したいと思ひます、明日の會議は成べく早く開くと同時に、此案に對する討論に入りまして、又残つて居る案



も明日中に進行するやうに致したいと云ふ希望を  
持つて居ります、其場合に政府委員も成べく御列  
席下さるやうに御取計を願ひます

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○庄委員長 只今の青山委員の御發言に皆様多數  
御同意のやうであります——政府委員の御同意を  
得ましたから、其通り決定して本日は是にて散會  
致します

午後零時四十分散會

### 第二回委員會會議

昭和八年三月十六日(木曜日)午前十時五十分開議

出席委員左の如し

委員長 庄 晋太郎君  
理事竹澤 太一君 理事中井川 浩君  
理事中山 福藏君  
鈴木 英雄君 佐藤庄太郎君

委員長の許可を得て出席したる者左の如し

本日の會議に上りたる議案左の如し  
農業動産信用法案(政府提出)

六〇

出席政府委員左の如し

司法省刑事局長 木村 尙達君  
農林參與官 松村 謙三君  
農林省水産局長 戸田 保忠君  
農林省經濟更生部長 小平 權一君  
農林書記官 井野 碩哉君

出席國務大臣左の如し

農林大臣 後藤 文夫君  
青山 憲三君 木本主一郎君  
砂田 重政君 中村 嘉壽君  
渡邊 與七君 村上紋四郎君  
谷原 公君 高田 耘平君  
小池 仁郎君

漁業法中改正法律案(政府提出)

○庄委員長 それでは昨日に續きまして、會議を  
開きます、漁業法中改正法律案に付きましては、  
昨日で質問は打切になりました。本日は農業動産  
信用法案に付て、御質疑を始めて戴きます

○中村委員 私は此農業動産信用法案と云ふ法案  
は、極めて時宜を得た法案であると信じて居るの  
であります、願くば是が速に確定されんことを希  
望して居りますが、茲に政府に質問して見たいと  
思ひますことは、農業動産信用法案としてありま  
するが、之を私達は何故農漁業と云ふやうな風に  
爲さなかつたのであるか、それには何か深い理  
由があるかどうか、之を伺つて見たいのでありま  
す、と申しますのは、我國は御承知の通り世界に  
冠たる水産國でありまして、どの點から見まして  
も、水産國と致しましては、世界各國が敬意を表  
して居る所でありまして、水産額に於きましても、

それが日本の産業上の地位に於きましても、社會  
上の地位に於きましても、非常に重要な地位で  
あるにも拘らず、由來私達は農林省と云ふ名前か  
らが甚だ當を得て居ないと思ふ、農業と林業と畜  
産と云ふものは、一緒に含め得られる所の概念が  
あるけれども、漁業とか水産とか云ふものは、全  
然別個の觀念を有つて居るのであります、世界各  
國を見ましても、英國の如きは我が日本の水産額  
の三分の一にも足りないに拘らず、尙且つ農漁業  
省と云ふものが出來て居る、加奈陀に致しまして  
も農漁業省である「ニユーフオンドランド」に致  
しましても其通りである、それから諾威に致しま  
しても左様な名前になつて居る、佛蘭西とか、伊  
太利邊りに行きましたは海運省と云ふので、海運  
と水産とが一緒になつて居ると云ふにも拘らず、  
我が日本のやうな重要な水産國にあつて、農林省  
の下に水産技師でありながら、農林技師とか、農



務技師と云ふやうな事であつて、洵に奇觀を呈して居るのであります、是は私共常に不満足を感じて居るのでございます、適當な時期には是亦改めて貫はなくちやならぬと信じて居るのであります殊に今農業動産信用法案と云ふものが出来るに付きましては、是は農漁業法として戴きたい、此間も是と同様な——同様と申しますか、災害保険に關して農業災害保険と、漁業災害保険とが合併されて農漁業災害保険と云ふ法が通過されたのであります、さう云ふやうな例もありますし、願くば是も農漁業として戴きたいと云ふ希望を有つて居るのであります、之に付て何か理由があるならば承つて置きたいと思ひます

○小平政府委員 御尋の法案の名稱を農業動産信用法と致しましたのでありますが、是は別に深い意味もありませぬ、農林省で色々審議致した結果林業も入りますし、漁業も入りますし、全部を表

はす名前にしますと云ふと、餘りに長くなりしますので、略して農業動産信用法と致したのであります、別に漁業と云ふ字を入れた爲に困ると云ふのではありませぬ、唯字を簡單にする爲に、農業動産信用法と致した次第であります

○中村委員 能く分りました、左様な御趣旨であればそれで洵に結構であります、今政府委員の御説明の中に、他の林業とか、畜産とか云ふものと並べると、面倒であると云ふ御話であります、私の先程の質問に於て申上げましたやうに、さう云ふものとは全然概念が違ふものである、海と陸とか云ふ風に分れて居るのでありますから、農業と言へば他の林業も含む、或は畜産も含むと云ふのが吾々の常識である、それとは全然別個のものであつて、漁業を並に含ませることが適當であると信じて居るのでありますから、何れ後の討論の場合に於て、修正等もあらうと思ひますから、之に

御同意下さるやうな準備を致して置いて戴きたい私の質問は是で終ります

○小池委員 此勅令は矢張るのでせうか、何か之に付ての御腹案があれば、大體御説明を承つて置きたいと思ひます

○小平政府委員 此法案の勅令に譲つた點は、第二條、第三條、第四條の一項、二項それから第十條、第十三條、それと第十七條、それだけであります、それに付て順次御説明申し上げます、第二條に「農業用動産ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」とある、此勅令の中には牛馬及漁船「トラクター」であるとか、脱穀機であるとか云ふ大きな農業機械、漁業の方で漁船以外に漁網とか云ふ物が、若し必要であれば、其關係業者に態く打合せまして其種類を指定致したいと考へて居るのでありますそれから第三條の「信用組合及勅令ヲ以テ定ムル法人」と云ふのは、今の所漁業組合を考へて居る

のであります、實は漁業法の改正と同時に之を出しまして、此漁業法が改正されますれば、漁業組合が信用組合と同様な業務が出来るのでありますから、そこで指定致したいと云ふので、一應勅令に譲つて居るのであります、漁業法が此法律改正以前に既に成立して居れば、そこに漁業組合を指定して居るのであります、さう云ふことが出来ませぬので、勅令に譲つて居るのであります、其他の金融機關に付ては、是は十分當業者の方の意見を伺ひまして、段々必要ならば擴げたいと思ふのであります、今の所は漁業組合を考へて居るのであります、第四條の「信用組合其ノ他勅令ヲ以テ定ムル法人」と云ふのも、漁業組合を考へて居るのであります、それから第四條の二項の「農事實行組合、養蠶實行組合其ノ他勅令ヲ以テ定ムル法人」の中にも、漁業組合を指定致したいと考へて居るのであります、それから第十二項の「信



用組合又ハ勅令ヲ以テ定ムル法人」の中にも、漁業組合を指定したい、それから第十三項の「第一項ノ登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」とあるのは、是は漁船登記、牛馬の登記等に關する登記の手續を、勅令で規定致したいと考へて居るのであります、それから第十七條の「農業用動産ノ抵當權ノ實行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」是は漁船を抵當に入れた場合、牛馬を抵當に入れた場合の、其抵當權の實行に關して、競賣等が起さる場合の細かい手續規定を勅令で規定致したいと云ふことに考へて居るのであります。

**○小池委員** 此第二條の動産の範圍であります。此第二條の動産の範圍は、只今の御説明で大體を拜承致しましたが、第四條中に規定してある一、二、三、四、五、六はだけのもは、矢張其範圍の中に入るもの、入れるものと御考でございませ

うが、斯う云ふものに對しては資金を出し、先取特權を有することになるのでありますから、隨て「農業用動産又ハ農業生産物ノ保存」「農業用動産ノ購入」「種苗又ハ肥料ノ購入」「蠶種又ハ桑葉ノ購入」「薪炭原木ノ購入」それから六には「水産養殖用ノ種苗又ハ餌料ノ購入」となつて居りますが、第一條には「耕作、養畜又ハ養蠶ノ業務及之ニ附隨スル業務」とある、其「業務」は「水産動植物ノ採捕若ハ養殖又ハ薪炭生産ノ業務」斯う云ふ工合にありますから、此業務に必要な動産、即ち器具、設備、斯う云ふ物は矢張第二條の動産の範圍に入るものと私共は見えて居りますが、政府當局の意見は如何でありますか。

**○小平政府委員** 第四條の各號に書いてあります中、第一號の「農業用動産又ハ農業用生産物」是は第一條の第二項で漁業用の動産、漁獲物と云ふことになる譯であります、それで其動産の種類はとになつて居り、第四條に於ては、今の第二條の動産の範圍に付ては、水産物採捕ならば、漁船、漁具は無論這入り、養殖に行くならば養殖の設備或は器具、薪炭生産の炭窯、さう云ふやうなものが此動産の範圍に這入つて宜いのではないかと思ふが、若しさう云ふものが這入らず、其勅令で定められたる範圍が狭いと、此法の運用上非常に窮屈になるが、此點を御伺致します、第四條に付て申上げたことは別な問題ですから取消します。

**○小池委員** 其點がはつきりして居ない、第一條の動産を分類すると、先づ耕作、養畜、養蠶、水産動植物の採捕、養殖、薪炭生産、此六つになるが、第二條には「農業用動産の範圍は勅令を以て之を定む」とあり、耕作に使ふものは「トラクタ―」も、或は鋤でも、鎌でも入れると云ふことになつて居る、そこまで行くかどうかは別問題であるが、此農業用動産の範圍は勅令を以て定めるこ

**○小平政府委員** 御尋の動産の範圍は、先取特權の場合と、抵當權の場合と、別々に規定出来るのであります、此法律が若し施行されば、水産の關係團體に十分諮問して、適當に規定したいと考へて居ります、農業關係に對しては、農會其他色々な關係團體がありますから、其意見を聽いて弊害のないやうに、本當に農家の必要とするものを規定したい、農業の方は成べくは大きな機械のや



うなものに致し、鋤鍬のやうな小さいものは、さう嚴重にやらぬでも對人信用で出來ますから、そこは當業者の意見を聽いて適切にしたいと思ひます

○鈴木委員 漁船に備付の機關はどうなりますか  
發動機は分離して考へるべきものであるか、發動機を使つて魚を獲つた場合に、其魚の上にそれが及ぶことになりませうか、それからもう一つ船の大きさに付ての制限がありますか、何噸までは取らぬとか云ふ

○小平政府委員 魚の上には先取特權はないことになつて居ります、漁船を抵當に入れた場合には漁船に抵當權が付くのであります、又先取特權で漁船の資金を、漁業組合から借りた場合は、漁船に先取特權があります、其漁船の發動機等は別々に入りますし、一緒にも入るのであります、是は登記の手續に依て、さう云ふ點は間違がないやうに、詳細に規定を入れたいと思ふのであります、

らば、來年度に於ては是非共提案されるやうにしない、斯う云ふものを御出しになりまして、結局目的を達せぬのでありますから、其邊の御見込は如何でありますか

○小平政府委員 漁船の抵當を登記する制度を認める以上は、漁業組合、信用組合は、それを考へて居りますから、必しも保險がなくても、相當の融通は付くのではなからうかと考へて居ります、勿論漁船の保險は必要と考へて居ります、現在の制度でも、漁船の保險は、少し位取つて居るやうであります、此點は水産局長から申し上げます

○戸田政府委員 漁船保險に付きましては、前に農漁業災害保險の委員會で、色々御質問がありました際に申上げたやうに、當局に於ては鋭意研究して居りますので、當局から提案すると云ふやうな時期は、一日も速であることを希望しつゝ、調査を進めて居ります

是は必要に應じて、發動機だけでも漁業組合に抵當に入れ得るやうにし、又漁船と一緒に抵當に入れ得るやうに致したいと考へて居ります、それから漁船の大きさは、現在二十噸以上は抵當權設定が出來ますから、二十噸未満の漁船に付て、此法律で抵當權の設定が出來るやうに致したいと、斯う考へて居ります、二十噸未満はどんな小さなものでも、必要に應じて抵當權の設定登記が出來るやうに致したいと考へて居ります

○鈴木委員 漁船に抵當權設定が出來ることになりますと、先達衆議院を通過しました農漁業災害保險の如きものは、どうしても必要ではないかと思ふ、船が遭難しては元が無くなるやうになりませうから、貸した方は迷惑しなければならぬ、災害保險に付ては、今貴族院に懸つて居りますから何でも貴族院の方を通して貰ふやうに政府も努力され、又若し此議會でどうしてもいけぬと云ふな

○佐藤委員 農業用の動産を擔保にする其擔保に付ては、其擔保は不動産と違つて、使つて無くなる物もあれば、或は其他のことで消滅してしまふ場合もあります、さうなるとそれは擔保の目的物が無くなるのですが、さう云ふやうな場合はどう云ふ風に御考へになりますか

○小平政府委員 此制度は長い資金は考へて居りませぬが、從來農業機械を購入する場合に於ても資金がない爲に、信用組合等では資産が少ない者に對しましては保證人を立てるとか、色々な面倒をしなければならぬことになりませうから、勢ひ製造業者から借りて買つて、其負債が残るやうになる、其弊害を矯正して、製造業者の方には現金を信用組合で代つて拂つてやり、信用組合の方が擔保を取ると云ふ形になります、信用組合の方では元とノ、對人信用で行くべきものであります、斯う云ふ制度が出來れば、それを尙ほ進めて行く



ことが出来るのであつて、隨て信用組合の方では購入機械に付て資金を供給するが、一二年経過の後には價值が減りますから、そこで信用で行かしたいと考へて居るのであります、現在でも普通の民間では、非常に不完全な方法でありますから、高い金利になります、賣渡抵當の方法で融通して居るのであります、信用組合と致しましては擔保力は相當考へて、其の範圍内で資金を供給しそれ以上は矢張純然たる信用で賄ふことになるのではなからうかと思ひます、大體農業機械は現在の研究では、七年で更新することになりますから二年、三年位の定期の貸付で、さうえらい困難は生じないではないかと思つて居るのであります、尙ほ貸付に當りましては、或は全額供給は困難かとも思ふのであります、従來は信用組合から農業機械を購入する資金が出ない爲に、機械の製造業者から高い金利で借りて買ひ、それを拂はな

れば機械を外されると云ふやうな慘酷なことが起りますが、さう云ふ制度に代つて信用組合に依て現金を拂つてしまふと云ふことになりすから、或部分は純然たる對人信用と云ふやうな部分があるとと思ひますが、之に依て今迄の個人的な負債が多くなつて、金利が高くて負債の重壓が直ぐ來ると云ふやうなことが、是で救濟出来るのではないかと考へて居ります

○佐藤委員　もう一つ伺つて見たいのは、農業に依て生産したる其物に、先取特權が及ぶと云ふことに、御精神が出来て居るやうですが、其生産したるものが、現在あれば、先取特權は勿論宜しいが、他に之を賣却してしまつて無くなつた場合には、餘儀ないものと承知して宜しい譯でありますか、そこを一つ……

○小平政府委員　他へ賣却したる場合は先取特權が無くなる、是は現在機械商が供給すれば、民

法で先取特權があります、茲に規定してある一號から四號までは、現在民法にあるのであります、其通り規定してございます、機械商が機械を供給した場合に、先取特權を有つて居りますから、掛賣をすることになるのであります、賣つてしまへばそれだけのことになつてしまふ、信用組合では組合の方で信用を見て貸す、其代り健全な擔保を提供しないでも、此人なら大丈夫だと云ふ者に供給しますから、相手は信用組合と漁業組合でありますから、弊害はないと考へて居るのであります

○鈴木委員　此勅令に依て漁業組合が、本法の適用を受ける範圍内に入ると致しますれば、漁業組合が漁業者に資金を融通すると云ふことになる譯で、さうしますと、今日までの上から考へると、漁業組合の中央金庫と云ふものもありませぬで、資金融通の便を缺いて居る譯であります、それでありますから之を獨立したものを拵へると云ふこと

は、當然希望する譯でありますけれども、其ものが出来る前に、經過的に何か一つ御考案をして戴きたいと考へるのであります、さうしますと現在の産業組合の中央金庫もある譯ですが、産業組合の中央金庫と、漁業組合との連絡を付けて、さうして其處に資金を十分融通されると云ふやうなことにならなければ、實際漁業組合は漁業者に資金を融通する場合も、困難ではないかと思ふのであります、其邊の運用の上に於て、十分に本法の目的が達せられるやうな途を付ける必要がありはせぬかと思ふのであります、其邊の御見込はどうでありますか

○小平政府委員　漁業組合法が改正されました、漁業組合の機能が助長されますに従ひまして、資金の貸付が相當必要になつて來るのではなからうかと思ふのであります、又漁船等の抵當權が漁業組合に對して徹底出来れば、それを利用して十分



資金を供給するやうにならうかと思ふのでありますが、之に對して更生部の方では、抵利資金の供給に付きまして十分其點を考慮して、漁業組合に安い抵利資金を出して、實際必要の資金が廻るやうに致したいと考へて居るのであります、現在の制度では、預金部の資金を特殊銀行を通して、漁業組合に貸付けると云ふ制度になつて居るのであります、それと十分連絡を取つて、抵利資金を要求する場合には、貸出を致したいと思つて居ります、それから又漁業組合は全員連帯で、特殊銀行から資金を借りられることになつて居るのでありますから、特殊銀行に能く御願をして、今の許せる範囲内で、此制度が出来ますれば、それを見返りにして抵利資金を供給するやうに致したいと思ふのであります、尚ほ中央金庫との關係に付きましては、現在の制度では直接の連絡はございませぬ、遺憾ながら今の産業組合中央金庫から、直接

七〇

漁業組合に貸付ける途はないのでありますが、是は將來の問題になるかと思ふのであります

○松村政府委員 大體只今更生部長が申上げました通りであります、何分今御話の通り、一飛びに此産業組合の中央金庫のやうなものを作る譯にも行きませぬで、其過程としましては色々考へて居るのであります、此信用法案の中に現はれたのも其一部であります、尚ほ色々研究致しまして出来るだけ漁業方面の金融の途を開きたい、斯う云ふ風に考へて居ります

○鈴木委員 政府の御考を伺ひまして、今日の場合にはさう云ふ程度で仕方がないと思ひますけれども、實際低利資金の借入方に付きまして、中々面倒であります、多額の融通を受けると云ふことも困難でありますことは、皆さんの既に御承知の通りであります、特殊銀行が金を出さぬと云ふことも、實際の事實であります、然るに漁業資金と

云ふものは、非常に必要で、又其額も相當に多いのであります、何とか金融の途を付けなければならぬ時ではないかと、私共は考へて居るのであります、どうか今後、今の政務次官の御話の通り將來考へると云ふことは非常に心強い話であります、現在の制度に於きましては、中央金庫との連絡が付き兼ねると致しましたが、其處に將來結びを付ける、進んでは一つの中央金庫を設立することが出来ますやうに、御運び願ひたいと云ふことを申上げまして、私の質問を終わります

○村上委員 鈴木君の質問に關聯致しまして、私も一寸質問をしたいと思ひます、此農業動産信用法案要綱の第二項に、金融の途が書いてあるのであります、之に依りますと、「金融機關ハ信用組合及漁業組合等勅令ヲ以テ指定スル法人トスルコト」斯う云ふことが書いてあるのであります、所が御承知の通り信用組合は、既に金錢の貸付をし

て居りまして、相當資産は豊富であります、けれども漁業組合なるものは、其本體が漁業権を共有し、協同施設の事業を爲すと云ふことでありまして、漁業組合に資金のあるものは殆どないと言つても宜い、成程特別漁業権の如き立派な漁業権を有つて居ります漁業組合は、是等より収入する所の財産がありますから、全國には多少は資金のある漁業組合もあらうと思ひますが、さう云ふやうな關係でありますから、折角茲に金融の途を開きまして、漁業組合が金を貸すと云ふことは、殆どないと言つても宜からうと思ふ、さうしますと農業方面は信用組合に依て金融の途が開けますが漁業組合の方は全く金融の途が開けない、謂はゞ此法律は一つの畫餅に歸しはせぬかと思はれるのであります、之に對して政府は如何なる御考を有つて居られるのでありませうか、聞きますと此特殊銀行に對して、特殊銀行を指定すると云ふやう

七一



なことも聞きますけれども、現在農工銀行或は勸業銀行に於きまして、漁業者に對して貸付を爲す場合には非常に嚴格であります、折角低利資金融通の途が開かれて居りましても、之を利用して居ります漁業者は實に少ないのであります、殊に漁業者の唯一の財産であります漁業権の如きは、昨日も漁業法改正の際に申上げました如く、或は保證制度のない爲に、或は免許期間が短い爲に、債権者は不安の念に驅られて貸出をしないと云ふやうな實情であります、何か是は特別の方法に依て金融の途を講じなければ、斯の如き法律が出来来しても、漁業者の恩典に浴することは、私はないではないかと思ふのであります、之に對して政府は如何なる御考を有つて居りませうか、假に特殊銀行をして融通せしめると致しましても、貸付を簡易にし、最も便利な方法に依て融資しなければ、其効果は無いと思ひますが、政府は如何なる

考を有つて居りませうか、之を御尋致したい

**○小平政府委員** 今度漁業組合が改正されて出資制度になり、一方又責任限度を擴張されるのでありますから、其信用限度が高まつて、從來よりは供給が多くなるのではなからうかと思ふのであります、さうして尙ほ農林省から毎年出ます四千万圓の低利資金は、更生部で扱つて居るのであります、低利資金割當に付ては、十分是等の制度を運用出来るやうに致したいと思ふのであります、尙ほ産業組合法が昨年の六十三議會に改正致されました、信用組合の中に若し希望があれば色々な農事實行組合、養蠶實行組合、さう云ふ部落單位の實行機關が加入出来るやうに、勅令で指定出来ることになつて居るのであります、是は若しさう云ふ便宜の途を開く方が宜いと云ふことになれば、漁業組合を信用組合に加入することに勅令で規定致しまして、取敢ず信用組合を通じて、

漁業組合に金融の途を付けて、中央金庫から信用組合に資金を出し、信用組合から漁業組合に資金を出すと云ふ方法も、現在の制度では取れないこともないと思ふのであります、是は若し此動産信用法でも成立致しますれば、十分其點は考慮したいと考へて居る次第であります

**○村上委員** 只今政府委員の御説明に依りますと此漁業組合の機能を擴張して、産業組合と同様なことをなさしめると云ふことになりましますから、隨て資金を得ることが出来ると云ふやうなことに拜聴したのであります、御承知の通り、漁業者なるものは、成程一部の網を持つて居りまする漁業者は別問題と致しまして、其他の漁業者は其日の生活に苦んで居るやうな状況でありまして、出資をすべき餘地のないと云ふことは、御承知の通りであらうと思ひます、故に私共は此産業組合と同様なことになりましても、漁業者が出資を致しま

して、而して信用組合を作ると云ふことは、餘程むづかしいことではないかと思ふのであります、故に私は是等に依らずして、特別に何か此金融の方法を講ぜられるに非ざれば、其目的を達するとは出来ないと思へるのであります、此點に付ては如何ですか

**○戸田政府委員** 只今の御話のありましたやうな漁業組合は、農事實行組合等と大體に於て同格に考へて宜いかと思ひますが、それに付ては今更生部長から答辯のありましたやうに勅令を以て指定すれば、或は部落的の漁業組合が、現に産業組合がある場合に産業組合である信用組合に加入を認めると云ふことも出来る制度になつて居ります、場合に依ては其指定をしても宜いと云ふ意味の答辯が先程更生部長からあつたのであります、さう云ふ點は、さう云ふ途が開ければ餘程緩和し得ると思ひます



○谷原委員 此農業用動産の抵當權は、從來法制上非常に難關とされて居りました所を突破して、茲に成案となつた次第と思ひますが、就きましては從來難關とされて居りましたこと程左様に、私共は一つの疑問を有つのでありますが、即ち從來動産に付て、質は認めて居るが、抵當權を認めぬと云ふのは、動産のやうな類似性の多い、轉々しやすいものであり、而して追及權を認める物權性から見まして、其實行の上に於きまして大變な障礙が生ずる、質のやうな占有と云ふものに伴ふものは宜しいが、占有を有せずして、それに擔保權を認めると云ふやうな場合に於きましては、第一登記面に於て公示致しませんが、其公示に於きまして特定性を何人にも認めしむる程度に公示が出来ない、又是が他へ移りました時に、其抵當權の目的物たるものを追及して行くことに付きまして非常に困難があると云ふので、結局不動産の

やうな特定性の多いものは、抵當權は認められなければ、動産に付ては今まで立法上至難な問題として、抵當權は認められずに來たのでありますが、然るに其難關を突破して、茲に動産抵當權と云ふものが認められたのでありますが、保存登記の如きに於きまして、其特定性をどのやうにして爲さるのでありますか、即ち公示方法たる登記に於て、例へば馬一匹或は牛一匹、豚何匹、或は農業用の鋤鍬と云ふやうなものを、誰が見ても此物權が何某債權者の擔保の目的となつて居ると云ふやうな工合に明になさるのであるか、又其抵當權の實行の場合に、執達吏なら執達吏が参りました、是が何某の債權者の擔保の目的物であると云ふやうに、直ぐ認識出來ると云ふことは、どのやうな方法を以て公示なさるのでありまするか、私共は頗る其點を疑問に思ふのでありますが、政府に於きまして、其公示方法、即ち特定方法に對

する具體的の御考を御漏し願ひたいのであります  
○小平政府委員 此法律で抵當權の設定出來る動産は、大きなものに限つて居るのであります、家畜は牛、馬に限つて居ります、それで牛、馬は現在家畜保險に於て、家畜保險契約を締結する場合に於ては、やはり一種の登録のやうな形になるのであります、其場合には大體約十位の特徴を登録する事になるのであります、其家畜保險の登録の經驗の結果から見ますと、十位の特徴を登録致しますれば、相手が村の信用組合に限つて居るのでありますから——今までの考へ方は、總て廣く一般の動産に抵當を設定する事は困難であると云ふ議論でありましたが、今回は相手を信用組合に限つて、而も組合員に限つて居りますから、それで家畜保險組合と同じやうに、家畜保險證書に記載してある十乃至十二位の家畜の特徴を記載すれば、それを登記して置けば、十分それで見分は付くと

云ふことに研究の結果なつたのであります、それから又農業の機械の方も、鋤鍬などではなくて、製作番號の入つて居る特徴の明なる機械を設定するのであります、隨て抵當權を設定した機械に付ても、登記簿を見ますと、機械の製作番號、特徴等を十位書いて、それで登記して公示すると云ふことに致せば、相手は信用組合と漁業組合だけでありますから、さう云ふ不安は感じないと云ふので司法當局とも十分研究致しまして、斯う云ふ制度を拵へた譯であります、尙ほ是は此法律の終りの方にあります通り、此登記は第三者に對抗する登記になつて居りました、尙ほ抵當權を設定した債務者の方では、それを讓渡する場合には、讓渡人に抵當權の設定を告知する義務を法律で規定して居るのであります、隨て相手が信用組合、漁業組合等に限つて居ると云ふ點と、組合員のみに限つて居る點と、それから農業機械ならば、特に大



きな製作番號のある明瞭なるものを抵當權に設定すると云ふこと、それから漁船の方は、是はやはり二十噸未満であつても特徴其他總て登記出来るのでありますから、先づ此程度ならば相當運用が付いて、弊害もないではないかと云ふことにも考へた譯であります、從來動産抵當は困難であると云ふのは、總ての動産に付て、又一般の債權者に對して抵當權を設定すると云ふのであるから、困難であると云ふことでありましたが、今回はそれを避けて、信用組合、漁業組合の組合員に限ると云ふことにして、而も明瞭なるものを指定するのでありますから、從來考へられたやうな困難は突破出来るかと云ふ確信を以ちまして、法律を制定した譯であります

○谷原委員 信用組合と組合員との間であるから殆ど質に置いて占有して居るやうな、直接支配關係とも認められるやうな状態であるから、困難が

ないと云ふ趣旨かと思ひますが、一應それは御尤なことであります、併ながら例へば盜難の如きも無きにしてもあらずであります、左様な場合に僅に七つや十の特徴を以ちまして、さうして其抵當權を追及して、實行すると云ふことは至難なことであらうと思ひます、或は又船の如きに於きましても特徴があると申しますか、二十噸未満の船に、特に特徴を拵へれば兎も角、それでない限りは、追及權を及ぼすだけの特徴は、容易に見されないと思ひますが、或は將來に於きまして船に付ては特に番號とか、或は其他特徴を作らして、さうして初て登録をすると云ふやうな仕組にでも爲されるのでありませうか、其點を一寸伺つて置きたい

○小平政府委員 漁船の方は船の鑑札制度の實績も十分考へて見ましたが、船名、それから船型、用途、造船所、製造年月、使用期間、種類、製作

所、製作番號等を登録すれば、先づ弊害はないではないかと考へて居ります、尙ほ盜難の場合には善意の取得者は、是は完全に權利を取得するのであります、是は工場抵當法其他從來の動産抵當の制度に限つて、特殊のものに動産抵當を認めた制度を見ましても、從來過去の經適を見ましても、さう弊害があるやうに見えないのであります、例へば立木のやうなものは現在の法律制度に於きましても、立木に關する法律に於きましても、木を伐つた後にも抵當權が木にくつ付いて来る、其結果非常な弊害があつたと云ふこともまだ聽いて居りませぬ、工場抵當法に於きまして、工場に於ける各動産に皆抵當權が付いて居ります、それが一つ離れて行つた場合はどうなるかと云ふことも考へられますが、さう弊害があつたと云ふことにはなつて居りませぬ、特殊なものに限る金融機關に對して設定する抵當權でありますから、さう弊害

はなく、漁業組合、信用組合で信用を以て登記するのでありますから、相當是で運用が付くかと思ふのであります、其他善意の取得者に對しては十分此法律の終の方に規定してありますが、保護して居りましてさう云ふ矛盾はないやうに致して居るのであります

○谷原委員 工場に限りませず、此財團として登録致しまする場合、或は立木の如く容易に轉々性の少ないものに付きましては、只今御示しの如く容易に散りも致しませぬし、又散りましても追及權が及ぼし易いのであります、偶々獨立した一つの而も頗る動性に富んだものに、之を抵當權の目的として、而も占有を移さずに、そこに擔保關係を設定致しますと云ふ場合に於きましては、非常には難しい問題になるだらうと思ひます、事實に於きまして、是あるが故に民法は三十二年以來質は認めましたけれども、動産には抵當權を認



めて來なかつたのでありますが、併ながら今兎角の左様な意見を述べますことも、議事進行に障りますから申上げませぬが、唯此規定を見ますると云ふと、命令委任の事項が澤山ありますが、種類を定めたりするに付きましては、十分制限的に考へまして、民法の常に認めて居なかつたものを例外的に認めるのでありますから、其趣旨は十分に政府に於きまして、注意されんことを望む次第であります

次に制裁の問題であります、第十八條、或は十九條に制裁を設けてありますが、可なり是は重い制裁でありますけれども、只今政府の言はれましたやうな心配がありまする爲に、斯様な重い制裁も自然付いて來ることだらうと思ひまするが玆に「抵當權者ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ」と云ふ文字を使はれて居りますが、是は認識主義なのです、意慾主義なのです、どちらですか、即

ち例へば「此目的」と云ふことは、法文の字句から言ひますと云ふと、損害を加ふることを知りてと云ふ民法第四百二十四條のやうな、あゝ云ふ用語とは違つて居りますが「目的ヲ以テ」と云ふことは、一つの意慾、希望に基く場合に多く使はれるのであります、知リテ」と云ふ認識主義とは、用語上違ふのであります、例へば抵當に入れて置きまして、其抵當物を自分が抵當に入つて居ると云ふことを知りつゝも、何か自分の一つの感情の激發から、其目的物を壊してしまつたやうな場合に於きましては「目的ヲ以テ」と云ふことを意慾主義に解しまするならば、刑罰は受けない、犯罪にならなければ、認識主義で行きましたならば、抵當權者に對して損害があると云ふことを知つて、而して尙ほ其物を壊すのでありますから本條の刑罰制裁を受けるやうなことになる、此「目的ヲ以テ」と云ふのは、普通の用語例の如

く意慾主義を採つたのであります、或は又「知リテ」と云ふ認識主義を採つて來て居るのであります、其點を明にして戴きたい

○小平政府委員 此罰則の規定は、是は普通なら當然刑法に行くのでありますが、事農業者、漁業者に關する規定でありますから、刑法の規定によりずつと軽くした意味で規定して居る、而も是は親告罪にした、何も規定がなければ刑法の適用になりまして、當然犯罪になりまして、随分重い犯罪になります、併し農業者、漁業者であります故に、特に刑法の例外を認めて、ずつと軽い刑にしたのであります、而も親告罪に致して、無暗にさう云ふ犯罪が起きないやうにと云ふので、告訴を待つて論ずることに致したのであります、尙ほ細かな事に付きましては司法省の刑事局の御方から正確な御答をした方が宜いと思ひますから、左様御承知を願ひます、今御呼びします

○青山委員 此間に一寸御尋致したいのであります、此農業動産信用法の出來たことは非常に結構です、先程鈴木さんから御尋がりましたが、大體どれ程の資金が運用なさる見當でありますか御分りならば大略で宜いのであります、伺ひたいと思ひます

○小平政府委員 資金がどの位出るかと云ふことは、どうもはつきり申上げられませぬが、此農業用の家畜の凡その價格を見積つて、参考資料として差上げてあるかと思ふのであります、是はどの位の資金が是で出るかと云ふことは、はつきり私共申上げることが困難であります、併し現在例へば漁船の方に於きましても掛け買で買ふ、隨て漁獲物は製造業者に喰はれてしまふと云ふやうなことになる、數字ははつきり申上げ兼ねます

○青山委員 左様であれば致し方ありませんが、



要するに先程村上君、其他から要望致しました通りに、成べく漁業組合と云ふものに付て、十分に御考慮を願つて置きます、それから序に政府委員に御尋致しますが、全国の地方廳に水産課のある所は甚だ少いかのやうに思つて居りますが、現在農林省の本省の系統から眺めて見ますと、地方廳に行くに非常に變態になつて行くやうな傾向がある、水産課のない所には何處の縣に於ても、商工水産課と云ふものに依て總てがやられて居る傾向でありまして、殆ど農林課と離れて居るのでございませぬ、中央の關係と全然反對な立場になつて居る、それが爲に農林省が現在やりつゝある所の漁港問題の如きは、地方に参りますと殆ど其仕事の水産課の關係でなく、土木課の關係になつて居るのみならず地方の耕地整理組合であるとか、或は干拓の事業であるとか云ふものに相成りますと商工水産課の方は關知しない、農林課、若くは土

木課の方が之を所管して居るやうな關係である、爲に昨年来行はれつゝある所の、時局匡救の船溜りの場所の選定の如きも、非常に水産方面から眺めて見ます、と遺憾な點が暴露せられて居るやうに考へて居ります、是等に對しては農林省の水産局の方針が、地方に参りますと、ずつと系統がはつきりとして居る仕組から考へますと、水産課のやる事が非常に結構だと思ひますが、是等に對しては如何様に考へて居られますか、此際承つて置きたいと思ひます

○戸田政府委員 漁業組合の法律を改正するに付ては、漁業組合の指導職員を設置する豫定になつて居るのでありまして、經費等の點から課を造ると云ふやうなことは、到底出来ませぬけれども、從來何等之に對する職員がない爲に、色々不便の點が多く、指導上にも缺陷がありましたので、此度主事及主事補を——縣に依て違ひますけれども

主事及主事補を、少くとも其どちらか一人宛を置くことが出来るやうにしまして、漁業組合の指導督勵に付て遺憾なきを期したいと思つて居る次第であります、要するに其方の専門の指導者のない爲に、色々缺陷が現はれて居るのであります、其點は幾分是正されること、思ひます、地方廳に於ける水産關係の課の取扱等に付きましては其縣の事情に依て一律に中央から地方の事情を考慮しないで、之を指示する譯には参りませぬが、從來は大體に於きまして、水産業の方が組合の仕事でありますとか、沿岸の小漁業者の世話であるとか言ふやうな方面は、寧ろ廣く水産業と言ふ方面から、資本的の水産業の方面に努力が拂はれて居つたと言ふやうな所から、商工水産課が置かれて居つたのではないか、製品の海外の輸出であるとかさう言ふやうな方面の關係から、商工水産課が置かれて居るのであらうと思ひますが、同時に今日

の狀況としては沿岸の漁業に關する世話をすることが、非常に必要となつて來て居りますので、漁業組合の方に指導員も置かれるのでありますから從來よりは相當改善されるものと考へて居ります

○木村政府委員 第十八條に「抵當權者ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ」と言ふ文字がありますが、斯う言ふ文字を使つて居ります刑法の用例は不確定の犯意には行かないのであります、それ以外の犯意と言ふ意味です、要するに抵當權者に損害を加ふる、詰り言換ゆれば抵當權者に損害を加ふる考で、而も農業用動産が、抵當權の目的物となつて居ることを知つて居る、此二つの條件が必要だと解釋して居ります

○谷原委員 刑法の一般建前としては御承知の如く認識主義でありまして、犯意と言ふものは認識があるならば直ちに成立するのであります、併ながら背任罪の如く、意慾を條件とする場合に於



きまして、初めて本文のやうな條文を用ひることは御承知の通りであります。隨て意慾を條件とする場合には、唯認識だけではないけない、是は申す迄もない、背任罪の犯意と言ふものと、普通の犯罪の犯意とは違ふと言ふことは御承知であらうと思ひます、而して本法は背任罪の如き目的、意慾を要件として居りますか、果して左様に解釋するのでありませうか、其點を餘り具體的の問題で申しますと、後で本法を運用するのに困りますから抽象的に所謂「知りて」と言ふ認識が犯意であるか、或は「知りて」と言ふ認識だけではないかぬ、更に一つの意慾、慾望、目的、之が要件になるのか、詰り犯意の要件に付きまして、抽象的の政府の御解釋のある所をはつきり伺ひたい

○木村政府委員 此十八條の目的は背任罪の目的と同様でありまして、意慾を必要とするものと解釋して居ります

○谷原委員 只今の點は、それで洵にはつきり致しまして、將來此法の運用上に惑のないことと思ひますが、第十七條に付て一寸御尋を致したい、或は既に質疑應答があつたかも知れませぬが、政府當局に於ては十分研究してと言ふ御趣旨のやうに承つて居りますが、從來抵當權の執行は御承知の如く競賣法で可なり簡易に致して居ります、更に簡易にするのには國稅滯納處分法でありますか政府の御考になる所では、國稅滯納處分法の簡易な方法、即ち産業組合組合長なら組合長、理事なら理事が、恰も國稅滯納者の處分をするやうな簡便な方法を作らうと言ふ御趣旨なのでありませうか、其點を唯輪廓だけでも承つて置きたい

○小平政府委員 さう言ふ趣旨ではありませぬ、國稅滯納處分に依ると言ふやうな方針ではありませぬので、矢張從來の訴訟法の規定を勅令に移す而も出来るだけ簡單にしたいと言ふに過ぎないの

でありまして、別に新しい方法を考へるのではないのであります

○谷原委員 大體競賣法に依るのでありますか

○小平政府委員 左様でございます

○近藤壽市郎君 私は平井君が辭されたに付て本日補闕で参つたのでありますから、前々皆様方から御尋になつたであらう事柄を繰返す事は、本案は非常に急ぐものであるから長くは申し上げませぬ本案は農漁村に對して、最も重要なものであることは申す迄もない話であります、所がどの内閣も農村疲弊に至つてから、低利資金を大いに出すやうにやりますが、法は出來得るやうになつて居つて、縣廳或は政府が取調べて貸與ふべきものなりとなつても、偕て愈々實行の段になると是が中々行はれぬ、十分の一の貸出も出來ない、金は簡易保險にとつさりあるけれども、貸すことが出來ない、運用が出來ないと言ふことが從來の實例に

なつて居ります、此案も至極良い案であるけれども、どなたかも仰せになつたと思ふが、畫餅に屬しはしないか、又總額はどの位の御見込で、どう言ふ計畫を政府は立てられて居るかと言ふと、今の御答辯では其額は何等抑へがないと言ふことでありましたが、抑へがなければ假令大略の事でも農漁村に對して、どの位までは出す積りである、それは飽くまで實行する積りであると言ふ御決心がなければならぬ、其御決心を承りたい

○小平政府委員 御心配の點は御尤であります、資金の供給は必要なものにやりたいと思つて居りますが、是は事將來に屬するので、はつきりは申し上げられませぬが、大體の登録の件数は豫定して居りまして、登録の豫想件数は、施行の年でなく平年度に於て、牛馬が二十七萬件、漁船が九萬一千件、大きな農業の機械が約四萬件位かと考へて居ります、隨て金額は是で御推定が出来るかと思



ひます、出来るだけ努めて必要な資金は貸したいと思ひます

○庄委員長 大體是で質問を打切にしたいと考へて居りますが、どなたも御異議ありませぬか

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○庄委員長 然らば之を以て質問を打切と致します、午後一時まで休憩致しまして、午後一時に之を決定して、成べく本日緊急上程致しまして、本院を通過させたいと考へて居ります、どうか其御含みて午後一時にさちんと此處へ御揃ひを願ひます、それでは休憩致します

午後零時十分休憩

午後一時十五分開議

○庄委員長 休憩前に引續きまして會議を開きます、兩案とも午前中に質疑を終了致しましたので是から討論に移ります、第一に漁業法中改正法律

案から始めます、別に通告はありませぬが、どなたか——青山委員

○青山委員 本案は明治四十三年の制定にかゝりまして、今日まで業界に於ても是が改正を要望して居つたことが幾多あつたのであります、此度の改正案の漁業権の存続期間の點であるとか、漁業組合補償制度確立に關する點、漁業組合監督指導の點、漁業組合聯合會に對する補助金支出に關する事柄とか、漁業組合に對する金融流通の點などには及ばなかつたと言ふことは、非常に遺憾に存するのでございます、併ながら本改正案の要旨は吾々多年要望して居つた主要な點でありますから、茲に三項の希望條件を付しまして本案に賛成致したいと思ふのでございます

「レタシ」是が第一でございます、第二は「本法第二十四條ニ依ル漁業権ノ處分ニ對シ、補償制度ヲ確立シ、以テ權利者ノ不安ト損失ヲ一掃セシメラレタシ」、第三は「本法ノ改正ニ基キ漁業組合ハ其制度ヲ改革シテ、漁業及經濟施設ノ充實ヲ期シ、以テ漁村更生ノ中心トシテ其効果ヲ發揮スル爲ニハ、十分ナル金融ノ之ニ伴フラ必要トス、仍テ政府ハ今後一層漁業組合並ニ同聯合會ニ對シ金融流通ノ途ヲ講ゼラレタシ」、以上三つの條件を付しまして本案に賛成致したいと思ひます、どうぞ各位の御賛成を御願申上げます

○村上委員 私も政府提案並に青山君の希望條件に賛成を表明するものであります、漁業法の改正を要望します骨子は私共は、漁業権に對する補償制度の確立と、免許期間の撤廢が最も必要なことであると思ふのであります、是か爲に折角財産となつて居ります漁業権が、抵當權設定の場合

に於きましては、或は補償制度のない爲に、或は期間のある爲に支障を來しまして、金融の途が十分に開けないことは常に遺憾として居りますが故に、吾々水産業界に於きましては、有ゆる機會に於て是が改正を熱望したのであります、今期議會に對しまして政府は漁業法の改正法律案を提出せられると云ふことを聽きました故に、必ず此漁業法の骨子に觸れたものであると云ふことを期待して居りましたのに拘らず、僅に此漁業組合の機能の擴張に止まりまして、漁業法の骨子たるべき改正に觸れなかつた點に付ては、私共甚だ遺憾に存じて居る者であります、のみならず漁業法制定當時に於きましては、水産業の進歩と云ふものは非常に幼稚でございました、其當時に制定致しましたものであります、其當時から數へて見ますれば、四十年の長きに亘つて居るのであります、其間時勢の變遷と水産業の進歩に伴ひまして、幾



多の缺陷を生じ、改正を要すべき點が多々あると思ひます、どうか將來に於きましては、全般に亘りまして、是が改正せられんことを私は特に茲に要望致しまして、此提案と希望條件に賛成する者であります

○小池委員 私も原案に賛成であります、青山君の此希望案件には絶対に賛意を表する者でありませぬ、殊に第一、第二のことは中井川君が御話になりましたから、述べる必要はありませぬが、第三の資金の關係であります、昨日來當局大臣及政府委員の御説明を承つて見ましても、漸を以て其機能の發揮に努める、斯う云ふのであります、其點に付ては、吾々業界に居る者とは、少し意見が違ふのであります、長い間産業組合、信用組合に幾多の經驗を有つて居る、其經驗を取つて以て漁業組合の機能を發揮しなければならぬのでありますから既に經驗したる者に依る手本が出来て居る

のでありますから、私は漁業組合の機能發揮はさう長年月を要すべきものでない、隨て此資本關係と云ふことには、十分の御考慮を願はなければ、法律が出来ても其効果を收むることが出来ない、云ふ遺憾の場合が生じても困ることでありませぬ、此點には最善の御考慮、御努力を切望するのであります、或は府縣の漁業組合聯合會若くは中央聯合會、斯う云ふ系統的のものが此法律の實施に伴つて成立致しますれば、總て漁業組合中央金庫と云ふやうなものが、必要になつて來るのではなからうか、斯様な考を私共は有つて居るのであります、是等の點には遺憾なき最善の施設を切望して、本案に賛意を表する次第であります

○庄委員長 別に御賛成だけで御異議がないやうでございますから、之を以て採決することに致して御異議ありませぬか

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○庄委員長 然らば之を採決致します、只今の御希望は別に書面を以て提出致しませずに、委員長より議場に報告することに取計つて宜しうございませぬか

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○庄委員長 それでは只今の御希望條件に依て、原案を全部御賛成と看做して御異議ありませぬか

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○庄委員長 それでは漁業法中改正法律案は、全會一致可決確定致しました

〔拍手起ル〕

○庄委員長 次に農業動産信用法案を議題と致します、青山委員

○青山委員 本案に對しても委員間に色々意見もございませぬけれども、會期切迫の今日、之に修正を加へ其他のことに依て、折角の案が貴族院等の上程の連に至らぬと云ふことを斟酌致しまして、

先づ以て原案を認むると云ふことに致します、原案に賛成であります、隨て私は茲に御列席の農林大臣に篤と希望を致して置きますが、どうか此兩案が吾々の期待に餘り背馳しないやうに、成べく吾々の年來の主張に適合するやうに、運用あらんことを切に希望致して置きます

○村上委員 私も政府提案に賛成を表する者であります、唯此法案の要綱の第二項に付きましては質問を致しまして、政府の御答辯を得たのであります、申す迄もなく折角案が出来ましたも、金融の途が開けなければ、全く晝餅に屬する譯になるのであります、私共心配致しますのは、漁業組合と云ふのは、どうかと言へば貧困者の集りでありまして、中々容易に資金の融通が付かないと思ひます、之に對しても特に政府は御考慮を願ひたいと同時に、現在貴族院に於て審議せられつゝある農業漁業災害保險法が確定に至りませぬければ



農業方面は別と致しまして、漁業方面は漁船の擔保の如きも保險法が制定にならなければ、金を出す者はなからうと思ひます、故に政府に於きましても、どうか農業漁業災害保險法を、一日も早く

是が制定せられるやうに御盡力を願ふと同時に、金融の途を開かれんことを特に希望致しまして、本案に賛成を表する次第であります

○小池委員 農業動産信用法案の原案に賛成致します、希望事項もありますが、是は本會議に譲りたいと思ひます

○庄委員長 別に御發議もないやうでございますが、原案を全部御賛成と確定して宜しうございませうか

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○庄委員長 全部御賛成と認めまして、原案が可決されたことに決定致します

〔拍手起ル〕

○庄委員長 長時間御精勵を感謝致します、是で散會致します

午後一時三十分散會

### 本 會 議

(第一讀會の續)

(議長(秋田清君) 農業動産信用法案、漁業法中改正法律案、此兩案を一括して第一讀會の續を開

きます、委員長の報告を求めます—委員長庄晋太郎君

農業動産信用法案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

衆議院議長秋田清殿

漁業法中改正法律案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

〔庄晋太郎君登壇〕

### 報 告 書

一 農業動産信用法案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年三月十六日

委員長 庄 晋太郎

衆議院議長秋田清殿

### 報 告 書

一 漁業法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年三月十六日

委員長 庄 晋太郎

○庄晋太郎君 只今議題となりました農業動産信用法案並漁業法中改正法律案に關する委員會の經過並結果を御報告申し上げます本委員會に於きましては、昨日より今日の二日に亘りまして慎重に審議致したのであります、先づ漁業法中改正法律案より審議を始め、次に農業動産信用法案に移り、其審議を致しました、其經過並に結果の大意は先づ漁業法中改正法律案の要旨を申し上げますれば、漁村經濟の更生に資する爲め、漁村中樞團體たる漁業組合の機能を整備擴充し、新に組合員の經濟の發達に必要な共同施設を行ふ事を得せしめると共に、漁業組合、同聯合會に出資制度を認め、又其責任組織を明にする事、並に時勢の變遷と漁業の進歩とに伴ひまして、水産動植物の蕃殖保護、



漁業取締に關する事項、其他漁業權、入漁權の變更の手續等に關し、多少の改正を爲さんとするものでありまして、之に對しまして委員會に於ては漁業權制度の整備、殊に漁業權の存續期間の延長又は撤廢、漁業權取消等の場合に於ける補償、金融に關する問題等に付て、重要な質問が發せられたのであります、政府よりは、漁業權の問題は重大な問題であるから、根本的に調査研究の必要がある、又補償の問題に付ては、將來考究する旨の答辯があり、又金融問題に付きましては、本改正の結果漁業組合の内容が整備充實せられたならば漸次に解決の歩を進めることが出来る旨を答辯せられたのであります、其詳細に互りましては、速記録に依つて御覽を願ひます

次に農業動産信用法案の要旨を申し上げます、此法案は農漁山村に於ける金融の狀況に鑑みまして、農漁業者の擔保力の増加を圖り、其生産資金

供給の圓滑を期することを目的とするものでありまして、信用組合及漁業組合等に對し特別の先取特權を與へ、且つ農業漁業用の重要な動産を目的とする抵當權を取得せしめるのが、本案の骨子であります、之に對しまして委員會に於ては、農業動産信用法と云ふ名稱に、漁業を加へなかつたのはどう云ふ譯であるか、尙ほ勅令及命令事項の内容はどうであるか、資金供給に付て特に考慮がないかとの質問がありました、政府は、法案の名稱に漁業の文字を加へなかつたのは、林業畜産等の關係があり、是等を加へるとすると、名稱が餘り長くなるからで、別に他意はない、之に對して中村委員からは、畜産とか休業とか云ふのは、陸上の事であるから、直ぐ農業と關聯して考へられるが、水産は全く關係が薄い爲に、常に閑却される嫌がある、此邊に付て相當喧ましく論議せられたのであります、詰り名稱が長くなるからで、

別に他意はないと云ふことであります、又勅令及命令事項の内容に付きましては、法人に付ては漁業組合を勅令を以て指定し、農業用動産の問題に付きましては、牛馬、漁船、農業器械の大きな物を勅令を以て指定する、資金に付ては將來十分に考慮すると云ふ御答辯がありました、其詳細に付ては速記録に依つて御覽を願ひます

最後に討論に入りまして、漁業法中改正法律案に關しましては、希望條件を附して原案に賛成せられ、採決に入り満場一致を以て本案を可決致しました、其希望條件は

- 一、漁業權ノ存續期間ヲ相當延長シ又其更新制度ヲ延長制度ニ改正シ以テ漁業權ニ確實性ヲ加ヘシメ金融上ノ不安ヲ除去セシメラレタシ
- 二、本法第二十四條ニ依ル漁業權ノ處分ニ對シ補償制度ヲ確立シ以テ權利者ノ不安ト損失ヲ一掃セシメラレタシ

三、本法ノ改正ニ基キ漁業組合ハ其制度ヲ改革シテ漁業及經濟施設ノ充實ヲ期シ以テ漁村更生ノ中心トシテ其效果ヲ發揮スル爲メニハ充分ナル金融ノ之ニ伴フヲ必要トス仍テ政府ハ今後一層漁業組合並同聯合會ニ對シ金融疏通ノ途ヲ講セラレタシ

此三つの希望條件を附しまして、満場一致原案を可決致しました次第であります

次に農業動産信用法案に付きましては、同様原案を賛成せられまして、採決に入り、満場一致を以て可決致した次第であります、何卒本院に於ても委員會決議の通り、満場一致御賛成あらんことを希望しまして報告を終ります(拍手)

○議長(秋田清君) 兩案の第二讀會を開くに御異議ありませぬか

〔異體ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議なしと認めます、兩案



の第二讀會を開くに決しました

○上田孝吉君 直ちに兩案の第二讀會を開き、第三讀會を省略して委員長報告の通り可決せられんことを望みます

○議長(秋田清君) 上田君の動議に御異議ありませんか

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議なしと認めます、仍て直ちに兩案の第二讀會を開き、議案全部を議題と致します

農業動産信用法案 第二讀會(確定議)

漁業法中改正法律案 第二讀會(確定議)

○議長(秋田清君) 別に御發議もありません、第三讀會を省略して、兩案共委員長報告の通り可決確定致しました(拍手)

### 貴族院ニ於ケル兩法案ノ經過及結果

(漁業法中改正法律案 政府提出衆議院送付) 農業動産信用法案 同

#### 本 會 議

○議長(公爵徳川家達君) 日程第四、農業動産信用法案第五、漁業法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、後藤農林大臣

農業動産信用法案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和八年三月十六日

衆議院議長 秋田 清  
貴族院議長公爵徳川家達殿

農業動産信用法案

農業動産信用法

第一章 總 則

第一條 本法ニ於テ農業トハ耕作、養畜又ハ養蠶ノ業務及之ニ附随スル業務ヲ謂フ

水産動植物ノ採捕若ハ養殖又ハ薪炭生産ノ業務及之ニ附随スル業務ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ農業ト看做ス

第二條 本法ニ於テ農業用動産トハ農業ノ經營ノ用ニ供スル動産ヲ謂フ

前項ノ農業用動産ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 本法ノ先取特權又ハ農業用動産ノ抵當權ヲ取得ス



ルコトヲ得ル者ハ信用組合及勅令ヲ以テ定ムル法人ニ限  
ル

### 第二章 農業經營資金貸付ノ先取特權

第四條 信用組合其ノ他勅令ヲ以テ定ムル法人ガ農業ヲ爲  
ス者ニ對シ左ニ掲グル行爲ヲ爲スニ必要ナル資金ノ貸付  
ヲ爲シタルトキハ其ノ債權ノ元本及利息ニ付債務者ノ特  
定動産ノ上ニ先取特權ヲ有ス

一 農業用動産又ハ農業生産物ノ保存

二 農業用動産ノ購入

三 種苗又ハ肥料ノ購入

四 蠶種又ハ桑葉ノ購入

五 薪炭原木ノ購入

六 命令ヲ以テ定ムル水産養殖用ノ種苗又ハ餌料ノ購入  
前項ノ法人ガ農事實行組合、養蠶實行組合其ノ他勅令ヲ  
以テ定ムル法人ニ對シ其ノ農業用動産ヲ保存シ又ハ購入  
スル爲ニ必要ナル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ亦前項ニ同  
ジ

第五條 農業用動産保存資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケ  
タル資金ヲ以テ保存シタル農業用動産ノ上ニ存在ス

農業生産物保存資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタル資  
金ヲ以テ保存シタル農業生産物ノ上ニ存在ス

前二項ノ先取特權ハ農業用動産又ハ農業生産物ニ關スル  
權利ヲ保存、追認又ハ實行セシムル爲ニ必要ナル資金ノ  
貸付ニ付テモ亦存在ス

第六條 農業用動産購入資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケ  
タル資金ヲ以テ購入シタル農業用動産ノ上ニ存在ス

第七條 種苗又ハ肥料ノ購入資金貸付ノ先 特權ハ貸付ヲ  
受ケタル資金ヲ以テ購入シタル種苗又ハ肥料ヲ用ヒタル  
後一年内ニ之ヲ用ヒタル土地ヨリ生ジタル果實ノ上ニ存  
在ス尙桑樹ノ肥料購入資金貸付ノ先取特權ニ在リテハ其  
ノ果實タル桑葉ヨリ生ジタル物ノ上ニモ亦存在ス

第八條 蠶種又ハ桑葉ノ購入資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ  
受ケタル資金ヲ以テ購入シタル蠶種又ハ桑葉ヨリ生ジタ  
ル物ノ上ニ存在ス

第九條 薪炭原木購入資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタ  
ル資金ヲ以テ購入シタル薪炭原木ヨリ生産シタル薪炭ノ  
上ニ存在ス

第十條 水産養殖用種苗購入資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ  
受ケタル資金ヲ以テ購入シタル種苗ヲ養殖シタル物ノ上  
ニ存在ス

第十三條 農業用動産ノ抵當權ノ得喪及變更ハ其ノ登記ヲ  
爲スニ非ザレバ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ  
得ズ

前項ノ規定ハ登記ノ後ト雖モ民法第九十二條乃至第百  
九十四條ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

在ラズ

第十四條 抵當權ノ目的タル農業用動産ノ所有者ガ之ヲ讓  
渡セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ讓受人ニ  
對シ抵當權ノ存在スル旨ヲ告知スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ抵當權ノ目的タル農業用動産ヲ他ノ債務ノ  
擔保ニ供セントスルトキニ之ヲ準用ス

第十五條 抵當權ノ目的タル農業用動産ノ所有者ガ之ヲ讓  
渡シ又ハ他ノ債務ノ擔保ニ供シタル場合ニ於テハ遲滞ナ  
ク前條ノ告知ヲ爲シタル旨ヲ抵當權者ニ告知スルコトヲ  
要ス

抵當權ノ目的タル農業用動産ニ付第三者ガ差押ヲ爲シタ  
ル場合ニ於テハ其ノ所有者ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ抵當權者  
ニ告知スルコトヲ要ス

第九五

受ケタル資金ヲ以テ購入シタル種苗ヲ養殖シタル物ノ上  
ニ存在ス

水産養殖用餌料購入資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタ  
ル資金ヲ以テ購入シタル餌料ヲ用ヒテ養殖シタル物ノ上  
ニ存在ス

第十一條 先取特權ノ優先權ノ順位ニ付テハ農業用動産又  
ハ農業生産物ノ保存資金貸付ノ先取特權ハ動産保存ノ先  
取特權ト、農業用動産又ハ薪炭原木ノ購入資金貸付ノ先  
取特權ハ動産賣買ノ先取特權ト、種苗若ハ肥料、蠶種若  
ハ桑葉又ハ水産養殖用ノ種苗若ハ餌料ノ購入資金貸付ノ  
先取特權ハ種苗肥料供給ノ先取特權ト看做ス

### 第三章 農業用動産ノ抵當權

第十二條 農業用動産ハ農業ヲ爲ス者又ハ農事實行組合、  
養蠶實行組合其ノ他勅令ヲ以テ定ムル法人ガ信用組合又  
ハ勅令ヲ以テ定ムル法人ニ對シテ負擔スル債務ヲ擔保ス  
ル場合ニ限り之ヲ目的トシテ抵當權ヲ設定スルコトヲ得  
農業用動産ノ抵當權ニハ本法其ノ他ノ法令ニ別段ノ定ア  
ルモノノ外不動産ノ抵當權ニ關スル規定ヲ準用ス但シ民  
法第三百七十八條乃至第三百八十七條ノ規定ハ此ノ限ニ

抵當權ノ目的タル農業用動産ニ付第三者ガ差押ヲ爲シタ  
ル場合ニ於テハ其ノ所有者ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ抵當權者  
ニ告知スルコトヲ要ス

第九五

抵當權ノ目的タル農業用動産ニ付第三者ガ差押ヲ爲シタ  
ル場合ニ於テハ其ノ所有者ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ抵當權者  
ニ告知スルコトヲ要ス

第九五



第十六條 先取特權ト農業用動産ノ抵當權ト競合スル場合ニ於テハ抵當權者ハ民法第三百三十條ニ掲グル第一順位ノ先取特權者ト同一ノ權利ヲ有ス

第十七條 農業用動産ノ抵當權ノ實行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四章 罰 則

第十八條 抵當權者ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ抵當權ノ目的タル農業用動産ヲ損傷シ又ハ隠匿シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス但シ所有者ノ意思ニ反シテ損傷シタル者ニ付テハ刑法ニ依ル

第十九條 抵當權ノ目的タル農業用動産ノ所有者抵當權者ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ該動産ニ關シ讓渡、質入其ノ他抵當權ヲ侵害スベキ行爲ヲ爲シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條 前二條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

昭和八年三月十六日

衆議院議長 秋 田 清

貴族院議長公爵 徳川家達殿

漁業法中改正法律案

漁業法中左ノ通改正ス

第十五條 漁業權又ハ入漁權ノ各共有者ハ他ノ共有者ノ三分ノ二以上ノ同意アルニ非ザレバ其ノ持分ヲ處分スルコトヲ得ズ

第十五條ノ二 漁業權又ハ入漁權ノ各共有者ガ其ノ共有ニ屬スル漁業權又ハ入漁權ヲ變更セントスル場合ニ於テ他ノ共有者ノ住所又ハ居所分明ナラザルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ裁判所ノ許可ヲ以テ其ノ者ノ同意ニ代フルコトヲ得

第十八條第二項中「若ハ家資分散」ヲ削ル

第二十八條中「分割、變更」ヲ「分割シ其ノ他變更シ」ニ改メ

同條ニ左ノ一項ヲ加フ

第十五條ノ二ノ規定ハ漁業權ヲ分割シ其ノ他變更セントスル場合ニ於テ登録シタル入漁權者ノ住所又ハ居所分明ナラザル場合ニ之ヲ準用ス

登録税法第三條ノ六ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第三條ノ七 農業用動産ノ抵當權ニ關スル登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ

一 抵當權ノ取得

債券金額 千分ノ二

但シ税額金二十錢未滿ナルトキハ二十錢トス

二 抹消シタル登記ノ回復

農業用動産每一箇 金十錢

三 假登記

農業用動産每一箇 金十錢

四 附記登記

農業用動産每一箇 金五錢

但シ一件ニ付税額金一圓ヲ超ユルトキハ一圓トス

五 登記ノ更正、變更又ハ抹消

農業用動産每一箇 金十錢

但シ一件ニ付税額金一圓ヲ超ユルトキハ一圓トス

漁業法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

第三十三條中「漁場ノ標識ノ建設」ノ下ニ「又ハ漁具ノ標識ノ設置」ヲ加フ

第三十四條第一項第五號中「遺棄」ノ下ニ「又ハ漏泄」ヲ加ヘ

同項第六號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

七 水産動植物ノ移植ニ關スル制限又ハ禁止

同條第三項中「製品及漁具」ヲ「製品、漁具及第一項第七號ノ水産動植物」ニ改ム

第三十五條第一項ヲ左ノ如ク改ム

汽船「トロール」漁業、母船式漁業、汽船捕鯨業又ハ機船

底曳網漁業ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受

クルニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得ズ

第四十二條第三項中「市制」ヲ削リ「市町村」ヲ「町村」ニ改ム

第四十三條第二項中「漁業ニ關スル」ヲ「漁業又ハ其ノ經濟

ノ發達ニ必要ナル」ニ改メ同條第三項中「漁業組合ハ」ノ

下ニ「本法ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外」ヲ加フ

第四十三條ノ二 漁業組合ハ左ノ事業ヲ行フコトヲ得

一 水産動植物ノ蕃殖保護其ノ他漁場ノ利用ニ關スル施

設

二 船溜、船揚場、漁礁其ノ他組合員ノ漁業ニ必要ナル

設



設備ノ設置

三 組合員ノ漁獲物其ノ他ノ生産物ノ加工、保藏、運搬又ハ販賣ニ關スル施設

四 組合員ノ漁業又ハ其ノ經濟ノ發達ニ必要ナル物又ハ資金ノ供給ニ關スル施設

五 組合員ノ遭難防止又ハ遭難救恤ニ關スル施設

六 前各號ニ掲グルモノノ外組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設

前項ニ掲グル組合ノ施設ハ組合員ノ利用ニ支障ナキ場合ニ限り組合員タルコトヲ得ザル者ヲシテ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ利用セシムルコトヲ得

第四十三條ノ三 前條第一項第三號又ハ第四號ノ事業ヲ行フ漁業組合ハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ組合員ニ出資ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ組合員ニ出資ヲ爲サシムル漁業組合(漁業協同組合)ノ組合員ハ出資一口以上ヲ有スベシ

出資一口ノ金額ハ均一ニ之ヲ定ムベシ  
出資一口ノ金額ノ最高限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三條ノ四 漁業組合ハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ其

ノ經費ヲ組合員ニ分賦スルコトヲ得

第四十三條ノ五 第四十三條ノ二第一項第三號又ハ第四號ノ事業ヲ行フ漁業組合ノ組織ハ無限責任、有限責任及保證責任ノ三種トス

無限責任ノ組合ニ在リテハ組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハザル場合ニ於テ組合員ノ全員ガ連帶無限ノ責任ヲ負擔シ有責任ノ組合ニ在リテハ組合員ノ全員ガ經費負擔額ノ外其ノ出資額ヲ限度トシテ責任ヲ負擔シ保證責任ノ組合ニ在リテハ組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハザル場合ニ於テ組合員ノ全員ガ其ノ出資額又ハ經費負擔額ノ外一定ノ金額(保證金額)ヲ限度トシテ責任ヲ負擔ス

第四十三條ノ六 無限責任又ハ保證責任ノ漁業組合ヨリ脱退シタル組合員ハ脱退前ノ組合債權者ニ對シ其ノ脱退ヲ登記シタル後二年間前條第二項ノ規定ニ依ル責任ヲ負擔ス

第四十三條ノ七 新ニ無限責任又ハ保證責任ノ漁業組合ニ加入シタル組合員ハ其ノ加入前ニ生ジタル組合ノ債務ニ付テモ亦第四十三條ノ五第二項ノ規定ニ依ル責任ヲ負擔

ス

第四十三條ノ八 漁業協同組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可ヲ得テ自ラ漁業ヲ營ムコトヲ得

第四十三條ノ九 漁業協同組合ハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ組合ノ地區内ニ住所ヲ有スル者ニシテ漁業者ニ非ザルモノヲ組合員ト爲スコトヲ得

第四十三條第四項ノ規定ハ漁業者ニ非ザル組合員ニハ之ヲ適用セズ

第四十三條ノ十 漁業組合ハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ組合規約ニ違反シタル組合員ニ對シ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第四十四條 漁業組合聯合會ハ所屬ノ漁業組合及漁業組合聯合會ノ共同ノ目的ヲ達スル爲行政官廳ノ許可ヲ得テ之ヲ設立スルコトヲ得

漁業組合聯合會ハ法人トス

漁業組合聯合會ハ第四十三條ノ二第一項第三號若ハ第四號ノ事業ヲ行フ漁業組合又ハ漁業組合聯合會ヲ以テ之ヲ構成ス

漁業組合聯合會ノ組織ハ有限責任及保證責任ノ二種トス

ノ經費ヲ組合員ニ分賦スルコトヲ得

第四十三條ノ五 第四十三條ノ二第一項第三號又ハ第四號ノ事業ヲ行フ漁業組合ノ組織ハ無限責任、有限責任及保證責任ノ三種トス

無限責任ノ組合ニ在リテハ組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハザル場合ニ於テ組合員ノ全員ガ連帶無限ノ責任ヲ負擔シ有責任ノ組合ニ在リテハ組合員ノ全員ガ經費負擔額ノ外其ノ出資額ヲ限度トシテ責任ヲ負擔シ保證責任ノ組合ニ在リテハ組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハザル場合ニ於テ組合員ノ全員ガ其ノ出資額又ハ經費負擔額ノ外一定ノ金額(保證金額)ヲ限度トシテ責任ヲ負擔ス

第四十三條ノ六 無限責任又ハ保證責任ノ漁業組合ヨリ脱退シタル組合員ハ脱退前ノ組合債權者ニ對シ其ノ脱退ヲ登記シタル後二年間前條第二項ノ規定ニ依ル責任ヲ負擔ス

第四十三條ノ七 新ニ無限責任又ハ保證責任ノ漁業組合ニ加入シタル組合員ハ其ノ加入前ニ生ジタル組合ノ債務ニ付テモ亦第四十三條ノ五第二項ノ規定ニ依ル責任ヲ負擔

第四十三條第三項、第四十三條ノ二、第四十三條ノ三第二項乃至第四項、第四十三條ノ四、第四十三條ノ五第二項、第四十三條ノ六、第四十三條ノ七及前條ノ規定ハ漁業組合聯合會ニ之ヲ準用ス但シ第四十三條ノ二中組合員トアルハ所屬ノ組合、聯合會及組合員トス

第四十五條中「營業稅」ヲ「營業收益稅」ニ改ム

第四十八條第三號ヲ左ノ如ク改ム

三 解散又ハ事業ノ停止

第四十九條中「管理」ノ下ニ「構成者ノ權利義務及加入脱退、組織變更」ヲ加フ

第四十九條ノ二 漁業組合又ハ漁業組合聯合會ノ役員何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ組合若ハ聯合會ノ事業ノ範圍外ニ於テ貸付ヲ爲シ又ハ投機取引ノ爲ニ組合若ハ聯合會ノ財産ヲ處分シタルトキハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ規定ハ刑法ニ正條アル場合ニハ之ヲ適用セズ

第五十八條第二項中「漁獲物及漁具ハ之ヲ沒收ス」ヲ「漁獲物、製品及漁具ハ之ヲ沒收スルコトヲ得」ニ、「價額ヲ追徵ス」ヲ「價額ヲ追徵スルコトヲ得」ニ改ム



第五十九條中「汽船」トロール「漁業」ノ下ニ「又ハ母船式漁業」ヲ、「汽船捕鯨業」ノ下ニ「又ハ機船底曳網漁業」ヲ加

ヘ「罰金ニ處シ」ヲ「罰金ニ處ス此ノ場合ニ於テハ」ニ、「漁獲物及漁具ハ之ヲ沒收ス」ヲ「漁獲物、製品及漁具ハ之ヲ沒收スルコトヲ得」ニ、「價額ヲ追徴ス」ヲ「價額ヲ追徴スルコトヲ得」ニ改ム

第六十一條中「漁場」ノ下ニ「又ハ漁具」ヲ加フ

附 則

第一條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 本法施行前ヨリ引續キ第四十三條ノ二第一項第三號又ハ第四號ノ事業ヲ行フ漁業組合ハ本法施行ノ日ヨリ五年ヲ限リ其ノ組織ニ關シ第四十三條ノ五ノ規定ニ依ラズ仍從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

第三條 本法施行前ニ設立シタル漁業組合聯合會ハ本法施行ノ日ヨリ五年ヲ限リ其ノ構成者及組織ニ關シ第四十四條第三項及第四項ノ規定ニ依ラズ仍從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

前項ノ聯合會ニシテ前項ノ期間内ニ其ノ構成者及組織ニ關シ第四十四條第三項及第四項ノ規定ニ依ル聯合會ト爲ラザルモノハ其ノ期間満了ノ日ニ於テ解散ス

第四條 印紙税法第四條第一項第十一號中「産業組合聯合會」ノ下ニ「漁業組合、漁業組合聯合會」ヲ加フ

「國務大臣後藤文夫君演壇ニ登ル」

○國務大臣(後藤文夫君) 農業動産信用法案提出の理由を申述べます、農山漁村に於ける金融の實情に鑑みまして、農漁業者の擔保力の増加を圖り其生産資金供給の圓滑を期する爲に、新たに先取特權及農業用動産の抵當權に關する制度を設けまして、信用組合等に依る農漁業金融の圓滑を圖るに資することと致し、茲に農業動産信用法案を提出いたした譯でございます、法案の要旨は第一に農業及漁業等の經營用品の購入等に必要な資金の貸付を致します場合に於ける、特別の先取特權を認めることと致し、第二に農業者及漁業者等の債務の擔保にする爲め、農業及漁業等の經營に用ふる重要な動産の上に抵當權を設定し得ることと致しました、第三に以上の先取特權若くは農業用動産抵當權を取得し得るものは信用組合、其他特定の法人に限ることと致したのであります、以上が

要旨でございます、何卒御審議の上御協賛あらむことを希望いたします、次に漁業法中改正法律案提出の理由を申し上げます、漁業法に於きまして現在認めて居ります漁業組合は、漁業者の共同の團體でありまして、漁村に於ける重要な機關でございます、從來漁業權又は入漁權の主體となり、又組合員の爲に漁業に對する各種の共同施設を行つて参りましたが、現行の規定の下に於きましては漁村の經濟團體としての機能を十分に發揮する上に尙ほ遺憾の點がございます、故に之が機能を擴充いたしまして、漁業組合をして隣保共助の精神に基き、漁村の中樞機關として活動するに便ならしめますことが、漁村經濟の更生を圖るの方途としまして、極めて肝要であると存するのであります、又時勢の變遷、漁業の進歩に伴ひまして、現行漁業法中水産動植物の蕃殖保護と、漁業取締に關する事項其他に付きまして、多少の改正を致

すことと致したのであります、茲に改正案の要旨を簡単に申述べますれば第一に漁業組合の目的を擴張いたしましたして、新たに組合の經濟の發達に必要な共同施設を爲し得ることと致しました、第二に漁業組合の一種として、漁業共同組合なる出資團體を新たに認めまして、特定の經濟施設を爲し得るものと致し、其組織を無限責任、有限責任及保證責任の三種と致しました、又是と同種の施設を爲し、漁業共同組合でない漁業組合の組織は、無限責任、又は保證責任の二種と致しました第三に漁業組合聯合會は前述の特定の經濟施設を行ふ漁業組合又は漁業組合聯合會を以て創立し得ることと致しまして、其組織は有限責任又は保證責任の二種と致しました、第四に水産動植物の蕃殖保護、漁業取締に關する規定に付て必要な改正を加へたのであります、第五に漁業權又は入漁權の處分等に關する規定に付て必要な是正を加



へました、以上が本法案の要旨でございます、御審議の上何卒御協賛あらむことを御希望いたします

○議長(公爵徳川家達君) 是には質疑の通告がございます、三室戸子爵に發言を許します、同君の御登壇を望みます

〔子爵三室戸敬光君演壇ニ登ル〕

○子爵三室戸敬光君 只今日程に上ぼつて居ります第四、第五、特に第五に付きましたは、私は農林大臣に質問を致したのであります、第五の法案を始め只今議題になつて居ります所の二案は、非常に農林大臣の御苦心の作であると云ふことに付ては敬意を表するのであります、併ながら茲に一つ前以て御伺を申し上げたいことは、此漁村の所謂漁業組合、漁民と云ふものに對して、どれ位の關心を平素農林大臣は御持ちになつて居るかと思ふことを伺ふのであります、是は事實の問題を捉

へて申すことが最も明瞭と思ひます、曩の日本院に於きまして、請願委員諸君の詳密なる御調査に基きまして、或漁業組合より特別の、自分の部落の前の海面を使用することを許して貰ひたい、斯様な請願が出たのであります、而も其請願は委員會に於て採擇となり、本會議に於ても満場一致で通過を致したものであります、私共はそれが通過いたしました以後に於きまして、其後農林大臣は其通過せる請願に對して、どう云ふことを爲されたのであるかと云ふことを注意を致して居りますが、いまだに何等それに付て考究されて居らないのであります、只今も申し上げましたやうに、幾多の御作に係る所に漁村の繁榮に關する爲には御苦心の跡は見えますが、事實問題に付て今申し上げたやうな請願に對して、何等の考慮を拂はれて居らぬと云ふことはです、どう云ふ御所存であるのでありますか、私は疑を茲に懐くのであります

す、尙ほ事柄を明瞭に致しまする爲に、最近のことではあります、其事件の要領を申し上げます、是は神奈川縣の或事柄でありまして、長く其沿岸に居住いたして居る所の所謂漁民なる者は、自分の村の前にある所の沿岸十町、海の方へは二十町と云ふやうな廣い範圍に於きまして漁業が出来得ないのであります、何となれば他の一個人に許されてあるからであります、漁業法の第五條にはどう云ふことが書いてあるかと申しますと、「水面ヲ專用シテ漁業ヲ爲スノ權利ヲ得ムトスル者ハ行政官廳ノ免許を受クヘシ、前項ノ免許ハ漁業組合ガ其ノ地先水面ノ専用ヲ出願シタル場合ノ外之ヲ與ヘス」、殊に第二項に於きましては斯の如く明瞭に地先水面の専用を出願したる場合の外之を與へず、而も是は漁業組合であります、然るに今申上げる所の事實問題は、漁業組合に非ざる隣村の一個人が許可されて居る、それが爲に自分の村の前に大

きい海がある、其處に魚が躍つて居るのに其處に漁業をすることが出来ない、船を通すことも出来ない、それは漁業の妨げになると云ふ理由であるさうであります、斯様なことを放擲されて居りまして、何の是が漁村の繁榮更生を講ぜられることでありませうか、斯かる事實問題に付て今少し考慮を拂はれて、然る後に此提案をされて居る法案の如きものが出まして、茲に初めて意義ある法案と申すことが出来るのであります、而も今申しました事實問題は、昨年十一月十四日に從來の權利者の期限が満期になるのであります、又今申上げる所の部落民は昭和六年六月二十五日農林省に出願を致して居るのであります、其ことがあるにも拘らず、即ち期限に先だつこと六箇月と十五日前に神奈川縣知事が許可して居るのであります、何の爲に期限到來前二百日近い以前に於て之を許可したのでありますか、是は當局大臣として御取消



が出来ないのであるかどうか、出来なければ出来ないのと云ふ法理上の理由を伺いたいのであります、又先刻申し上げました漁業法第五條に於きましては、如何なる者に許可をするのであるかと云ふことは明瞭に掲げられてあるのであります、然るに漁業組合に非ざる一個人に、從來から幾多の因縁に依つて許可されて居るのであります、尙ほ又申し上げますれば大正十五年、此問題は行政訴訟になりまして、時の縣知事池田宏君からは行政裁判所の長官に宛てまして、來る大正二十一年即ち昭和七年は丁度満期になる時であるからして、此時には何等の拘束を受けずして方法を講じやうと云ふことを書面を以て行政裁判所長官に答へて居るのであります、地方官の任免黜陟が始終激しい爲に、其當時の知事より今は何代か代つて居ります、然るに昭和七年の六月になりましては、十一月の十四日と云ふのが期限であるにも拘らず、

二百日程前に遡つて直に許可をしたと云ふことはそこに何等か忌はしきものがあるのではないかと云ふことを想像することは、決して無理からぬことであると思ふのであります、此期限に先だつて許可を致した、他にも競願があるに拘らず許可をしたと云ふこと、之に對しまして大臣はどう云ふ御考へでありませうか、私は是等のことを此處に質問いたすことを避けたい爲に、事前に於きまして農林大臣にも御話を伺はむが爲に、昨年來四度ばかり大臣を訪問いたしましたのであります、併し非常に御繁忙でありますから、いつも御目に懸れなかつた、併し秘書官をして大臣の御意向は第一回よりは第二回、第二回よりは第三回、第三回よりは第四回に至りまして、段々請願者の意思が通るやうな風の風傳言であつたのであります、固より是は書いたものはないのでありますから、大臣が左様なことは申さないと云はれれば、それ

迄であります、左様なこともあつたのであります、而も私は一月十五日であつたかと思ひますが大臣を御訪問いたしました、其時には秘書官をして、是は水産局長、次官其他と二三日の中によく相談をすると云ふことであつた、然らば誠に有難いことであるから、其採否は兎に角として、一度私に御會ひ下されよ、其結果を伺ひませうと云ふことを御約束をして歸りました所が、其後爾來杳として私に御話を下さる所の機會を御與へ下さらなかつたのであります、是等も當局大臣として、眞に請願の趣旨、漁民の希望と云ふことを始終御考へになつて居るならば、何とか都合をして私共に御話がなければならぬ、然るに左様なこともないと思ふに至りましては、是で果して行政大臣として仕事が出来ないのでありませうか、又國務大臣として斯様な扱ひをなさると云ふことはどう云ふ思召であるか、眞に漁民の上を始終御心配になる

ならば、唯形式の上にて法文の改正をするのでなく、精神的に漁村の更生等を圖らなければならぬと思ふのであります、此故に此上院を通過いたしました所の、只今申上げました所の問題に付きましては、どう云ふ御考へでおいでになりますのか、茲に改めて明白に御答を願ひたいのであります、而して是は私が唯願ふにあらずして、本院を通過いたして居る所の請願であると云ふことに能く御氣を御付けになりました、御答辯を願ふ次第であります

〔國務大臣後藤文夫君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(後藤文夫君) 三室戸子爵の御尋に御答を致します、御尋の漁業權の免許の取消に關しての請願のことは承知いたして居ります、是は三室戸子爵の仰せられたやうに、地先水面の専用の漁業權ではございませぬ、地先水面の専用の漁業權は其地先の漁村の漁業組合に許すことになつて



居ります、只今問題として御掲げになつたのは專用漁業権ではないのでありまして、是は個人にも許せることに法制がなつて居ります、それで只今御尋の漁業権は、既に過去に於て數十年間繼續して存在いたして居ります、それを昨年の五月神奈川県知事が其権限に基いて期間の更新を致したのであります、其後に至りまして只今の漁業組合等の陣情等が當局へ參つて居つたやうであります、尤も此漁業組合と漁業権者との間には過去に於きまして長らく紛議が續いて參つて居ることは私も承知して居ります、併ながら神奈川県知事が其権限に基いて五年の五月であつたと思ひますが、確と私時日の所を記憶いたして居りませぬけれども、或は間違つて居るかも知れませぬ、許可を致しましたことは、之を今更主管の農林省として取消を致すと云ふことは出来ないであります、漁村の更生を考へ、其地元の漁民の利害得喪に付て

は御同様に熱心なる考を有つて居ります、日夜さう云ふことに付ては苦慮を致し、苦心を致して居る譯であります、此御掲げになつた特定の場所の問題は、只今申したやうな事情であります、神奈川県知事の處置を不都合であると認める譯には參り兼ねるのであります、法律の上から之を取消すと云ふことも致し兼ねるのであります、それから三室戸子爵の私を御訪ねになりました經過に付て色々御話がありました、是は如何やうな次第でありましたか私も其都度のことは深く承知いたして居りませぬ、或は禮を缺くことがありましたならば深く御詫を申し上げたいと存じます

〔子爵三室戸敬光君演壇ニ登ル〕

○子爵三室戸敬光君 大臣から御答辯を承はりましたが、此地先は漁業専用権でないと思ふことでありましたが、併ながら其沿岸に他の人々が何の権利でありまして、其前で其土地の人が自分の

店先です、其處に於て仕事をすることが出来ないと思ふやうな結果を來すやうな、多くの権利を許可されてあると思ふことが、私共は意味をなさなと思ひます、自分の店先に往來を止められまして、商品は自分の店に置くことが出来るのであります、漁村に於て海を使用することが出来ないと思ふことは、首を縊つてどうかせいと云ふことでもあります、其結果を來すことが宜くない、之に付ては行政上相當な處置を執られるのが宜からうと思ふのであります、今日は嚴正なる法律の適用に付て司法官のやります方針に付きまして世の事情、世態、人情等を斟酌して、直に意義のある判決を下すやうになつて居ることは御承知と思ひます、況や行政的の事業と云ふものは、區區たる法規の末に拘泥して居りましては、眞に立派なる行政は行はれないのであります、事前に於て二百日も前に取消をする、認可をすると云ふやうな

やり方は、果して穩健でありませうかどうかでありませうか、法規の末に走らずしてもう少し活用、活きた點を御捉へにならなければならぬと思ふのであります、又此海面は先刻も申し上げました通り非常に廣範圍に亙つて居るのであります、山本只今の内相が大正十年頃に農林……其時分は農商務大臣と申したやうであります、其局に當られて居ります時に、此事件を何とか宜い工合に、争ひの當事者間に話の付くやうにと云ふやうな御心配をなさつたやうであります、併し間もなく大臣は職を御離れになつてそれ切りになつたやうであります、私共は眞に農村の更生と云ふやうなことを口の上でなく、腹から左様に御思召す大臣であつたならば、左様な方法に依ることも一案と思ふのであります、然るに唯神奈川県知事のやつたことであるから、致方ないことであると云ふやうな不深切極まる、法文の末に囚はれたる御説は大臣



としての御位置から少し御考へになつて宜からうと思ふのであります、折角御答辯を下さいましたけれども、此點に付きまして今少し大臣の御抱負のある所を伺ひたいのであります、幸に御答辯を下されは仕合せと存じます

〔國務大臣後藤文夫君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(後藤文夫君) 重ねて御尋ねでございますが、此問題に關します私の所見は只今申した通りでございます、唯過去に於きまして長く紛議の續いた所であるやうであります、私は只今の新たな更新が行はれた其後に於て、是等の事情を承知いたしましたやうな譯であります、地元の漁業組合、地元の漁業権を有つて居る人達との間に紛争の續いて居ると云ふことは決して好ましくない状態であると思ひます、私も衷心より此紛争が適當に解決されることを其地方の爲に希望いたして居ります、併ながら此権利の許否又は行政官廳

としての之に對する處置の問題としては、只今私

の申した見解を申述べるより致方がないのでございます、左様御諒承を願ひたいと存じます

子爵(三室戸敬光君) 簡單でございますから是から……只今農林大臣の御答を得ましたが、私共は甚だ不満足であります、只今の御答ならば態々御立ち下さつて御答へは要らなかつたのであります今少し精神の籠つた御答を伺ひたいと思つたのであります、既に再び斯の如き御答であるとするれば、是れ以上私が願つても無用と存じますから、私は質問は是で打切ること致します

議長(公爵徳川家達君) 兩案の特別委員の氏名を書記官をして……只今議長の申しかけましたことは誤りでございます、兩案とも製絲業中改正法律案特別委員に付託いたします

## 委員會

昭和八年三月十八日(土曜日)午前十時十八分開會

○委員長(子爵松平直平君) 是より開會を致します、便宜上農業動産信用法案及漁業法中改正法律案の兩案の提出の理由を當局より説明を願ひます

○政府委員(伯馬有馬頼寧君) 農業動産信用法案提出の理由を説明いたします、農山漁村に於ける金融の現狀に鑑み、農漁業者の擔保力の増加を圖り、其生産資金供給の圓滑を期する爲め、新たに先取特權及農業用動産の抵當權に關する制度を創設し、以て信用組合等に依る農漁業金融の圓滑を圖るに資することとし、茲に農業動産信用法案を提出いたしました、本法案の要旨は、第一に農業用動産若くは農業生産物の保存、農業用動産の購

入、種苗、肥料、蠶種若くは桑葉の購入、薪炭、原木の購入又は一定の水産養殖用種苗若くは餌料の購入を爲すに必要な資金の貸付を爲したる場合に於て、特定動産の上に先取特權を認むることと致し、第二に農業者、漁業者農事實行組合又は養蠶實行組合等の債務を擔保する爲め、農業及漁業等の經營に用ふる主要なる動産の上に抵當權を設定し得ることと致し、第三に以上の先取特權又は農業用動産抵當權を取得し得る者は信用組合其他特定の法人と致しましたこと等であります、何卒御審議の上御可決あらんことを希望いたします次に漁業法中改正法律案提出の理由を説明いたします、漁業法に於て認めて居ります漁業組合は漁村に於ける漁業者の組織する重要なる團體であ



ります、然るに現行法規の下に於きましては、隣保共助の精神に基く漁村に於ける經濟機關としての機能を十分發揮する上に、尙ほ遺憾とする所が少くないのであります、故に之を改正して眞に漁村の中樞機關として、活動するに便ならしむることは漁村の現情に鑑み甚だ必要なるのみならず、漁村經濟更生の方策と致しましても、誠に緊要のこととあります、依て之に關する規定の改正を致しますると共に、其他時勢の變遷及漁業進歩に伴ひまして必要なる事項に關する改正を爲さんとし、茲に漁業法中改正法律案を提出したる次第であります、今回の改正事項中其主要なる點を述べますれば、第一に法律組合は從來漁業權又は入漁業の主體となり、又組合員の漁業に關する各種の共同施設を爲すことを目的として居つたのであります、新たに其目的として組合員の經濟の發達に必要な共同施設を爲すことを加へたのであります

す、第二に特定の經濟行爲を行ふ漁業組合は組合員より出資を爲さしむることを得るものとし、之を漁業協同組合とし、其組織は無責任、有限責任及保證責任の三種と致しました、又出資の制度を採らずして漁業協同組合と同種の事業を行ふ漁業組合の組織は無責任及保證責任の二種と致しました、第三に漁村の事情に依り漁業従業者其他漁業者に非ざるものを漁業協同組合に加入せしむることを適當とする場合もありますので、漁業協同組合は、組合規約の定むる所に依りまして漁業者に非ざるものを組合員と爲すことを得ることと致しました、又漁業の種類、漁村の状況に依り漁業協同組合自ら漁業を營むことを適當とする場合もありますので、命令の定むる範圍内に於て行政官廳の許可を得て自ら漁業を營むことを得ることと致しました、第四に漁業組合聯合會は所屬の漁業組合及漁業組合聯合會の共同の目的を達す

る爲め設立し得ることと致しまして、其組織は有限責任及び保證責任の二種と致しました、第五に本改正法律施行前より引續き特定の經濟行爲を行ふ漁業組合は改正法律施行後五年を限り前述せる責任組織の組合と爲さざることを得ることと致しました、又本改正法律施行前に設立したる漁業組合聯合會は改正法律施行後五年を限り尙ほ従前の規定に依ることを得ることと致しました、前記の期間内に本改正法律に依る聯合會と爲さざるものは其期間満了の日に於て解散するものと致しました、第六に漁業權又は入漁權の各共有者が其持分を處分する爲には、他の共有者の三分の二以上の同意を以て足ることと致しました、又共有に屬する漁業權又は入漁權を變更せんとする場合に於て他の共有者の所在不明にして其同意を得ること能はざるとき及び漁業權の分割其他の變更を爲さんとする場合に於て登録した入漁業權の所在不明

なる爲め其同意を得ること能はざるときは裁判所の許可を以て其同意に代ふることを得ることに致しました、第七に農林大臣又は地方長官が水産動物の蕃殖保護又は漁業取締の爲め命令を以て規定し得る事項中に、水産動物に有害なる物の漏泄並に水産動物の移植に關する制限又は禁止の事項を加へ、尙ほ母船式漁業又は機船底曳網漁業を營まんとする者は主務大臣の許可を要する旨を漁業法中に規定することと致しました、以上が今回改正の要旨であります、何卒御審議の上御可決あらむことを望みます

○委員長(子爵松平直平君) 先づ農業動産信用法案を問題に供します、御質問がございますればどうぞ……

○橋本圭三郎君 私は世間の人の言ふことを代表して農林當局に一言御尋ねて見たいと思ひます近頃は何でも、敢て農林省關係の仕事ばかりでな



いのでありますが、非常に關係が深く、而して色々似て居るやうなものが個々別々に會を拵へる、或は國防協會であるとか、海軍協會であるとか、飛行協會であるとか、色々關係の深いものが皆別々に何か拵へる、それから又醫者などの方のことを考へて見ても、餘り部門が獨立してしまつて、耳鼻咽喉の人にはお腹の痛い人が見て呉れと言つても分らないと言つたやうな按配に、何かを非常に分けてやるのが流行つて來た、それで此農林事務關係などに付ても、或は農會、或は蠶絲會、或は家禽何會と言ひますか、或は山林會とか云ふやうな按配に、非常に何か分れて來て、其人を集めて見れば、兩方二つにも三つにも跨つて居る人が澤山ある、それであるから先だつものは金であるが、資金などもうまく集らない、それから又人もさう云ふ風に分れて居るから、人が集らない斯う云ふ状態にまあ日本の全體の傾きがなつて來

る、それで此農林省の御關係の農會とか、或は蠶絲會とか山林會とか家禽何會とかああ云ふものを一つの、丁度農林省がさう云ふものを統轄せられる一番上にあるやうに、一番大きな例へば農會と言へば皆入るかも知れぬが、さう云ふやうなものにして、さうして其中に部門を拵へて、之をうまく「マネージ」して行くと云ふことが宜いのではないでせうか、是は少し例が違ひますけれども、亞米利加の商業會議所の實際の話を私が聞いて見ると、商業會議所の議員と云ふものの中に或は綿絲部とか、或は石炭部とか石油部とか何部とか云ふものが皆分れて居つて、其部門々々の人が單獨に話をするとはし、それから關係のあるものは直ぐ此部と部とが寄つて、さうして共同の會を開いてやる、さうして物事を敏捷に片付けると云ふやうなことも聞いて居るのであります、世間でも近頃餘り獨立した會が幾つも出來ると云ふことに

付て、實は彼方からも金を取られ此方からも金を取られ、随分うるさいと云ふ點もあるからでせうが、一般に識者の間にはさう云ふ議論が段々強くなつて來て居るやうであります、農林當局に於てはさう云ふ大きな考を持つておいででございますぬか、一つ伺つて見たいと思ひます

○政府委員(伯爵有馬頼寧君) 只今の御質問に對して私の申上げることが或は當らないかも知れませぬが、一應御答へ申上げて見たいと思ひます、只今の御説は有らゆる方面にさうした問題は論ぜられて居るやうであります、農林省關係に於きましても、水産とか、山林とか、農産とが、非常に種類が澤山に分れて居ります、それが統一されて行くと云ふことは誠に結構なことであるのであります、中々さうした團體を統一すると云ふことは俄に行はれ難いのであります、唯農林省の内部

に於きましては、成るべく全般に關係のありますやうなことは一つの局の中に置くと云ふことでなくして、全體に斯う通じて居りますやうなものは之を引離して行くと云ふ方針に、最近さう云ふ傾向になつて居ります、具體的に申しますと、例へば産業組合と云ふやうなものが從來ありました、是は産業組合課と云ふものが農務局の中にあつたのであります、さう致しますと、例へば水産關係であるとか或は山林關係であるとか、其他の方面に於きまして、どうも産業組合と云ふものが農務の仕事であると云ふやうな感じを以て迎へられて、農業以外の方面には餘り發展せぬと言つた風な傾向もあつたのであります、さう云ふことは甚だ宜くないことであると云ふやうな考から、産業組合課と云ふものは現在では所謂經濟更正部と云ふ中に入つて居る、經濟更生部は御承知の通り所



謂農村の經濟更正を圖るのでありますから、農業とか漁業とか水産とか山林とか、さうしたやうな片寄つたことでなしに農村に關係ある總ての事業に互へて居るのであります、それで經濟更生部の中に産業組合課であるとか、或は金融に關するものも此中に今置かれて居るのであります、只今茲に提出いたしました所謂不動産の信用法案なんかも其關係であります、所謂金融と云ふものは農業、山林、水産、有ゆる方面に關係あることなんであります、さう云ふものは矢張り經濟更生部と云ふやうな、全般に互つた全體の計畫をすると言つたやうな、風な所に置いて、どの局とか、こつちの局とか片寄らない方が非常に宜いと云ふやうな考から經濟更生部は金融と産業組合と副業と言つたやうな、所謂各局に共通のやうなものは經濟更生部を集つて居るやうな形になつて居るのであります、是は一つの例であります、矢張り地方の

農村、山村、漁村、總ての問題に付きまして、矢張り此農林省で經濟更生部に斯う云ふ各局に共通のものを集めましたやうに、成るべく統一されて行くこと云ふことが宜しいことだと、只今の橋本さんの御説は誠にさうであると思つて居るのであります、唯團體と云ふやうなものが、農會とか、水産會とか、山林會とか、さう云ふやうなものが、ばらばらに澤山あると云ふやうなことは決して地方の人達に利益を與へて居ない、又極端に言へば随分迷惑もして居るだらうと云ふ風なことを考へられるのであります、併し今迄の實情と致しまして、今俄に之を併合するとか何とか云ふことは出来にくいのであります、併し御話のやうな風に進んで行くこと云ふことが必要だと私共も考へて居る次第であります

ども、私能く存じませぬのであります、農事實行組合、養蠶實行組合と云ふ、斯う云ふものが新たに生れて出来たのであります、其成立後の状況はどんな風な工合でありますか、一つ御話を願ひたいと思ひます

○政府委員(小平權一君) 御答へ致します、養蠶實行組合の方は農事實行組合よりも一年前に法律が制定されましたのであります、農事實行組合に關しては六十三議會に御協賛を経まして成立した制度であります、兩方とも元々農村の部落を單位と致しまして、昔の五人組に該當するやうな組織で、總て事を隣保共助でやつて、御互の責任を取つて行くこと云ふ團體が段々自治的に自然に發達して参りましたのであります、それが農村の一番下の基礎となり、隣保共助の組織となつて参りました、産業組合の仕事は部落に行きますれば、其部落の實行團體が實際の實行の任に當る、又養蠶方

面のことに關しましても部落の實行團體が總ての仕事を互に隣保共助で助け合つてやると云ふ傾向が非常に多くなりました、其團體と云ふものは本當に是は隣保共助の精神で出来て居りまして、冠婚葬祭其他何でも一切やるのであります、之を發達助長させて農村部落に於て一つの實行團體で總てのものを引受けてやると云ふことが非常に實際に即して居るのではなからうかと云ふことで、それを簡単な法人になし得ると云ふことに致したのであります、要するに養蠶實行組合と農事實行組合とは全く同じものであります、中の規定は全然兩方同じ法律を用ひて居るのであります、養蠶實行組合と法律が一昨年制定されたこと記憶して居りますが、其制定後既に二萬四千の養蠶實行組合が出来ました、是は何も新しく出来たものではありません、從來あります養蠶業者の實行團體、蠶兒の共同飼育、及一緒に霜の害を防ぐ等の共同事業



を行ふのであります、さう云ふ實行團體が既に二萬七千ばかりありまして、さうして法律が制定されて皆形を法人に變へたのでございます、それが二萬四千以上に達して居ると記憶して居るのであります、農事實行組合の方は六十三議會で初めて法律が通過したのであります、今著々法人に直しつゝあるのであります、固よりはは簡単な法律であります、七人以上の者で規約を作成すれば直に法人になる、許可も認可も必要としてはございませぬ、それでは何故それを法人にすることに致したかと申しますると云ふと、是が總ての機關の土臺になるものでありますから、それを上の機關に連絡させると云ふには矢張りどうしても法人でないとうまく連絡が付かないのでありますからして、それで又一方に於ては形式上に於ても登録して置くことが、本當に隣保共助の精神を發揮して仕事をする上にも誠に便利ではなからうかと云

ふやうな意味に於て、二つの方面の理由で簡単な法人にして置く、農事實行組合、養蠶實行組合も皆産業組合に加入し得ることに法律でさう云ふ權限を認めさせたのであります、それで部落に於ては皆一つの實行團體で仕事を致しまして、それが産業組合に加入して農産物の販賣、金融其他のことに連絡を取ることに致します、又一方に於ては養蠶の方の統制團體の養蠶組合、是は公益法人、斯う云ふ風な實行團體が出来て居ります、それと連絡が取れるやうに法律を立てました、農事實行組合の方は目下頻に各地方で産業組合に加入させるとか色々な手續を取つて居るのであります、此方の數字の報告は取つて居りませぬ、各地方でばつ／＼法人に變へつつあるやうな事情でございませぬ

○橋本圭三郎君 今の御話を承はると農事實行組合、養蠶實行組合と云ふものが全體に及んで非常

にうまく行くと云ふことであつたならば、此二つに止めず或は山林實行組合とか、或は漁業實行組合とか云ふやうなものに之を擴張せられると云ふ御考へはないのでありませうか、又さう云ふものはまあ此二つの工合を見て順次さう云ふやうな按配に進まうと云ふやうな當局者の御考へでございませうか、それを一つ伺ひます

○政府委員(小平權一君) 御答へ致します、農事實行組合は非常に廣い規定でありまして、畜産の方も皆農事實行組合になり得る、今まで澤山に出來て居ります養蠶組合と云ふやうなものも之を實行組合として法人になり得るのであります、其他農村の色々な仕事をして居る業者は皆實行組合の組合になれるので、事山林に關しましては、農業者であつて山林を營んで居る者でありますとか、山附の村で主として山林のことをやつて居る山家であつても、少しでも農事のことに関係があれば

矢張り農事實行組合になれるのであります、大體に於て山林、それから養蠶の方は總て入るのであります、唯漁業の方になりますと、漁業組合と云ふものは、部落單位の漁業組合が殆ど原則になつて居るやうに考へるので、是は水産局長から御答があるかも知れませぬが、それで重ねて作る必要もない、漁業組合と云ふものが矢張り實行組合になるのでありますから、是が出来れば、是は産業組合の方に金融關係では加入をするやうなことに致しまして連絡を取つて統制したいと考へて居ります

○高島順作君 私先程橋本さんの御質疑に付て痛切に感じたことではありますが、私は郡の農會長及各團體の組合長を致して居りまして、さうして只今橋本さんの御話になりました各種色々なものが分れた會があることに付きまして最も常に困つた一人でありまして、それは第一農會は各地方とし



ては一番有力な團體であつて、此會費は法律に依る事も出来、之を徴收するのに極めて樂であります。但し、其他の養蠶組合の如き今日は只今御話になりました實行組合になりましたが、其會費なるものは皆各町村では農會の費用の中から農會が補助して作つて居るのが多いのであります、即ち實際力から言へば農會と同じものがやつて居るので、唯それが分れて居ると云ふだけで、それから産馬組合、産牛組合の如きは、是等は一つにして何等差支ないが、法律に於て是が分割されて居つて常に組合が二つある、馬の盛な所、牛の盛な所、それから山林の如きはどうか知れませぬが、私の縣内の如きは極めて僅かのを分けて居ります、さうして團體が二つ出来て居る、さう云ふものがどうしても之を一つに纏めることが出来ないかと云ふやうなことを常に主張したものであります。法律上さう云ふことが出来ないで、只今申す養

蠶の如きも全く是は農會の副産であつて、全然農會の中にあつて差支ないと私は思ふ、それが別に組合が出来てさうして會費を徴收しなければならぬ、其會費なるものの徴收に非常な手数が掛つて集らない、結局會費が取れない爲に會を廢止しなければならぬと云ふやうなことを常にやつて居つたものであります、非常に困る經驗があるのであります。今日色々統制或は統一と云ふやうなことを盛にやられる時代に於て、斯う云ふことは事務的でなく政治的に合同するやうな方針に進んで戴きたいと思ふのであります。さう云ふ御考はないのでございませうか、政務次官に伺ひたい。

○政府委員(伯爵有馬頼寧君) 先程橋本さんの御意見もありましたし、只今高鳥さんの御意見もあつて、私共非常にそれは御同感に思ふのであります。但し、私共古いことは餘り存じませぬが、是は最初所謂農林當局の方から獎勵して作らしたと云ふも

のではなくつて、自由に民間にさう云ふ團體が方々に出来て参りました、それを所謂保護し指導し助長すると云ふ意味から、後に法律が出来て行つたものだと思ふのであります、従つて之を只今の所謂當局の方として、之を合同させるとか、統一するとかと云ふやうなことを、積極的にやりますことは非常に困難だと思ひます、併し御説の如く事柄としてはさう云ふ風に進むべきものであると云ふ風には考へるのであります、従て民間の側に於きまして、只今高鳥さんの仰しやるやうに、實際にぶつつかる人が随分迷惑して居る人が多いと思ひますから、其方面で實際に農會なり斯うした團體に關係のある方々が色々迷惑し困難を感じて居らつしやる其御經驗から、さうした運動を御起しになると云ふやうなことが假に出来するならば、所謂農林當局としても之を助長する、さう云ふ風な傾向に之を導いて行くと云ふことには、無

論努力すると思ふのであります。唯民間に自然に斯う云ふ風に色々な種類のもものが發達して来たと云ふ過去の状態から考へますと、なか／＼容易にそれが合同とか統一とかと云ふやうなことは、簡単に行はれさうには思はれないのであります、併し趣意としては誠に御同感でありまして、さう云ふ風に向ふべきものだと云ふ風には私も考へますけれども、實際問題としては可なり困難ではないかと思ひます。

○高鳥順作君 只今政務次官の御説明能く分りました、私共は實は産牛産馬組合の合同、それから養蠶組合、農會の合同と云ふことを主張し、縣へ大分運動を致した一人であります、所が法規上是は許可相成らぬと云ふ次第で、つい中止いたして居るやうな次第でありますから、どうぞ機運になつたら合同せしむるやうに、御指導あらむことを切に御願ひする次第であります。



○橋本圭三郎君 ちよつと政府委員に伺ひますが此農業動産信用法と云ふ今度の今の議題になつて居るものはなか／＼法律、民法商法も入つて居るやうでありますし、行政法の方も入つて居るやうであります。斯う云ふやうな似た法律が今迄幾つもあるでせうが、何に一番似て居りますかね、斯う云ふものは……

○政府委員(小平權一君) 農業動産信用法は要項で御示してあります通り二つに分れて居りまして特別の先取特権、それからして動産の抵當と二つに分れて居ります、其先取特権の方は現在民法に同様の規定があるのであります、それで民法の方で申しますと、農業動産を現物で供給して掛賣になつた場合には、供給した商人の方が先取特権を持つて居る、それを信用組合から金を借りて現金拂をした場合には、信用組合が同様に先取特権を得ると云ふ考へ方があります、さう云ふ風に民法

の方では、動産の供給、動産の保存、それから種苗肥料の購入、蠶種又は桑葉の購入等に付て現物で供給して、代金を拂はない場合には先取特権がある、それを信用組合の方で組合員の爲に代つて現金で拂つてしまふと云ふことにすれば、現物を供給した機械の製造業者とか、肥料商とか、苗木商と云ふ方面には關係が無くなつてしまつて、信用組合の方で先取特権が今までなかつた、それを今度信用組合の方で先取特権を取るのではありません、斯くて無擔保で農山漁村民に貸付をせやうと云ふ考へ方があります、それからして、動産の抵當の方は大體牛、馬、漁船、それからして大きな農業機械、それだけを勅令に指定して、さうして農家山家、漁家が、自分でそれを使用しつつ抵當に入るやうに致したいと云ふ考へ方でありまして、それで従来は大體斯う云ふものは賣渡抵當の方法で詰り擔保に入れて居りました、それが非常に弊害

が多いと云ふので、大審院の判決でも此賣渡抵當は無効であると云ふ判決を致して居ります、所が最近は非常に實例が多いのであるが、大審院でも負けて有効であると云ふ判決を主張して居りますが、實際の取引は家畜を抵當にする場合で一旦家畜と云ふものを金を貸す人に、金貸業者に所有權を移してしまつて、さうして其家畜は相變らず債務者に使用させて居つて、さうして所有權は金貸業者にある、それで債務者はそれを自分が使役して居ると云ふので、それが登録も出来ませぬし唯書面で約束して居るだけでありますからして、それで裁判になりました時に非常にそこが不合理になりますので、一體さう云ふ賣渡抵當で以て抵當權に入つて居るのかどうか、何處にそれは登録してあるのか、裁判所に出ますと薩張り分らないですから今度はさう云ふことがまあ負けて、大審院で有効にして居るやうな事情でありますから、

寧ろ賣渡抵當のやうな不完全なものでなくして登録して、抵當權に牛、馬、漁船等が入りますからそれが而も信用組合漁業組合等、法人金融機關に限つて居りますれば、弊害がないのでありますからと云ふことを考へたのであります、尙日本の例と致しましては動産に抵當權が附けられて居る例は、例へば立木に關する法律でも、立木か植えてある時に抵當權を設定して、一旦設定すれば木が伐られて何處に流れて行つても抵當權がくつ附いて居りますから、さう云ふことで従来運用して居りますか、さう云ふ例もありますから、此際相當の登録が出来るもの、牛馬……牛馬等は既に家畜保險で相當登録の形が現はれて居りますから、家畜保險に記載する事項と同事項を登記所に登記をすれば、大體牛馬の區別が出来る、その區別が出来ると云ふことで、十分研究の上から、差支なからうと考へたのであります、それで漁船の場合



は二十噸未満は現在抵當權の設定が出来ないのであります、所が漁船の場合も色々な監督上の制度がありますから、免許の場合に色々な特徴を書いて免許致しますし、それから製作番號とか、機械の番號とか、色々なものを綜合して登記しますとそれで十分に判別が出来ると、又大きな農業機械になりますと、機械の特徴を書きますから、それで抵當權の登記が出来ること考へられましたのでさう云ふ特徴が十分明かであるもの、而も相手方を信用組合、漁業組合等相互的機關で組合員だけにさう云ふ抵當權を設定して資金を借すやうにすれば、それで相當運用出来るのではなからうかと考へるのであります、それで尙ほ強て例を求むれば工場抵當は是は纏つての一つの固りでありまされども、工場抵當で抵當權を設定すれば、其工場内にある色々な細い動産も皆之を抵當權が設定出来ます、それが賣られた場合には矢張り動産抵

當はくつ付いたものとしての處分になるのであります、さう云ふ例もあつてさう弊害もなく行はれて居りますから、此大きな農業動産、漁船等には抵當權を設定出来るやうにして、さうして信用組合漁業組合等から之を擔保に資金を供給すれば、零細なものに資金が供給出来て、農業金融、漁業金融の改善が出来るのではなからうかと考へた次第であります

**○橋本圭三郎君** 今の御説で、始めて分かつたのですが、此札を附けると云ふか、記しを附けることの出来ぬものだと困ると云ふやうな御話があつたので始めて此第二條の勅令事項に規定せられると云ふ、此一番後の二十噸未満の漁船と云ふことがあつて、漁具、随分網などは非常に値打の大きなものもあるのですけれども、それを入れられぬかつたと云ふことは今の局長の御話のやうにどうも幾ら大きな網で値打のあるものも、網に第

何號と云ふやうなものは、ちよつとむづかしいと云ふので、それは省かれるものでありますか

**○政府委員(小平權一君)** 此勅令で定めますものは、大體今考へて居りますのは、今申上げました牛、馬、二十噸未満の漁船、大きな農業機械等に考へて居りますが、さう云ふ漁網等に付きましては、是は何れ此法の執行前に、能く水産關係の當業者の意見も聽きまして、其範圍は若し必要があれば、さう云ふ方面にも伸ばしたいと思ふのであります、現在の調べに依りましては、先づ漁船等明瞭なものに限つたらどうかと考へて居りますが、是は何れ法律施行前に十分必要の状態、それからしてそれを抵當權に設定した場合に登記する場合に於て、明瞭に此區別が出来て、登録出来るかどうかと云ふことを十分調べまして、必要に応じて或は網の中の或種類のものは、抵當權に入れられるかとも考へて居りますが、是は能く實際を

調べまして、尙ほ登記所の方と能く打合せまして登記出来るかどうか十分考へまして、善處したいと考へて居ります

**○橋本圭三郎君** 興業銀行から抵當に入れて金を借りると云ふ中には、漁船及其附屬の漁網のやうなものも入つて居りますね、それだからそれが出来るならば是にも入れられても宜いか、斯う云ふやうに私は考へたものですから……

**○政府委員(戸田保忠君)** 御尋の點は漁業財團として一固りになつて居る問題であります、是は個々の問題でありますから、その所に多少の相違がございます、従て個々のものを「アイデンティファイ」出来るかと云ふやうな問題になります、ですが、財團の方とは其處にちよつと趣を異にして居る點があります、併ながら漁具に付きましては、實は私共の方でも、考究中であります、種類に依つては出来やうかと存じて居ります



○橋本圭三郎君 宜しうございます、どうか御考へを願ひます、もう一つ伺ひますが、是はなか／＼良いことであるし、而して又むづかしい、なか／＼之をうまくやることはむづかしいですが、大分人が要るでせうね、農林省の方でもそれから又はは地方の縣廳などには餘り關係がありませぬか知らぬが、組合とかなんとか云ふ方でも、大分経費が掛りませぬかと云ひますが、まあそれはどうですか

○政府委員(小平權一君) 此方の経費は、取敢ず経費の掛るものは登記所の方であります、登記所の方で、それには初年度でありますから僅かながら経費を、初年度の経費に於て追加豫算を一萬圓計上して居ります、さうして是が殖えますと、段々登録税も入りますから、それに従つて経費を増さなければならぬかと思つて居ります、金融の方は産業組合が取敢へず金融機關になるのでありまして、産業組合の方には從來相當職員がございま

すし、特に此六十三議會で、農村漁村更生の爲に特に産業組合が中心にならなければいかぬと云ふので、各地方に待遇高等官に該當する職員及旅費を一人づつ取りまして、それを各地方に配置して居るのであります、尙ほ産業組合の監督を勵行し指導督勵する爲に追加豫算の方に僅ながら事務官を要求して居るのであります、まあ此法律が相當に理解せられて、段々是は數が多くなるかと思ふのですが、初の此八年度に於きましては、大體施行するのが十月頃になるかと思ひます、それで此法律の趣旨が分るまでには相當の時間を要するかと思ふのであります、段々此事務が多くなるかと思ふのであります、初の時代は、現在の各地方に配置して居る職員等で相當間に合ふかと思ふのであります、漁業組合の方は特に今回漁業組合法改正に伴つての経費が追加豫算で計上さつて居ることと思つて居ります

○田村新吉君 本案に付て質問を致して見やうと思つた點も多々ありますが、前者の質問に依り、又政府委員の御説明に依りまして大體了解いたしました、他に多くの質問もないならば、討議に入られては如何でありませうか

○委員長(子爵松平直平君) 逐條に付て御質問はありませぬか

〔アリマセヌ〕ト呼フ者アリ

○委員長(子爵松平直平君) それでは只今の田村君の御話もありますけれども、如何ですか、是は質問で終りました、此漁業法中改正法律案の方の質問に移りまして、今日は質問だけで、後日に採決と云ふことに致したいと思ひます

〔賛成〕ト呼フ者アリ

○委員長(子爵松平直平君) それでは漁業法中改正法律案に付て御質問がございませれば此際願ひます

○橋本圭三郎君 是は私もずつと一讀して見たのでございますが、大改正であるけれども、中々條項も非常にまあ澤山あるので、ちよつと分りませぬが、察する所長い間の御經驗又は漁業組合とか何とか云ふやうな方から、色々年々農林省に對して希望などを申出て居る、さう云ふのを今度一度に總てを網羅して御改正になつて、時宜に適したものを拵へられたのだらうと思ふのでありますが、餘りたんとでちよつと分らぬのであります、一條宛に能く分りませぬが、さう云ふのでありませうね

○政府委員(戸田保忠君) 只今御尋の點の色々漁業法に改正のありましたのは全部解決したと云ふ所まで行つて居りませぬ、漁業權に關するものは此際根本的のものに觸れて居りませぬので、共有者に關係のものゝ手續の規定を若干改正いたして居りますが、漁業權に關する部分は割合に少うご



ざいます、それから主として改正をいたしました點は漁業組合に關する事項であります、漁業組合に關する事項は此今農村漁村の更正と云ふことの問題との關係もございまして、漁村の更正に資する爲には、只今の漁業組合の制度では少し足らぬ所がございまして、其點に觸れましたのが主なる點でございます、で漁業組合は御承知のやうに漁業權の主體でありますと同時に、一方産業組合法の如く、それに稍々類似いたしました漁業に關する共同施設を行ふことが出来るやうに現行法ではなつて居りませぬので、一方さう云ふ經濟的の仕事を致しますのには責任程度が現行法では明かでありませぬので、單純な會員制度の組合はその所が中途半端でありますので、實際に工合が悪い點がございまして、従て此度の改正に依りまして漁業權に關する共同施設のみならず、漁業組合の經濟に關する共同施設迄、一方に於て廣げました

更正部長から申上げましたやうに、或ものに付ては或は産業組合に加入して行けば、此漁村の經濟更生に役立ち得るものもあります、さう云ふ場合に産業組合にも加入の途を開いて宜いと云ふことになつて居れば、産業組合に加入いたしまするに矢張り責任制度が明瞭でありませぬと出来ませぬので、さう云ふ色々の關係から漁業組合制度の改正を行ひましたので、條文が非常に多くなりましたので、只今迄の漁業組合の方は事業が條文に書いてありませぬ、實際は古い時代でありますので目的だけ書いてあります、あとは訓令でやつて居ります、從來訓令事項で働いて居りましたのを、今度只今申上げるやうに事業を明確にしまして法律に現しました譯であります、之が爲に條文が長くなりまして、従て今の責任制度とか、出資制度等を規定しました爲に法文が餘計になりました、それからもう一つは漁業の取締に關する事項を一

二六  
が、其代りにさう云ふ事業を営みます際には出資制度を採ることが出来るやうに致しまして、半面に出資制度を採るに付ては組合の責任の制度を明かにすると云ふことで、産業組合と同じやうな類の責任制度を採らなければならぬ、併ながら漁業組合の實況と致しましては、總てが産業組合のやうになつてしまふ、詰り出資制度の組合にしてしまふと云ふことを強制しますことは、實情に適しませぬので、中間のものを置きまして、現狀で或程度の經濟施設は出来ることにして置きまして其代り其ものは責任制度だけを……無限責任保證責任と云ふやうな責任だけを明かにすると云ふ、中間的の制度の組合を認めた譯であります、それから又從來の漁業組合と全然同じに改正前のものも認めますが、従て其ものはさう云ふ經濟的の行爲は認めないと云ふことに致したのであります、一方漁業組合は、先程産業組合との關聯に關して

二七  
二足りませぬ所を加へました、漁業取締に關する事項として加へましたのは、從來水産動植物に有害でありますものを遺棄するものに關する制限若くは禁止の條項はございますが、漏泄と云ふやうなものはありませんでしたが、それを入れましたあと、それから水産動植物の移植であります、是は外國から持つて來ます魚と云ふやうなもので、從來の鮎とか、さう云ふ特殊の日本産のものに害があると云ふやうなものではない、それに付ての制限禁止の規定を、從來ありましたものにまあ附加へました、それから從來の規定では汽船「トロール」漁業と汽船捕鯨業だけ主務大臣の許可になつて居りまして、従てそれに對する罰則等も法律に依つて規定されて居りましたが、今日の漁業の發達の上から申しますと、母船式漁業と云ふものも相當多いのであります、從來規定して居りますもの以外のまあ新興の漁業でありま



す、是は權衡上入れる必要があります、それから汽船底曳網漁業、是は「トロール」に類したものでありますが、非常に盛になりまして、沿岸の漁業との調和關係などで始終争ひが起る漁業でありますから、法律に規定する必要があると思ひます之を入れました、是は漁業取締に關して入れましたものであります、あとは漁業組合と漁業組合聯合會の點か經過的規定を相當要しますから割合に附則が長くなつて居ります、そんなやうなことで條文の數が多く見えます、事柄と致しましては漁業組合に關する事項と、只今申上げました漁業權の取締に關する事項と、漁業權及入漁權に關する事項、此入漁權に關します事項は手續的の規定だけであります、共有者の持分の處分に關します同意の關係でありますとか、或は漁業權入漁權を變更します場合の住所が不明であると云ふやうな場合、從來は詰り全員の同意を要したので

ありますが、實際の場合に於きましては、全員の同意を要すると云ふことに致しますと、出稼ぎに行つて居る關係とか、或は偶々に漁に行つて死んだ者があると云ふやうな關係から、全員の同意と云ふことは出来ませぬので、それを此度改正したのであります、大體今申上げた三項目であります、一番大きいのは組合關係の改正であります、あとは經過的規定で比較的條文が多くなる、斯う云ふのであります

○橋本圭三郎君　もう一つちよつと序に伺ひたい今の御話で能く分りましたが、漁業權のことは幾分は入つて居るけれども、根本的には其改正は行つて居らぬやうな一番初めの御話だったのですがそれは今、疑問もあり又議論もあるんだが、其法律の中には、まだ農林省の御意見も決つて居らぬいから、それは此中へ入れなかつたと仰つしやつたのですか、その所を私はちよつと聽き損つた

のですが、漁業權のことは餘り此中に入つて居らぬと仰しやつたのですが、ちよつと其處を……

○政府委員(戸田保忠君)　先程の御尋で、色々水産業界等の方面から時々色々論ぜられて居る事項等に付ての改正ではあるまいかと云ふ御尋がありましたので先程申したのでありますが、漁業權に關しましては抵當の關係其他から只今では二十年更新と云ふ制度を或は更新でなく延長と云ふ制度に直すべしと云ふ問題もございまして、或は二十年も短いから三十年若くは五十年に期間を延長すべしと云ふ論もあります、又一步進みましてそれでは足りないからもつと無期限のものにしると云ふやうな論もあります、色々な考へ方でございます、是は私共の、只今考へて居ります所では、相當考究を要することでありまして、其何れにするか、現行の方が宜いかと云ふことに付きましては俄に實は決し難いと思ひます、即ち水産業者とし

ましては色々な註文なり希望がございしますが、是は私共の考としましては、今考へ方も決めて居りませぬ、研究を要すると思つて居る次第でありますから、今決めて居りませぬ

○橋本圭三郎君　今の仰しやるやうな議論は雑誌などにも時々出て居るやうであります、仰しやるやうに中々むづかしい問題ですが、唯我々素人がちよつと考へた所では、あれはどう云ふことになつて居りましたかね、此折角漁業權の許可を得て居つて其行使をしない場合には、あれは何年行使しないと云ふと免許を取上げると云ふことがあつたと思ひます、あれをちよつと……

○政府委員(戸田保忠君)　其點は斯う云ふ風になつて居ります「漁業ノ免許ヲ受ケタル日ヨリ一年間其ノ漁業ニ従事スル者ナキトキ又ハ引續キ二年間休業シタルトキハ行政官廳ハ其ノ免許ヲ取消スコトヲ得」となつて居ります



○橋本圭三郎君 其條は大いに平常適用されてあるのでありますか「得」とあるので、しなくても宜いのですから、何年も、何にもして居らぬで今度人が何かすると云ふと妨げをして、金を呉れだの何と云ふ中々悪い人間があるやうであります。私共の考へた所では、此條は國家の利益と云ふことから考へても、他にそれをやる人があるのならそれにやらせる方が宜いのですから、此條は大いに適用された方が宜くはないか、併ながら非常に其漁村に大火事があつて、さうして網も焼いて仕舞つた或は船も壊して仕舞つたと云ふ風のものまで、厲行せられると云ふことを私は望むのでないのですが、其利益を國家から貰つて居りながらそれを等閑にして懶けて居るやつには各府縣知事に訓令を下されて大いに勵行されると云ふことが能くはないか、斯う思つて居るのですが、そこで等一つ御説明を願ひます

○政府委員(戸田保忠君) 只今の漁業法二十二條の規定に基きましての處分の問題は本省の方で直接免許を致します。占用漁業權に付きましては御話のやうな免許を受けてもやらないと云ふ風な實例が餘りございませぬ、是は漁業組合に多く許して居ります關係です、地方廳の關係には間々例を聞かないのでもございませぬ、是はまあ御話のやうに免許を受けまして人の妨げをすると云ふことは宜しくないから、是は勵行を期すると云ふことに努めて居ります

○子爵西大路吉光君 今後の此改正法律案では、水産の動植物を保護する爲のことも出て居るのであります。誠に御尤なことでも水産の植物を保護することが大變必要であると私は思ふのであります、と申すのは近時遠海漁業とか若くは又單純な漁船などにも石油發動機を用ひて運行して居るのが段々殖えて参つたのであります、それが爲に其

石油の水上に浮遊するが爲に従て植物、藻などを枯らして、延ては其處に棲息して居る魚族が減つて來て非常に困ると云ふやうなことがあるのであります。其方に付ての何か取締りに付ては、無論此中に含んで居ると思ふのですが、あるのであります。それを一つ伺つて置きたいと思ひます

○政府委員(戸田保忠君) 只今御尋の水質汚濁の問題に付きましては、漁業法では只今の點に付て非常に十分であるとはまだ言へないのであります。色々關係する所が廣いのであります。特別の水質汚濁の豫防法と云ふやうなものの制定の必要があると云ふことで、多年實は問題になつて居るのであります。是は内地ばかりでなく國際的問題になつて居りまして、亞米利加方面では頻に其説が唱道されて、是は主にも油に付てであります。屢々會議等があつて居るのであります。そ

れから歐羅巴の方では油ばかりでなく廣く水質を汚濁する各種のものに付て論ぜられて居ります。さう云ふ法の制定に向つて、又國際的に何等かの方法を講ずべしと云ふので、屢々國際的に會議が開かれて居るのであります。私共も其必要を感じて居りますが、何分にも範圍が獨り漁業ばかりではありませぬ、重要な工業方面にも關係がありますし、各種の方面に關係があります。建議請願等も貴衆兩院でも數回通つて居るやうであります。今度の議會でもさう云ふ問題が論ぜられて居りました。中々關係する所が廣汎であります。爲に、今直に實現と云ふ迄には参りませぬので、色々調査して居る所であります

○田村新吉君 本法中改正せられむとする第十五條の二に「共有者ノ住所又ハ居所分明ナラザルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ裁判所ノ許可ヲ以テ其ノ者ノ同意ニ代フルコトヲ得」とあります。必要



があつて斯う云ふことにせられむとするのであると思ひますが、斯様なことの生ずる場合を御説明願ひたい

○政府委員(戸田保忠君) 是は漁業権又は入漁権の共有で持たれて居ります場合に、或は漁業権の種類を一つ殖やしたいと云ふやうなことがあります、官廳認可などに致しますと其場合に、之を變更せずやうな場合には他の共有者全部の同意がなければならぬのでありますが、實際の問題と致しますと、漁業権の共有の例を申しますと、中々三百名の場合とか、百名の場合、五十名の場合、十名の場合とか、色々な調査を致して居りますが、共有者の数が相當多いのであります、所が其中に一人出嫁ぎに出、他の地方に行つて居りますとか云ふやうなことで、所在の分らないやうなことがありますと、其全體の人、大部分の人が其必要を感じましても、法が運用出来ないと云ふやうな場

合、其場合に住所若くは居所が分明でないとか云ふ場合をどう云ふ風にするかと云ふ考へ方でありますが、或は十五條の場合のやうに、三分の二以上同意あると云ふやうな考へ方も一つでありますけれども、それは本人の居る居らぬと云ふやうなことの規定は、例へば民法の失踪の宣告などの關係から言ひましても、ああ云ふ特殊の規定があるやうな譯でありますから、裁判所が居所が分明であるか無いかの手續を致しまして、其裁判所の決定を以て組合長なり此共有者が届出を行政官廳にする、それを以て同意があつたと同じに取扱ふと云ふ一種の便法を規定した意味であります

○田村新吉君 此居所不明の者が極めて少數である場合に於ては、さう云ふ便法も必要であるかも知れませぬ、又此變更せむとする其目的を達せむが爲に能く調べれば分るものでも、或はそれを詳しく調べずして斯様な變更をせむとする、企てる

者もないとは言はれない、それを裁判所が職権を以て許可すると云ふやうな場合に於きましては、其不明なる者の何時頃から不明であると云ふやうな其期間と云ふやうな必要はありませんか

○政府委員(戸田保忠君) 只今御尋ねでありますやうなことを定めます爲に勅令で定めまして、或は一年であるとか、六箇月であるとか、云ふやうな或期間を定めて裁判所が許可を與ふるに付ての基礎を定める積りになつて居ります

○田村新吉君 さう云ふ期間を置いて決めると云ふことになつて居りますか

○政府委員(戸田保忠君) 左様でございます

○田村新吉君 其後に於て居所が明かになつたらどうします

○政府委員(戸田保忠君) それは勅令を定めます時の問題になると存じますが、假に勅令であつても半年とか一年とか云ふ風に期間を定めてそれで

効力が生ずるやうに規定されて居れば、一應それで行くより仕方がないと大體私は考へますが、此點は少し司法省の方の政府委員でございませぬとはつきりと私では申上げ兼ねますのですが……

○田村新吉君 さうすると、現在其者は調べて見れば居つたのであるけれども、調べ方が粗漏の爲について分らなかつたと云ふことでそれで半年過ぎた、それで其者の権利は消滅すると云ふことにならうに思はれますが……

○政府委員(戸田保忠君) 是は一種の公示催告みたいな手續になる譯でありまして、他の方の問題の類例に依りまして期間等を定むることになると存じます、色々裁判上の手續の上での公示催告の手續があるやうであります、それに類似の手續の取扱を受けることとなると存じます、從て其定めました期間が経過すれば同意があつたものと見ると云ふより仕方がないものと思ひます



○田村新吉君 それは其邊のことをもう少し親切に考へる必要はないでせうか、能く戸籍などに於きましても本人の知らぬ間に戸籍の肩書に意外のことが起つて居ると云ふこともあるのです、本人にも或場合に依つて知りやうがないかも知れぬ

○政府委員(戸田保忠君) 其場合は或手續の爲の同意の問題だけでございまして、権利の消滅の規定ではないのでございまして、多少或一人の爲から言へばやかましく申せば御説のやうでありませうけれども、或手續をする爲に多數決みたいに全員の同意を得なければならぬと云ふ場合に、偶々居所若くは住所の分明でない人の同意を得られぬ場合に、どうするかと云ふ問題でありますので、併し其人が其時に分らなかつた爲に其権利其ものが消滅すると云ふ問題には觸れて居らない規定でございまして、其點は已むを得ないのではないかとと思ひます

○田村新吉君 それは三分の二の同意を得なければならぬ、若し其二三人の爲に三分の二にはならなかつたと云ふ場合にはどうします

○政府委員(戸田保忠君) 十五條の二のは三分の二の同意の問題ではございませぬで、偶々住所若くは居所の分らない人だけに付ての問題でござい

○田村新吉君 其居所が不明であつたと云ふのにさう云ふ居所の不明になると云ふものの何か斯う云ふ場合に於て居所が不明になると云ふ御説明がありませうか、其後の十五條の二の又其中に「登録シタル入漁權者ノ住所又ハ居所分明ナラザル場合」と云ふやうな場合もありますが、登録した人、其人カ住所居所が不明であると云ふ場合は如何なる場合に於て起るのでありませうか

○政府委員(戸田保忠君) 此漁業權、入漁權は總て登録することになつて居ります、それで登録を

致しますと云ふのは、總て登録するのであります、二十八條で十五條の二の規定の今住所若くは居所が分明でない場合に、十五條の二の規定を準用する譯であるのでありまして、住所若くは居住の分明でないと言ひますのは、漁業組合の組合員の中に或漁師がおりまして、組合の一角がどうしましたか、夜逃げしましたか何かしましたかで、何處に居るか分らぬと云ふやうになつたと云ふ場合に適用があると云ふ理窟になるのです

○田村新吉君 私が思へば、或は漁に出て暴風雨に遭つて歸らなんだと云ふことも起る、所がそれは或島に行つて住んで居つて、歸つて來る機會を長く持つて居つたと云ふこともあるかも知れないさう云ふやうなものを、何時までもと云ふ譯には行きませうけれども、其居所不明の者が、居所分明になつた時には斯うであると云ふやうなことを、考へて置く必要はないものでせうか

○政府委員(戸田保忠君) 其點は、或權利を消滅せしめるのであります、御説のやうにどうしても取扱はねばならぬのであります、權利を消滅せしめる場合の規定ではございませぬ、或官廳に變更の手續等をするに云ふやうな場合に、詰り全員の同意がなければいかぬことになつて居りますのを、一人なり二人なり居所不明の人は無くても宜い、と云ふ取扱の規定になつて居りますので、此點は多數の爲めから言へば已むを得ないのではないかと思ひます、或漁業權を剝奪するとか何とか云ふ問題には關係はありませぬのです

○田村新吉君 御説ではあります、矢張り此漁業權又は入漁權を變更せむとする場合に於て、共有者の持つて居る權利はそこに相當にあるのであります、まあ併し私其點だけの思ふ所を御注意申上げたであります

○政府委員(戸田保忠君) 是は私の御説明がどう



も足らぬのかと思ひますからもう一言申し上げますが、變更と言ひますのは漁業の種類を附加へるとか減らすとか云ふやうな關係でありまして、處分して或ものを止めるとか抛棄するとか云ふのは此法全體の用語の上で色々分けて使つて居りますのでございます、從て先ほど申し上げましたやうな風になるのでございまして、或權利を抛棄いたしました場合とか、或は處分とか云ふ風に、色々文字を使ひ分けて使つて居りますので、變更と云ふ程度にては恐らく田村さんの御心配になつたやうなことには觸れずに済む關係になると思ふのでありまして、御心配の所までは此變更と云ふものでは行かないのではないかと、多分御心配になつて居るやうな點は、今のものと一層進んだものでありますとさうなりますけれども、此法律の用語の上で色々使ひ分けて居りますものでありますから、そこは御心配になるやうなもの迄は、此規定では

及ばないものと私は存じて居ります、念の爲に申し上げます、それから十五條の二の方でなく、十五條の方の改正であります、共有者の大部分の同意、是も本來は民法の規定に依りますと、共有者の共有物は其持分に應じたる使用と云ふことになつて居りまして、他の共有者の同意と云ふものは要らぬと云ふことになつて居ります、それを漁業法では特に全員の同意あるに非ざればと今日迄してありましたが、全員同意は動かぬものもありませんから、今度は三分の二と直しましたやうな譯で、本來から申し上げますと、共有者の持分の共有物は民法では自由と云ふことになつて居りますので、之を漁業法では其一部は制限を致しましたが、餘り制限すると實際にはいかぬので、三分の二と少し緩めたと斯く云ふことになつて居ります

○田村新吉君 大體了承いたしました、尙ほ私承はりたいと思ひますのは、四十三條の三以下に「出

資一口ノ金額ハ均一ニ之ヲ定ムベシ」と云ふことがありますが、「出資一口ノ金額ノ最高限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」とあります、此出資一口と云ひます、其金高は、凡そどれ程に御考へになつて居るでせうか

○政府委員(戸田保忠君) 是は大體の考へ方としましては、只今産業組合であつて居ります程度の積りで居ります

○田村新吉君 さう致しますと……

○政府委員(戸田保忠君) 産業組合では「組合ニ在リテハ五十圓、聯合會ニ在リテハ五百圓ヲ超ユルコトヲ得ス」と云ふのが原則になつて居りますが、實際の運用と致しましては、漁業組合ではいさなり此處迄に行きますかどうか、多少考究を要すると思ひますが、まあ最高限を今の産業組合より少くとも以下にしたいと考へて居ります、それから實際の拂込等に付きましては、分割して拂込

をすることを認めます積りでありまして、一度に五十圓なら五十圓を出させると云ふことは、勿論漁業者としては随分困難な場合もありませうから……

○田村新吉君 其一口の金額が餘り多額である、實際當事者が困るだらうと云ふ點から御尋をしたのでありますが、分割に依る方法もあると云ふ御説で了承いたしました

○高鳥順作君 此「第三十五條第一項ヲ左ノ如ク改ム」と云ふのがあつて、「汽船トロール漁業、母船式漁業」以下ずつとありますが、是は從來府縣知事が許可をしてあつたことと思ふのであります、今度主務大臣が許可すると云ふことに改めらるるのであります、此大きな「トロール」式の遠洋漁業をする者は暫く措きまして、所謂發動機での機船底曳網であります、是は從來今より七八年も先かは、非常に奨勵……助成金を交付せられて



熱心に御獎勵になつた結果、相當に船が澤山出て來た時代があるのであります、御承知の其後所謂近海の専用漁業を侵すと云ふことで、常に小漁業者と漁場の争を致し、是が爲に段々縣の方に問題が起りました、縣では成るべく之を許可せない方針でやつて居るやうであります、今度改めて主務大臣が之に對して許可を與ると斯う云ふことであるのであります、從來も所謂近海専用の漁業者に非常な害を與へる、所謂漁場を侵害すると云ふので常に争議が起きて居る、大分、縣あたりでも困つて、或は監視船を造つたり種々なことをやつて居るのであります、今度此改正に依つて成るべくさう云ふ小さい機船の底曳網の漁業は御許しにならぬと云ふ御方針でありますか、どうでありますか、其點を伺つて置きたいと思ひます

○政府委員(戸田保忠君) 機船底網漁業は、最近

に於きましては非常に沿岸漁業との調和が取れなくなつて居りまして、沿岸漁民から一種の、所にも依りますが、怨嗟の聲の的になつて居るやうな状況であります、そこで往々にして兩者の衝突が起りました、沿岸漁民の方からは實力行爲で以てそれを何とかすると云ふやうな状況が所に依つては起る、又一方底曳網漁業の方では從來の規定であります、僅かばかりの罰金等でありますから、其位のもはもう先きに出して置く覺悟で非常な違反を行いますと云ふやうな關係がありまして、實は始末が付かぬやうな状態になつて居る、從て是迄は地方長官の認可でありましたのを、此一月から實は機船底曳網漁業は農林大臣の認可に致しました、併ながらそんな法規の根據としましては漁業法では三十四條の取締でそれをやつたのであります、今度の規定に入れましたのは、三十五條の方の許可漁業と云ふ方に入れました、單純な

る認可でなく、許可を受けなければならぬと云ふことに致しました、方針と致しましては固より許可を致したくないと思つて居ります、今日まで多過ぎまして困りました、一方沿岸漁業を侵すと云ふことになつて居ります、さう致しまして又罰則が非常の差が出来ますので、今度入れました三十五條で行きますと、直接法律で以て罰則がございますから、或程度までの罰金等が科せられます、只今までは省令なり、懸令の範圍でありますから極く僅かでありますので、初めから覺悟して無免許でやつて居るのであります、或は甚だしきは監視船に向つて、捕へられたら衝突すると云ふやうなことで、私共の監視船が今年一月に横腹に穴を明けられたものもありますと云ふやうなことでそんな風になつて居りまして、餘程取締を嚴にする必要があると思ひます

○高島順作君 御尤もで、其通りでありまして、

實は海上のことであるからして、其底曳網の禁止區域が、所謂境がなか／＼面倒で、常に争議を起して困つて居る問題であつて、我々共も所謂其近海の小漁業者の爲に十分に取締をして戴きたい、斯う思ふて居るのであります

○政府委員(戸田保忠君) 只今の點は丁度事態が仰せのやうな状況になりましたので、先達の臨時議會で御協賛を得まして、本省の方の取締船も二艘七年度に造つて戴くやうに致しました、それから地方の方では十縣に對しまして補助金を交付しまして、取締船を七年度に新たに建造いたしますやうに致したのであります、八年度では本省の方にはございませぬが、地方廳には八縣分の豫算を此度御認を戴きまして、七年と八年に掛けまして今よりは十八艘取締船が餘計出來ると云ふことになつて居ります、本省の方の二艘を入れると丁度二十艘取締船が七年から八年で出來ますから、餘



程状況は變はると思ひます

○高島順作君 其取締船は府縣に補助なされるのでありますか、矢張り漁業組合がさう云ふ監視船を造ると云ふ場合には、組合にもなされる御方針でありますか

○政府委員(戸田保忠君) 只今申上げました七年度の十艘と八年度の八艘は縣其ものに限つて居ります、縣費で動かしませぬ場合でありまして、縣全體の漁業の取締に使ひませぬためであります

○男爵赤松範一君 昨年帝國水産會と大日本水産會の名で以て漁業法の改正建議がされましたが、今度の漁業法の改正に付ては大體其建議の要望は取入れられたもののやうに拜見いたしますが、此施行規則の方は、矢張り此建議の中にあります希望の點は大體御容れになる御考でありますか、其邊をちよつと伺ひたい

○政府委員(戸田保忠君) 施行規則は此法の改正

云ふ希望を持つて居りますが、それは橋本さんに御答いたしましたやうに取入れて居りませぬ、事柄に依つては取入れて居りますこともあります、取入れて居りませぬこともありませぬ……少し補足して申上げて置きますが、漁業權に付きましては今までの法律の構成の上では、施行規則で或程度は動かして居る點がございますので、根本に付きましては先程及只今御答いたしましたやうでございますが、施行規則の從來決めて居る範圍が相當廣汎に亙つて居りますから、其規定の改正で或點に於ては希望條件に觸れて居り、或部分の改正は相當民間で希望などを致して居ります點に觸れることも或程度には出来るかと、存じて居ります

○田村新吉君 四十三條の九、「漁業協同組合ハ組合規約ノ定ムニ所ニ依リ組合ノ地區内ニ住所ヲ有スル者ニシテ漁業者ニ非ザルモノヲ組合員ト爲スコトヲ得」とあります、其次に「第四十三條第四

を致しました條文に照應するやうになりますので今の水産會からの希望條項との關係に付ては、今ちよつと何とも申上げ兼ねるのでありますが、此法を運用いたします上に都合の好いやうな今度の規定に基いての改正案でありますので、根本の點が水産會等の希望して居りますことで給入れられましたことは、自然に其施行規則も同じ系統でありますから取入れられることになりませぬ、根本に取入れて居りませぬことは、施行規則で取入れると云ふことには参りませぬ關係になります、先程橋本さんから御話のありました際に申上げましたやうに、丁度只今御尋の水産業界を代表しての意味の兩水産會からの建議等を取入れて居りませぬ部分もありません、それは主として漁業權に關するものであります、水産會等に於きましては漁業權は無期限にして貰ひたいと云ふ意嚮があるのであります、若くはせめて期間を延長して貰ひたいと

項ノ規定ハ漁業者ニ非ザル組合員ニハ之ヲ適用セズ」是は此四十三條の第四の經費のことであらうと思ふのであります、之に付て一應御説明を願ひます

○政府委員(戸田保忠君) 只今御尋の四十三條の九の第二項の、「四十三條第四項ノ規定ハ漁業者ニ非ザル組合員ニハ之ヲ適用セズ」と申しますのは現行の法律の四十三條の第四項の「専用漁業權又ハ入漁權ノ範圍内ニ於テ各自漁業ヲ爲スノ權利ヲ有ス」と云ふ此規定でございます、是は漁業者だけに限りまして、漁業者以外の者は、例へば米の共同購買などをするやうな場合に、此漁村の部落で漁業者以外の者も入れまして、米の共同購買などは例へば漁業に従事して居らぬやうな者にも其組合の經濟施設を及ぼすことが宜いと云ふやうな意味から、漁業者以外の者の加入を認めただけでございますが、一方他の産業組合などと違ひまして、



漁業組合に於きましては、漁業権が主體であると云ふことが大切な事なのでありますので、漁業者以外の者は此共同施設としての事業には入れる意味で組合員と致しますけれども、漁業権に關しましては漁業者の権利を侵すと云ふやうな事になつてはいけませんから、従つて漁業者以外の者は、漁業組合にある經濟施設等に付ての部分には恩澤を受けると言へば言葉が悪いかも知れませんが、組合員として同じ地位に置かれますが、漁業権其のだけは別である、是は漁業者に限るのであると云ふ趣旨が其適用せずと云ふ意味になります

○橋本圭三郎 今の點もちよつと、今の漁業者でない人は組合の役員にはなれないのでございませうね、能く労働組合法なんと云ふものは、是で民間に出來たものは労働者でない者でも組合の會長副會長と云ふやうな者になつて宜いやうな案になつて居る、我々甚だ反對であります、無論

此組合の役員などには、今の漁業者でない人はなれないのでせうね

○政府委員(戸田保忠君) 役員には是はなれると思ひます、今の法文の構成の上では……唯斯う云ふことを考へて居ります、議決權等では是は漁業組合令と云ふ勅令で別に出來て居ります、漁業組合令の何れ改正をしなければならぬが、實際に議決權に付ては十分考慮いたしまして、漁業者以外の者の議決權の爲に、肝腎の本元の漁業者が搔廻されて、誰の組合になつて居るか分らぬやうになつては困りますから、其點は十分注意をしたい、役員の點は寧ろ今までの規定でも組合員外からも行政官廳の認可を得れば、適當な者があれば詰り認める制度になつて居ります、それでありませうから絶対に資格がないとする必要はないのであります

○橋本圭三郎君 さうすると今の現行法では、唯

勝手にはなれぬけれども、そこには丁度適當な人が漁業者の中にどうしてもないと云ふ場合には、其監督官廳の許可を得てやる、勝手には出來ぬ、許可を得ねば出來ないと、斯う云ふことになつて居るのですか

○政府委員(戸田保忠君) まあ大體左様でございます、組合員外から選びました場合には、認可を受けると云ふことになつて居ります

○田村新吉君 只今の説明に依りますと、組合員になることが出來、其組合員になり得た者は、官廳の認可を得ずして役員になることが出來ると、斯う云ふことに解しますが、さう云ふことになつてございませうか

○政府委員(戸田保忠君) 一應さうなります、唯併ながら實際の色々な議決を致しまする場合には議決權の行使に付ては、普通共同組合でありますれば總て平等であるのが當然でありますけれども

漁業者と漁業者以外の者との間には漁業権に關するものに付ては區別します、漁業者が漁業者以外

の人が入つて來て、其方の勢力の爲めに本來の漁業組合の基礎を危くするやうな議決を防ぐことが法律制度の上では出來ないと云ふことでは困りますから、漁業組合令、今勅令で色々管理其他議決權等のことが規定がやございます、その改正を何れ此法律の改正に伴ひまして行はなければならぬが、實際に議決權等に付ては十分漁業者の權利の侵害されるやうなことが、漁業者以外の組合員を入れる爲に起らないやうに致したいと考へて居る次第でございます

○田村新吉君 只今御説明になりましたやうな何か細則が出來ると云ふのですか

○政府委員(戸田保忠君) 勅令でそれを定めます漁業組合令と云ふ勅令がございまして、只今でも漁業法の中の漁業組合に關しましては漁業組合令



と云ふ勅令で動いて居ります、議決権其他の規定がしてございます、其漁業組合令を此法律の改正に伴ひまして何れ改正を行ふ必要が起ります、其漁業組合令と云ふ勅令の今申上げましたやうな規定を作つて行きたいと考へて居ります

○田村新吉君 此四十三條の九にあります此文面に依りますと、斯様な杞憂も起り得るのでありますが、漁業者であつて組合員であると云ふことは當然であります、漁業者でなくて組合員たることが出来、其漁業者で組合員たるの數と、漁業者でなくて組合員たるの數とが、漁業者でない人の數が多くなり得る譯ですか

○政府委員(戸田保忠君) さう云ふ場合が考へ方としては起るだらうと思ひます、起り得ますが、大體の漁村部落の状況と致しましては漁業組合に於きまして漁業組合が組合の規約の定むる所に依つて加入せしめるのでありますから、それに實際

加入する、加入せしめるのに適しないやうな時には加入せしめないと思ひますが、抽象的の考へ方としては起り得ることになるから萬一さう云ふ場合の用意は勅令の議決権等に付ては、其爲に多數決で本がなくなると云ふやうなことがないやうに用意した規定をする必要があると云ふことを先程來申上げて居る積りであります

○田村新吉君 只今御説明の趣旨は了解しますが御説明に依ると勅令で定められる所がどう云ふ工合になりますかと御尋ねしないと云ふと、私共の杞憂が解けないことになるのであります

○政府委員(戸田保忠君) 詰り規約の變更に付ての場合は認可を要することになつて居りますし、それで只今の初め御尋になりました四十三條の九の法律では第二項に依りまして漁業者以外の者は此組合に入りまして漁業をなすの権利は持たないことになり、漁業者だけか権利を持つ、是

は法律で今其點が防いであります、さうして漁業権の處分とか、或は入漁権の處分と云ふやうな問題に付きましては組合令に規定いたします場合には漁業権者だけの決議で足ると云ふ風にすることも一つの考へ方だらうと思ひます、さう云ふ風に規程の仕方は色々あると思ふが、要するに漁業権に關する部分と、其他の部分とは議決権の議決の仕方を變へて、詰り漁業者が漁業者以外の者の爲に多數決で壓倒されて本を無くすることがあつてはならないから、それが出来ないやうな規定を設けると云ふ風にしたいと云ふ考へ方でございます

○田村新吉君 時間ももう大分十二時を過ぎまして、無論さう長く御尋する積りではありませぬけれども、もう一つだけ伺ひます、此組合員、漁業者に非ざる者にして組合員たることを得と云ふこととせられた趣旨は何處にあるのでありますか

○政府委員(戸田保忠君) 此度の漁業組合の改正は漁村に於ける漁業經濟の更生と云ふことを、其更生に付きましての中心機關としたいと云ふ考でありますので、實際に於きまして、只今漁村に於ては漁業組合が中心になつてやつて居るのであります、所に依りましては産業組合に加入し或は産業組合でやつて居る所もござりますが、漁村の方でありますと、産業組合だけでは動かぬやうな實情の所もあります、そこで漁業組合が農村に於ける産業組合と同じやうに、漁村の産業組合の實を擧げしめると云ふやうな形にしたいと云ふ風な考が多分に入つて居るのであります、其際に於きまして此出資制度に致しまして、事業の範圍が共同購買、共同販賣と云ふ事業に迄及びます場合には、殊に共同購買に付てであります、漁村部落に於きまして、大多數、普通我々の豫想して居ることとありますが、大多數漁民の部落である、併



ながら其中に漁村若くは漁民部落の学校の先生が居るやうな場合もありますし、それより先づ第一

段と致しまして、今日の現行法では漁業者だけの團體でありますから、漁業の従事者は入つて居らぬのであります。資格がないことになつて居ります、第一段は漁業の従業者が漁業者と、漁村部落

に於ては経済的に同一に取扱つて良い場合も多いのであります、それで漁業者が共同して米を買ふとかなんと云ふやうなことに、漁業従業者の米も一緒に買ふと云ふことが出来た方が宜いのでありますから、同時に又其漁村部落の他の學校の校長さんなり先生なりの居りますやうな場合に、それだけは除け者だとしなくて、其漁村部落全體として組合に加入して、漁業組合でさう云ふ取扱が出来ると云ふ方が便宜である、さう云ふ風にしたいと云ふ意味で今度の改正が行はれて居る部分があるのです、其爲に只今の漁業者に非ざる

ものも組合員と爲すことを得と云ふ規定を設けたのであります

○田村新吉君 只今の御趣旨に依りますると漁業に關する購買組合と云ふやうなもの便宜を得る爲に漁業者に非ざる者を組合員とする、斯う云ふ御趣旨になりますか

○政府委員(戸田保忠君) 大體さう云ふ風になります、其漁村部落に於きまして或特定の人だけが斯う云ふ相互的の組合のどれにも入れぬと云ふやうな場合が起りますので、一方山間部落にある一つの村を總合いたしましたして、山間部落の方では産業組合が發達してやつて居る、漁村部落の方は産業組合が、或漁業組合の區域内に只今申上げたやうに學校の先生とは限りませぬけれども、第一は今の漁業の従業者、漁業の従業者は漁業者と色々な経済的の利害關係に於て、或部分に付ては利害反する場合がありますけれども、大體に於て漁村

公爵伊藏 博精君

子爵西大路吉光君

橋本圭三郎君

田村 新吉君

高鳥 順作君

政府委員

農林政務次官 伯爵有馬 頼寧君

農林省水産局長 戸田 保忠君

農林省經濟更生部長 小平 權一君

特別委員會々議續行

昭和八年三月二十日(月曜日)午後一時十八分開會

○委員長(子爵松平直平君) それでは今日は是で延會を致します、次回は二十日に開會を致すことに致します、今日は是で散會を致します

午後零時二十一分散會

出席者左の如し

委員長

子爵松平 直平君

副委員長

伯爵赤松 範一君

委員

子爵松平 直平君

伯爵赤松 範一君

委員

子爵松平 直平君

伯爵赤松 範一君



決すべきものとする諸君の舉手を願ひます  
〔全員舉手〕

○委員長(子爵松平直平君) 全會一致と認めます  
可決確定いたしました、是で本案は終りました。

### 本 會 議

#### 第一讀會の續

○議長(公爵徳川家達君) 是より會議を開きます

漁業法中改正法律案

日程第一、農業動産信用法案、政府提出、衆議院  
送付、第一讀會の續、委員長報告、日程第二、漁  
業法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一  
讀會の續、委員長報告、子爵松平直平君

右可決すべきものなりと議決せり依て及報告候  
也  
昭和八年三月二十日  
委員長 子爵松平 直平  
貴族院議長徳川家達殿

#### 農業動産信用法案

右可決すべきものなりと議決せり依て及報告候  
也

昭和八年三月三十日  
委員長 子爵松平 直平  
貴族院議長公爵徳川家達殿

〔子爵松平直平君演壇ニ登ル〕

○子爵松平直平君 只今日程に上ほりました兩案  
に付て特別委員會の經過竝に結果を御報告いたし  
ます、先づ農業動産信用法案の方より申し上げます  
此案は農村、山村、漁村に於きまする金融の現状  
に鑑みまして、農漁業者の負擔力の増加を圖りま

して、其生産資金供給の圓滑を期せむと致したい  
爲に、新たに先取特權及農業用動産の抵當權に關  
する制度を創設いたしたのであります、而して信  
用組合に依る農漁業に對しまして、金融の圓滑を  
圖るを期することに致したのであります、尙ほ此  
法案の要旨と申すべきものを申し上げますれば、第  
一に農業用動産又は農業生産物の保存、農業用動  
産の購入、種苗、肥料、蠶種及薪炭、餌料等の購  
入を爲すに必要な資金の貸付を爲したる場合に  
特定動産の上に先取特權を認めしたのであります、  
其二は農業者、漁業者、農事實行組合、養蠶實行  
組合等の債務を擔保する爲に、農業及漁業の各般  
に用ひまする必要な動産の上に、抵當權を設定  
し得ることと致したのであります、で質問に入り  
まして相當御質疑はありましたが、其中主なるも  
のを二三申上げて見ますれば、農事實行組合及養  
蠶實行組合の成績は如何であるかと云ふ問に對し

まして、農事實行組合、養蠶實行組合は農村部落  
を基本と致して居りまして、隣保共助の精神を以  
て漸次發達はして居ると云ふことであります、養  
蠶實行組合は現に三千七百位もありまして、農事  
實行組合はまだ法人とはなつて居らぬと云ふこと  
であります、又一委員は農村の實體を見ると、統  
一しても宜いやうなものがある、二つの組合になつて居  
るものがある、養蠶實行組合のやうなものは農事  
實行組合に包含しても宜きものであらうと思ふが  
合同の意思はなきや否やと云ふ御問に對して、只  
今の状態では法律的に合同統一はむづかしいこと  
であるが、實際組合に關係して居る人々が其機運  
を助長することになりますれば、政府は出来るだ  
け援助をして合同せしめる考へであると云ふこと  
でありました、又興業銀行から貸付を受くること  
は小漁船、漁具等にも及ぼすことが出来るかどうか  
であるかと云ふ質問がありました、之に對しまし



て現在に於ては小さい動産個々としては融通の途はないが、漁業財團として借入れる時には、其財團抵當の中に小漁船も含まれて居ると云ふ答辯でありました、其他質問はございましたけれども是は省略を致します、採決の結果、別に異議者もございませんで、全會一致を以て可決いたしました次に漁業法中改正法律案の御報告を致します、本案の提出の理由は、現行法に於きましては、漁業組合は隣保共助の精神に基きまして、漁村に於きまする經濟機關としての機能を發揮するには、尙ほ現在の法律では不十分の點があるので、漁村の經濟更生の方策と致しまして、之に關する規定の改正をなしたのであります、本案改正の主要なる點を申し上げますれば、漁業組合は從來共同施設することを目的として居りますけれども、今回新たに組合員の經濟の發達に必要な共同の施設を加へられて、又漁業組合には組合員より出資を

なさしむることと致しまして、漁業協同組合の組織は無限責任、有限責任及保證責任の三種と致したのであります、又漁村の事情に依りましては漁業者に非ざる者でも、組合員となることが出来ることの規定を設けられたのであります、漁業組合聯合會は其所屬の漁業組合及漁業組合聯合會の共同の目的を達し得らるるやう改正を致したのであります、其組織は有限責任及保證責任の二種と致したのであります、本法改正施行前に設立をして居る漁業組合聯合會は改正法律の施行後五年を限り従前の規定に依ることと致しました、其期間内に聯合會となさざるものは解散をすることに相成りました、主務大臣又は地方長官が水産動植物の蕃殖、保護又は漁業取締の爲に命令を以て規定し得る事項中に、水産動植物に有害なる物の漏泄及水産動植物の移植に關しまして、制限又は禁止の事項を加へたのであります、又母船式漁業又は底

曳漁業を營むものは、主務大臣の許可を得ることになつたのであります、之に對して質問もございましたが、其一二を申し上げますれば、近來魚族の漸次減少をする傾きがある、それに付て之を防ぎ又は保護に對する當局の所見は如何であるかと云ふ質問がありました、之に對しまして、漁業法ではまだ十分目的を達することは出来ないと思はれる、其關係する所が廣汎であるからして、歐米諸國のことも能く調査をして、慎重に研究をする積りであると云ふことであります、改正法の第十五條の二の實例はどう云ふ場合であるかと云ふ質問に對しまして、漁業權の共有者の場合には共有者の數が多き爲に、其中には出稼人もある、其爲に所在不明の者があるが故に、是は民法の失踪宣告に類似して取扱ふこととする、又四十三條の諸事業を爲すには漁業組合員の出資はどの位の程度の出資をするのであるかと云ふ質問がございました

それは産業組合の程度位と考へて居る、先づ五十圓位で、是は分割拂ひとする積りである、近來近海漁業者に對して遠洋漁業者の機船が種々の妨害をすることを聞いて居るが、其取締は如何して居るか云ふ質問がございました、之に對して從來地方長官の認可事項であつたけれども、本年二月から遠洋底曳網漁業は主務大臣の許可の事項と改め、其罰則も從來よりも餘程嚴重に、取締船の如きも漸次増加して其弊を防ぐに努力しつつある次第であると云ふことであります、漁業者に非ざる者が組合員になり得ることになつたのは、其趣旨は如何であるかと云ふ質問に對しまして、漁業組合を農村に於ける産業組合の如きものにしやうと云ふ考へで、部落の漁業者が大部分を占めて居るからして、其殘部の例へば教員の如き者を包含をして、購買信用の點を適用せしめやうとする考へであると云ふことであります、質問は終了



たしまして採決に入りまして、別段に異議の發言もありませんので、全會一致を以て可決すべきものとなりまして、右御報告いたします

○議長(公爵徳川家達君) 諸君に御諮りを致します、只今松平特別委員長の一括して報告せられました兩案共、一括して議題と爲すことに御異議ございませぬか

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ないと認めます兩案とも第二讀會に移すことに御異存ございませぬか

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ないと認めます

○子爵西大路吉光君 直に兩案の第二讀會を開かれむことを希望いたします

○子爵清岡長言君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵の動議に御

異存ございませぬか

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家達君) 兩案全部を問題に供します、全部原案に御異存ございませぬか

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ないと認めます○子爵西大路吉光君 直に兩案の第三讀會を開かれむことを希望いたします

○子爵清岡長言君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 西大路吉光君の動議に御異存ございませぬか

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家達君) 兩案とも第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ないと認めます可決確定

# 水産會法中改正法律案



# 水産會法中改正法律案ノ經過概要

## 衆議院

昭和八年二月二日

水産會法中改正法律案

小池仁郎君提出

鈴木英雄君提出

同

二月十八日

第一讀會 委員付託

委員會成立

二月二十一日

第一回委員會々議

二月二十四日

第二回委員會々議散會

二月二十五日

緊急動議に依り議事日程變更

第一讀會の續

第二讀會

第三讀會を省略して可決確定

## 貴族院

二月二十八日

水産會法中改正法律案(衆議院送付)

第一讀會 特別委員付託

三月九日

第一回特別委員會々議

三月十四日

第二回特別委員會々議

三月十五日

第一讀會の續

第二讀會

第三讀會

可決確定

# 衆議院に於て本法案の經過及結果

(水産會法中改正法律案 小池仁郎君提出 鈴木英雄君 外三名提出)

## 本會議

○議長(秋田清君) 日程第七、水産會法中改正法律案、日程第八、水産會法中改正法律案を一括して第一讀會を開きます、順次提出者の趣旨辯明を許します——日程第七、提出者小池仁郎君

第七 水産會法中改正法律案(小池仁郎君提出)

第一讀會

第八 水産會法中改正法律案(鈴木英雄君外三名提出)

第一讀會

水産會法中改正法律案

水産會法中左ノ通改正ス

第十六條第二項中「第四號、第七號及第八號」ヲ「第四號及第七號」ニ改ム

第二十一條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項但書ノ規定ニ依ル選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クル

ニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第二十六條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ同條第三項中「前

項」ヲ「前二項」ニ、「徵收金ニ次クモノトス」ヲ「徵收金

ニ次キ其ノ時効ニ付テハ市町村税ノ例ニ依ル」ニ改ム

市町村カ前項ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ其

ノ處分ニ著手セス又ハ九十日以内ニ之ヲ完了セサルト

キハ會長ハ地方長官ノ認可ヲ得テ之ヲ處分スルコトヲ



得此ノ場合ニ於テハ町村制第百十一條第一項及第四項ノ規定ヲ準用ス

水産會法中改正法律案

水産會法中左ノ通改正ス

第十六條第二項中「第四號、第七號及第八號」ヲ「第四號及第七號」ニ改ム

第二十一條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項但書ノ規定ニ依ル選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第二十六條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ同條第三項中「前項」ヲ「前二項」ニ、「徵收金ニ次クモノトス」ヲ「徵收金ニ次キ其ノ時効ニ付テハ市町村税ノ例ニ依ル」ニ改ム

市町村カ前項ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ其ノ處分ニ著手セス又ハ九十日以内ニ之ヲ完予セサルトキハ會長ハ地方長官ノ認可ヲ得テ之ヲ處分スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村制第百十一條第一項及第四項ノ規定ヲ準用ス

〔小池仁郎君登壇〕

○小池仁郎君 只今議題になりました水産會法中改正法律案の提案の理由を説明致します、極めて簡単な改正であります、一つは水産會法に依る公法人、自治團體の發達に鑑みまして、役員の選任に付て監督官廳の認可を止めようと云ふのが一つの事項であります、次の事項は、此種團體の活動は會員の負擔する經費に依るのであります、然るに財界の影響を受けまして、此會費徵收が頗る困難であります、而して若し困難の場合には、市町村長に委託することが出來ますけれども、市町村亦自己の町村費を徵收するのに困難を感じて居る場合でありまして、斯う云ふ團體の經費をも徵收する違がないと云ふ實況であります、隨て適當なる期間を定めまして、而して強制徵收の權能を此自治團體に與へたいと云ふ此二項であります、今日の實情に鑑みて極めて適切至當なること、信じて提案致したのであります、願くは御賛成を與

へられんことを切望致します(拍手)

○議長(秋田清君) 日程第八、提出者鈴木英雄君

○鈴木英雄君 簡單でありますから、此席より發言を御許し願ひます

○議長(秋田清君) 宜しうございます

○鈴木英雄君 今提案の水産會法中改正法律案は小池仁郎君の提出されました所の改正法律案と、改正すべき事項竝に改正の理由は全く同一でありますして、同君の御説明の通りでありますから、重ねて茲に説明することを省略致したいと考へます

どうぞ諸君の御賛成を願ひます

○上田孝吉君 日程第七及第八の兩案を一括して議長指名九名の委員に付託せられんことを望みます

○議長(秋田清君) 上田君の動議に御異議ありませんか

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議なしと認めます、仍て動議の如く決しました

委員會

委員會成立

本委員は昭和八年二月十八日(土曜日)議長の指名を以て左の通選定せられたり

鈴木英雄君 林 儀作君

青山 憲三君 仁田大八郎君  
森 肇君 田村 實君  
鶴澤 宇八君 村上紋四郎君  
大島 寅吉君



第一回委員會會議

昭和八年二月二十一日(火曜日)午後二時五十八分

開議

出席委員左の如し

- 委員長 鈴木 英雄君
- 理事 青山 憲三君 理事 大島 寅吉君
- 林 儀作君 森 肇君
- 田村 實君 鵜澤 宇八君
- 村上紋四郎君

出席政府委員左の如し

- 農林省水産局長 戸田 保忠君

委員長の許可を得て出席したる者左の如し

- 議員 小池 仁郎君

本日の會議に上りたる議案左の如し

水産會法中改正法律案(小池仁郎君提出)

水産會法中改正法律案(鈴木英雄君外三名提出)

同日二十日(月曜日)午前十時三十分委員長理事互選の爲委員參集す

其の氏名左の如し

- 鈴木 英雄君 林 儀作君
- 青山 憲三君 森 肇君
- 鵜澤 宇八君 村上紋四郎君
- 大島 寅吉君

年長者大島寅吉君投票管理者と爲る

○大島投票管理者は委員長及理事の互選を行ふべき旨を宣告す

○林委員は投票を用ゐず委員長及理事の指名を投票管理者に一任すべしとの意見を提出す

○大島投票管理者は林君の意見に異議なきを認め鈴木英雄君を委員長に指名し青山憲三君及大島寅吉君を理事に指名す

○大島投票管理者は散會を宣告す

午前十時三十五分散會

○鈴木委員長 是より開會致します、此委員會に付議されて居ります水産會法中改正法律案二件であります、同じ趣旨のものでありますから一括して議題に致したいと思ひます

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○鈴木委員長 それでは御異議ないやうでありますから左様取計ひます、皆さんに御諮り致しますが、極く簡単な法案でありまして、其理由も既に文書にはつきりして居る事柄と思ひますから、特に提案者の説明を求めることはないと思ひます、隨て直ぐ質疑に入りたいと思ひますが、如何でせうか

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○鈴木委員長 それでは質疑を許します

○大島委員 本案に對しましては、産業團體の自治の根本精神に基いて其發達を期すべき改正案でありますから、多分政府に於ても御同意になる

こと、存じまするが、此案には私は少しく縁が遠いのでありますけれども、自治の精神に關聯致しまして少々御伺致したいのであります、問題は地方問題になりますけれども、地方問題と申しても、其水産界に影響する所が甚だ甚大であると思ふのであります、卒直に申し上げますれば、北海道の水産検査道管問題であります、是は昨年暮道會を通過致したのであります、其長官の提案の理由を承りますると云ふと、四つ程あるのであります、其一つは不正品がある、斯う云ふことであります、又次には全道の統一の爲にするのだ、斯様なことを申されて居る、それから三つ目には道營は北海道の輿論だと云ふこと、それから四番目には水産會は他にやるべき途があるのだから、其水産會本來の仕事させたら宜からう、斯う云ふやうなことが長官の提案の理由になつて居るやうであります



で私は別に之に對して議論を申上げる譯ではないが、極く簡単に事情を少し申上げまして、御伺致したいのでありますが、第一に不正品があると云ふことに對しましては、是は六百萬個も検査を致すのでありますから、中には不正品のあることも偶にはあるのであります、萬已むを得ない、只今問題となつて居る人絹の検査國營問題等に對しても、大分喧しく議論されて居るやうであります、是も假令國營にしても、天然絹絲が既に國營であるけれども、此天然絹絲に於ても不正品があつて、時々苦情が出て来る、斯う云ふやうなことから、必しも國營にしたからと云つて、完全を期する譯に行かぬと云ふやうなことを申されて居るやうであります、で同様の意味に於きまして道營に致しましたからと云つて、水産物の検査に不正の品物はないと云ふことは申し得ないのであります、殊に是は甚だ勝手のやうな議論であります

するけれども、實情を申せば、實は昨年大阪に於て此魚油が検査に於て不正品があつた、水が混じつて居つたと云ふやうなことが問題になつたやうであります、是は餘りに昨年魚油が暴騰し過ぎた、平年ならば石油権一權が五十錢か七十錢である、一昨年あたりは僅に中身が十錢か十五錢である、所が昨年は三圓にも三圓五十錢にも賣れて二十倍、三十倍と云ふ騰貴を致しましたから、或は中には心得違の者があつて水の二割も三割も混じれば、非常にそこに利益があると云ふやうな心得違を起した生産者があつたかも知れない、或は又從來斯様に原價が十錢、十五錢のものであるから一割や二割の水が混じつて居つて商人の方でも左程重きを置かなかつたかも知れない、所が昨年餘りに騰貴をして居つたから是が問題になつた、實際は左様なことであります、併し左様申したからと云つて、其水の混じつて居つたと云ふこと

が宜いことではないことは、本員も能く承知を致して居りますけれども、實情は左様なのであります、故に斯う云ふ工合でありますから、必しも長官の謂ふ道營にしたからと云つて不正品がなくなるとは斷言し得ないと思ふのであります、又全道の統一を圖ると云ふのでありますけれども、是は道廳の案を見ますと、至つてしどろもどろのやうに考へるのであります、一つの例を擧げて見ますれば、彼の鮭鱒の検査なんかに付きまして、鹽物に對して極く鹽分の強い物は検査をしない。所謂新巻と稱する物に對して検査を行ふ積りである、斯う云ふことを申して居るのでありますから、然らば新巻と云ふのと、或は強い輕いと云ふことは、どう云ふことに依つて區別をするかと云ふと、先づ道廳當局の意嚮としては、箱に入つたものと、筵で包んだ物と云ふやうなことで、大體の區別でもするより外はなからうと云

ふやうなことを申して居りますが、さうして尙ほ擇捉邊りの物に對しても、二年間は検査料を取るとか取らぬとか、殊に勘察加の品物に對しては其後喧しく言はれる爲に、勘察加から輸入する物は除外すると云ふやうなことを申して居るやうであります、元來原産地に於て検査をしない物であります、其輸入地を以て検査地と看做して検査をすると云ふのが建前であり、其から、勘察加の品物も此意味から言ひますと函館で検査をしなければならぬと云ふやうな意味合になるのであります、併し是も反對が多い爲に、道廳でも斯様なことを申して居るやうな位で、函館小樽邊りの海産物輸出に對する市場検査等に付ても、甚だ興味なことを申して居るのである、聞きますると云ふと、是も反對があつた爲に道廳で検査はすることにするが、免に角同業組合に囑託してやるから囑託検査にして呉れないか、さうして検査



料は取るけれども、其全部は又同業組合に補助と云ふやうなことで寄附するから、實質に於ては何等損得はないぢやないか、斯う云ふやうなことを申して居るやうであります、左様致しますと検査は、従來の検査員は請托を受けたり、其他に於て公平に嚴重に行かぬと云ふので検査を行ふのを今度復同業組合に囑託する、斯う云ふ工合でありますから、統一を期すると云ふやうなことも、口では言うて居りますけれども、しどろもどろであるのではないか、斯様に思はれる。

又道營は輿論であると申して居りますけれども、是も道會邊りは水産調査會等で道營案を決議して居つたのであります、そこで之に對して長官は之を輿論であると斯様に申されるやうでありますけれども、道會に於ての前年來の決議と云ふものは他の理由があるのであります、十分なる水産検査をやると云ふのには、どうしても七十萬圓位掛か

りますが、之を現在の検査料規定に依つて全道が取つて居るものは其半額に達しないのである、四十萬圓位の増額を要するが、それでは負擔に堪へ得ないから、國營なり或は道營にして呉れる、斯う云ふのが趣旨である、又商工聯合會邊りでは北海道物産全部を道營検査にして、一つの検査にしてはどうか、斯う云ふやうな意見を陳情したのであります、之に對しては道廳當局としても反對をせられて居つたと云ふことは能く分るのであります、是は本員の聞いた所でありませんが、昭和五年の北海道の水産に關する建議事項中に、水産物の國營と云ふことを建議したのである、さうすると之に對して昭和六年の春に道廳はどう云ふ工合に之を處理したかと云ふと、處理概要の顛末と云ふのがある、是は道廳の秘密でありまするか知れませぬが、本員の聞き得た所であり、直接國營に移すことは困難なるを以て、先づ道營と爲し、

検査の改善統一を期するを必要とすべきも、検査料三十餘萬圓に對し、検査事業費七十萬圓を要し約四十萬圓の地方費補助を必要とするを以て、道財政の關係上不可能云々、と云ふことを申して、此建議案に對する處理をやつて居るのであります之を見ましても、一昨年此道營に反對をして居つたと云ふことは明な事實でありますにも拘らず、昨年突如として道營案を出した、斯様な次第であります、殊に道民は二萬數千人の連署を以て反對の陳情を致して居る位でありまして、北海道の水産會に於ける検査と云ふものは長い歴史があるのであります、餘り長くなりまして御迷惑と存じますから申しませぬけれども、是は四十年前程前から段々やつて參つて、殊に大正十二年でありましたか、水産會法の出來ました當時に於ては、北海道は當時水産組合を以て検査を致して居つたのであるから、此検査をやらせぬやうなことになる

か、或は又他のむづかしいことを言はれるならば經費ばかり掛けて水産會を組織する必要はない、矢張水産組合で以て從來通りやつて行きたい、斯様なことを當時の農商務省に向つて陳情したのであります、所が當時の農商務省に向つて陳情したのであります、所が當時の農商務省に於きましては、北海道は左様のことでは困ると云ふ所から、特に検査も許す——許すと云ふよりは寧ろ北海道としては検査をやつて呉れると云ふ位に、役所の御依頼に依つてやつた位であつて、さうして水産會を組織したのであります、斯う云う工合にして初めから申しますならば、既に四十年の歴史があり、又水産會法が出來ましてからも十年以上も水産業の發達の爲に極力盡力を致して來て、北海道の水産業の發達に貢獻を致して居つたのであります、然るに拘らず、突如として道營案を出され而も營業者に向つて、何等の諮問もなかつた、斯



う云ふ状態でありますが、それに對して今日聞く所に依りますると云ふと、長官も相當此案の通過に對しては努力をされたやうであります、私の手許に參つて居る手紙などにも、色々面白からざることを申して參つて居るのもありまするが、斯様なことは私はあるとも信じませぬし、又あり得べからざる事とも思ひまするけれども、併し長官が——而も十二月の十日頃で、北海道拓殖事業の經過に付て上京致して、本省と——内務省、或は大藏省と十分の交渉を要する時機であるにも拘らず、十二月の二十四五日頃までも札幌の道廳に居られました、さうして此案の通過の爲に努力されたと云ふことだけは事實であると私は思ふのであります、斯様な次第でありまするが、道營を實行するに付ては、御承知の通り農林省からそれ〴〵省令の改正、其他に付て認可を受けなければならぬ手續もあるのであります、農林省當局と致しま

しては、直に認可さるゝ御意思であるかどうか、又斯様に地方の二萬數千人から請願致して居る位でありまするから、此事情を能く調査をする爲に人も派遣して、さうして調査を爲さつて下さるやうな御考はないかどうか、之を承りたいのであります

○林委員 一寸關聯して伺ひます、私も事柄は、只今大島君が御述べになりました通りに、北海道の水産物の検査に係つて居るのでありまするが、先づ暫く地方關係のことを離れて、根本的に一つ伺つて置きたいと思ひます、水産會法の第一條に規定して居る此水産會と云ふものを當局に於て組織せしむるに至つた趣旨、即ち水産物の改良發達であるとか、或は水産動植物の繁殖を圖らしめると云ふことが、其眼目になつて居るのであります、現在上程されて居りまする——今委員會に於て審査に當つて居りまする所の水産會法中の改正

の要旨に於きましても、産業自治團體の其内容を改善せしめて、時勢の進運に伴はしめることが必要である、或は又はは農會と同一の性質のものであるから、農會同様なものにしなければならぬ、就中經費の徴收の如きも從來の儘ではいかぬから之を國稅徴收法に依つて、之を強制徴收すると云ふやうなことにも改正したいと云ふやうな、此法律案の改正でありまするが、こと程左様に此水産會其ものが重大性を帯びて居り、而も我國に於ける水産の發達に於て、向上の上にて、各般の上にて是が働掛ける、働掛けた結果が極めて適切有效なものであらねばならぬ、あらしめなければならぬと私は考へて居る、斯様にしますると、農林當局に於きましては、水産會法の第一條の、前申しましたやうな趣旨、即ち水産物の製造改良の發達を促し、或は水産動植物の繁殖を圖らしめて、是が調査研究に當らしめると云ふ、さう云ふやうなこ

とをさせるには、此水産會と云ふものとしてどう云ふ方法でさせる積りであるか、即ち水産會の自治的な海員の經費の負擔のみに依つて之を爲さしめる積りであるか、或は又地方廳の助成補助に依つて之を爲さしめると云ふやうな御方針であるのでありまするか、此點に付て之を立法當時の趣旨に遡つて特に伺つて置きたいのであります

北海道會に於て検査の道營と云ふことが既に通過されて、それ〴〵の手續を運んで居りまするから、是が實現は最早疑のないことであらうかとも考へられます、併ながら一方に於きましては、水産會と云ふものが存在致して居る、先刻大島君が言はれたやうに、曩に水産組合と云ふものがあつたのを當局の干渉に基いて相當の經緯を経て郡市水産會なるものが出来上つた、是が偶々其運用の上にて多少の缺陷がある、先刻大島君も先年大阪市場に於ける魚油に水が混つて居つた、此混水は或



は當時値が高かつたから多少水が混つたのではないかと云ふ事柄を述べられました、私の聞く所では左様なことはなかつた、即ち漁家の是等の製造と云ふものは極めて原始的なもので、別段製造工場があつてやる譯でもなく、即ち野天に於て魚粕を搾めて油を採る、油を採る上に於ての設備が甚だ不十分でありますのが爲に、「ブリッキ」罐の容器に入れて野曝しにして置く、其間に或は雨が降る、其雨が中に混る、水と油との比重の關係で遂に水が上の方に浮いて出ると云ふやうな事柄で、偶々左様な物があつたと云ふことが市場に於て發見されて、即ち北海道の魚油其物が信用を失つたと云ふことも聞いて居るのであります、私は假令當時魚油の値段が相當高かつたからとて、漁家の人達が左様な作意的の不都合千萬の事をしたとも考へられない、此事を以て直ちに北海道の水産製造品が市場に於て信用を失ふのであると云ふやう

な即断を下し得ることが、果して當れりや否やは是は別問題と致しまして、即ち水産會其他の指導機關に依りまして、今後水産物の製造發達には相當の改良を加へ、さうして又當局の之に對する所の指導を誤らなければ、即ち當局が期待致して居るやうな立派なものが出來上つて、隨て水産物の市場に於ける價格を維持するのみならず、信用をも維持し得やうと吾々は考へて居る、でありませうが、私が前申しました通りに、一體水産會をして何をさせる積りであるか、今日實際から申しますると云ふと、先にあつた水産組合を解體せしめて、水産會を無理矢理に拵はしめても、水産會の維持に困難であると云ふことは、是は其當時に於きまして皆想俤致して居つたのであります、でありませうから、先刻大島君の御話になつた通りに、從來水産組合が經營致して居つた所の水産物の検査は、是は一つの條件的に其水産會をして爲

さしめ、之に依る所の所得収益を以て水産會の本來の目的、即ち此第一條に示してある所の目的に副ふやうな事業をすれば十分ではないかと云ふ次第で、結局は水産會が出來上つた、此水産會が組織され、北海道の水産會と云ふものが出來上つて居りますことは、此處に小池君が居りますから、是等の事柄は十分に證明し得られるのみならず、又水産局長に於ても十分に是等の事柄は御承知のことと思ふのであります、所が昨年末の道會に於ける決議の結果、即ち道營案の通過の結果は北海道各地の水産會が自ら解消せざるを得ない、自ら進んで解體せざるを得ない、到底維持するところが困難であると云ふやうなことも寄り／＼決議を致して居る、尙又私の聞く所に依りますと北海道、根室町の水産會の如きは、道廳に對して年額二萬圓ばかりの補助をして貰ひたい、地方費補助を受けたい、其地方費補助があれば、水産會本來

の建前に基く所の水産會の仕事をして行く、即ち道廳長官が期待して居られる通りに、水産會は水産物の検査を爲すことが本來の目的でなくして、即ち第一條に規定致して居る事柄を爲すのが目的であるから、此本來の目的に立歸るのが宜いのではないか、此趣旨に基いて水産會として活動するから、地方費の補助を二萬圓欲しいと云ふやうな要求を致して居るかの如く吾々は承つて居る、斯の如く各地の水産會が或は二萬圓、三萬圓、一萬圓と云ふやうな地方費の補助を要求致した所で、是は到底通過し得られるものでもなければ、又通過どころではない、當局に於ても左様なことを要求することは到底爲し得ない事柄である、左様致しますると云ふと、折角水産會法を定められて、之に依つて日本に於ける所の水産會の發達助成に資さうと云ふ立法の御精神なるものが、假に水産會其ものが到底存在することが出來ない、存立の



實際の力を失つてしまつたと云ふやうなことで、各地に於て水産會がそれ／＼解消解體すると云ふことになつた場合には、當局が折角の水産會法を立法せられて、之を實施せしめて居られる趣旨に反するのではないかと考へられるのであります、それで、私は斯様な點に付きましては餘り能く存じませぬのでありますから、此機會に、即ち水産會法を立法せられた當時に於ては、第一條の趣旨及其目的を、如何やうなる方法に依つて之を爲し遂げしめようと云ふの御趣旨であつたのでありまするか、之を伺つて置きたいのであります

第二點は先刻大島君からも一寸御話がありましたが、是は實際問題として、函館の所謂海産同業組合、是は即ち同業組合法と云ふ別な法規に基いて組織されて居り、隨て海外輸出品に對する所の検査規程なるものは、農林省の監督指導の下に、是が別の方法で行はれて居る、然るに一方に於き

まして地方費に於て支辨する、即ち北海道の水産物の検査が行はれて、此検査規程なるものが新たに定められて、之に基いて検査を行ふ、所謂此道營の検査に依つて検査を行ふと共に、其行ひたる製造生産されたる物を海外に輸出する場合に於ては之を改修検査をする、是は從來函館海産同業組合がやつて居つたのでありまするが、是をも、即ち道廳令で定められる所の水産物の検査取締規程に依つて此検査を行はなければならぬ、之を別の言葉で申しますると云ふと、下の方の規則即ち地方廳で定めたる規則が、上の官廳の農林省で定められたる所の検査規程を之を剋する、即ち下剋上と云ふやうな結果に陥りはせぬか、是は私共實際問題から申しまして、水産物検査に於きまして、内國消流品に對する所の検査の標準規定と云ふものと、又之を海外に輸出する所の海産物の検査規定と云ふものは自ら其基準に於て違ふ、それで、

此改修検査を行ふ場合に於て、即ち地方廳の規則で定められたる所の検査基準と、農林省が輸出品に對して定められたる所の検査基準と、其間に一體扞格衝突がありはしないか、無論全體を海外輸出品として検査基準を高めて検査せしめることは即ち水産物の品質を向上せしめることに相違ない左様致しますることは矢張市價を高くすることでありますが、内國消流品としては自ら不向であると考へなければならぬ、此點に道廳當局が惱みを持つて、先刻大島委員からも申されたる通りに形は道廳に於てするが、事實は海産同業組合をして爲さしめる、而して之に依つて得る所の検査手数料は、形は地方廳に於て之を取得するけれども事實に於ては補助其他の形式を以て同業組合に之を交付せしむると云ふやうな、洵に其間に於て妙な關係に置かるゝのではないかと思ふのであります、無論水産製造物の品質を向上せしむると云ふ

ことは、是は結構なことであつて、吾々は決して反對すべきことではない、個人の検査よりも組合の検査、組合の検査よりも地方廳の検査、地方廳の検査よりも國の検査と云ふやうに、検査基準を高めて、品質を向上せしむることの宜しきことは私共の申す迄もないことである、併ながら現在我國に於ける所の一般の生活の程度、又商品として市場に賣捌かるゝ物の規格と云ふことに付て相當考へて見なければならぬ、之を必しも海外輸出品と同様の検査基準に於て検査せしめなくても宜しいのではないかと考へられるのであります、斯様な關係から、今申しましたやうな場合に北海道廳令で定められたる所の水産物の検査規程と、農林省で定めてある所の重要物産組合法に依つて函館海産同業組合が其定款に定めてある所の検査基準と云ふものとの、此關係が、どう云ふ具合になるのであるかと云ふことも、併せて伺つて置きたい



之を引詰めて申しますならば、矢張自ら水産物の製造發達の上に於て關係なしとは思ひませぬから此點を伺つて置きたいのであります

それから此水産會と云ふものは、一體將來どう云ふやうな工合に運用されて行くものであるか、即ち曩には第一條の規定に定めてあることは、如何様な方法、如何様な手段に依つて其趣旨目的を遂げしむると云ふ立法の御精神であつたかと云ふことを伺ふと共に、今言ふやうな工合に、折角の検査手数料收入に依つて、其組合が多少でも仕事を致して行かうと思ふ、其水産組合の唯一の糧を奪つた以上は、其水産會と云ふものの將來の發達の上に於て、どう云ふやうな御方針を以て進まれるのであるか、斯う云ふ點を十分に伺つて置きたいのであります、現在大日本水産會に於ても、帝國水産會に於ても、系統水産會の仕事として相當考慮を拂つて居られるのでありますから、單に

地方廳に於て、或る目的の下に、或考の下に、折角定めた一つの水産會法なるものに傷をつけるとか罅が入れるやうなことがありますならば、私共は洵に残念に考へる

尙ほ第三に伺つて置きたいのは、私は素人で能く分りませぬけれども、天産物である所の水産物を製造の上に於て一體規格が統一出来るものであるかどうか、私共の住んで居ります北海道の函館方面は、烏賊が獲れて錫の産地でありますから從來から見ますと云ふと、或は檜山支廳管内の久遠方面であるとか、熊石方面であるとか云ふやうな方面の錫、或は江差界隈の錫、又函館方面の錫即ち渡島支廳管内の福山であるとか、又更に東の方面では戸井であるとか、それ／＼地方々々に於ての特色がある、無論烏賊の獲れる時期は定まつて居りますけれども、或は烏賊漁の方に於ても厚薄の關係がある、或は季節に於て晴雨の關係等が

ある、又或は長い間の習慣に基く所の製造の方法等もある、でありますから從來市場に於きましては、或は熊石、久遠の方面の錫は三圓なり二圓なり高い、あの方面は漁業一方でありますから又色んな關係から製造の上に於て手を籠めて居りますから、自ら市價の上に於て高い、又或は戸井のものはどうであるとか、福山方面のものはどうであるとか云ふやうな工合に、産地々々に依つて市場取引の價格が定められて居る、それが從來滑らかに行はれて居つたと私共は考へる、又更に之を概括的に申しますると、私共の郷里は新潟縣の佐渡であります、嘗ては錫を重要物産として、検査が勵行されて、立派な品物が出来上つて居つた、佐渡の錫と云へば、非常に乾燥の上に於ても、光澤、色様の上に於ても、又形状の上に於きましても、それが非常に立派であつたと云ふことは、長い間大阪市場を中心として取引されて居

つて、國內消流品としての錫であるから、形であるとか、色澤であるとか、乾燥等に於きましても入念にそれが仕上げられて居つた、函館方面の錫の拵方を見ますと、是は從來支那輸出が主でありますから、之を洗滌する上に於ても、非常に不十分でありますのみならず、臟腑即ち内臓の摘出の上に於ても非常に不十分であります、又或は俗に烏賊の齒と申します、あゝ云ふものをくつ附けて置く、是は目方の關係等もありません、即ち支那輸出品としての製造の仕來りと、所謂大阪であるとか、東京であるとか云ふ工合に、國內に長い間信用を保つて來て居つた錫の製造の方法であるとか云ふやうなものは、自らそこに慣習的に違つて居る、無論此悪い慣習は打破つて立派なものに仕立直すことが當然でありますけれども、數十年左様な仕來りでやり來つたものが、今遽に道廳が、検査の劃一を期する、即ち製品の規格を統



一する、其下に検査を劃一的に行うて行つて、直ちにそれが實現するものとは吾々は考へられない此長い間の習慣を打破つて、當局が考へて居るやうにするにも、私共は相當の歳月を要するのではないかと考へる、斯の如くに獨り鰯ばかりでなく或は鱈の開いたものに致しましても、又乾したものに致しましても、或は鱒鮭に致しましても、或は鮑とか、或は今回道廳が検査を行はんとする各種の種目等に付きましても、此天然産物と云ふものゝ規格を統一することは到底不可能ではないか前申しました通りに、其地方々々處々に依つて品質も自ら違ふのみならず、又季節の多少の相違、一月半月の相違等に於きましても、其獲れた品物に非常な距のありますことは、是は明な話、或は天候の關係で、雨期が長かつたとか云ふやうなことで、乾燥が不十分であつて、品質が低下して居るものもないではない、こんなものを一體規格を

統一して、其検査が立派に行へるものと當局は考へられるか、即ち私共は此水産會と云ふものゝ仕事の上から、水産會本來の使命の上から、斯う云ふ點を考へられる。其他或は化學製品であるとか、機械工業であるとか云ふやうなものは、規格の統一は出來得られますが、天然産物を直ちに人工に依つて製造すると云ふやうなものに、規格の統一が出來得らるゝと當局は御考へになつて居らるかどうか、以上申しましたことを伺ひたいのであります

○戸田政府委員 御答致します、第一に大島さんからの御尋の點であります、御話の通りに、從來多年水産會で行つて居りました水産物の検査を道營に移管すると云ふ問題は、系統水産會との事業の關係或は系統水産會の組織なり機構の關係から見ましても、重要な問題であります、随ひまして本年の一月中旬頃であつたと存じますが、日は

今はつきりしたことを覚えて居りませぬが、北海道長官から正式に從來の水産會の検査制度を道營に移管するに付ての、手数料等に關聯しましての省令の改正並に其認可の申請を受けたのであります、是より先に昨年末に當りまして、道の方から道會に提案をいたしました前後の頃に、其旨の書面が参りましたので、各般の狀況に付て本省では分りませぬ事柄がありますので、種種の點を考慮致しまして、重大なる問題と考へて、數項目或は十箇條を越したかも知れませぬ、今明確に覚えて居りませぬが、相當多數の項目に就て此問題に付ての照會を致しまして、道長官の意見を徴したのであります、其間に一方道會が進行致しまして、御話になりましたやうな経過を辿りまして、先程述べましたやうに、本年になりましてから正式の認可申請書が出たのであります、更に一應昨年照會しました事項に付て其回答はありましたのですが、此

問題を處理致しますのには慎重に審議をする必要があり、更之を具體的に各種の方面から道廳の意向を質し、其問題に付て處理をするに必要なる資料を整へる必要がありますので、今日も具體的の問題に付て調査中であり、或る事項に付ては更に照會した事項もありますし、或る事項に付ては長官、産業部長、關係課長等が上京中であり、口頭で説明を求めて居る點もあるのですが、要するに問題が慎重に之を扱ふ必要がありますので、只今の所では調査中でございます、一方議會等も開かれて居ります關係上、吾々事務の當局も相當多忙であります爲に、調査がまだ完了致しませぬ今結果に付て何分のことを申上げる時機にまだ到つて居りませぬ、調査を頻に致して居るのであります

それから最後に御尋のありました、人を派遣するや否やと云ふ問題であります、是は一應調査



の或る程度まで進行した上に於きまして、必要を認めますれば調査の爲に人を派遣致します、もう少し調査を進めた上で、必要に応じて人を派遣する場合に立至るかも知れぬと思ふのであります。それから林さんから御尋の水産會法の第一條等に付ての問題に關聯しての目的等に付ての御尋でありますが、水産會の御承知の通り系統的になつて居りまして、丁度農業方面に於ける農會と同じく系統水産會を構成し、公法人と認められて居るものであるのであります、其目的は廣く水産業の改良發達を圖るのが目的になつて居るのであります、隨て検査事業も其一部として行はれる譯であり、同時に検査事業以外の水産業の改良發達を圖る爲めの事業が又水産會の事業である譯であります、是は農會の方も同様であります、水産會に對しては、國家に於きまして、相當の民間の機關團體ではありますけれども、公法人と認め

らるゝやうな特殊の團體でありますので、其成績が十分に擧りまして、水産事業の爲に役立つと云ふことの必要を感じまして、帝國水産會、其他府縣の水産會等に對する國庫の補助金等も豫算に計上せられて居るのであります、是は法律制定の當時に比べますれば、度々整理節約の關係で、人並の御附合で少し宛、何割とか何分とか減りまして回復する機會に今日まだ到達しない爲に、現在は當時に比べますれば、非常に少くなつて居るのは遺憾でありますか、兎も角國費を以て必要な場合の助成をして居るやうな次第であるのでありますから、同時に地方廳等に於きまして、此事業に付ての助成をすると云ふことは敢て差支ないことである、場合に依つては、それに依つて水産會が活動の出来る場合もあらうかと思ふのであります、純然たる自治的機關として、國家若くは地方廳の助成なくして出來ると云ふことであれば、そ

れは勿論結構なことであります、國家若くは地方廳等の助成と云ふことも認められて居り、現に帝國水産會初め、其他に於て、助成方法も行はれて居るやうな次第であります。

次に同業組合の御話がありました、同業組合は御承知のやうに重要物産同業組合法に依りまして、重要物産の生産及製造又は販賣に關する營業を爲す者が、同業者又は密接の關係を有する營業者が相集りまして、同業組合を作りまして、同業者の組合員が共同一致して、營業上の弊害の矯正、利益の増進と云ふことを目的として設立せられて居る法人であるのであります、是は申す迄もなく水産會とは稍々趣を異にしまして、水産會は純然たる公法人でございますが、同業組合は強制加入等、公法人的色彩のある部分もございますけれども、亦私法人的色彩のある部分もございます、一種の中間法人であるのであります、隨て

さう云ふやうな關係でありますから、定款の變更其他數項目の事項に付ては、地方長官に委任されて居る事項もあるのであります、其動かし方は其地方々に適合する方法に依るべきであらうと思ふのであります、隨て其事柄の内容如何に依りますが、内容如何に依つては先程御話のありましたやうに、上下を剋すと云ふやうには必しもならぬのであります、地方長官が取扱ふ事項も相當委任されて居るやうな状況であるのであります、是は矢張具體的問題としては、其内容如何に依るのでありますから、相關聯して居る事項でありますので、同様に調査をして居る途中でございます。

第三の規格の統一の問題であります、是は水産會等で行ひまする場合も、或は北海道で行ひまする場合も、所謂検査を爲す以上は、抽象的に申せば規格の統一と云ふものが或る程度必要であると思ふことは勿論であらうと思ひます、唯其規格



の統一でありますが、其手段なり方法は、色々其事情に適するやうに之を行ふ必要があると思ふのでありまして、地方的の特色を認めて、規格統一をすると云ふ方法もあらうかと思ひます、要するに程度の問題と思ふのであります、水産物或は其他の漁獲物とか、魚介類と云ふやうなものに致しましたしても、多少何等かの加工を施して、之を商品とすると云ふやうな場合に於きましては、或る程度の規格統一が必要ではないかと思ひます、御話の點は具體的の問題としては、私まだ能く可否に付て申上げるだけの、只今材料を持つて居りませぬが、抽象的には論ずることの出来ない問題と思ひます、大體の考へ方と致しましては、只今申上げましたやうに考へて居る次第でありまして、要は具體問題として、それが果して北海道の水産物の聲價を擧げるに適當であるかどうか、同時に適當であつても無理があるかどうか、實際の生産状

況に適するや否やと云ふことで決まる問題だらうと思ふのでありまして、此點のみならず、今回の道廳の——省令を改正する爲の水産物検査の項目等は三十餘種に亙つて居りまして、今まで他縣の水産會等で起りました改正問題等と比べますと、種類も非常に多いことでありまして、中々一朝一夕に調査が完了致しませぬ、總て研究を致して居る最中でございます

○大島委員 只今調査中であると云ふことは至極御尤であります、併し公法人として水産會が、從來検査を致して居りましたものを、之を急に道廳が取上げると云ふことに付きましては、相當行政法上から言つても議論のあることぢやないかと考へるのでありますけれども、私は茲に此法律上の議論を致さうとは思はないのであります、仍て左様なことは申しませぬが、只今の北海道に於ける道水産會の實情は、五十五の水産會の中に於て、

七つ程が道營に稍々賛成して居るが、他の四十幾つの水産會は、左様な場合になると水産會としての維持が困難であるから解散すると云つて、既に解散の決議を致して居る水産會も多數にあるのであります、斯様な次第でもあり、又需要家としても水産物の検査等に付ては、一日どころではない、一刻を争ふのであります、殊に春あたりの初物などと云ふものは、品物を出す時に於きましては一船違ひますると、値段が半額にもなると云ふやうなこともあるのでありますから、需要家としては非常に検査の敏速を冀ふのであります、之を道營とすると、左様な検査をして呉れと云ふことは容易に出来ない、船が夜でも次ぎから次ぎに來るが、それに對して検査をして呉れと云ふやうなことは容易でない、是は只今人絹の方の國營検査の委員會の議事などを聽拜致ししても、矢張同様なことに付て議論があるやうであります、

實際問題として有勝ちのこと、私は思ふのであります、斯様な實情でありますし、且つ二萬數千人の調印、請願と云ふやうな容易ならざる事態になつて居りますから、思想上にも頗る面白からざる結果を來して居るのであります、故に只今御調査中であつて、調査の上で、必要あれば人を派するし、必要がなければやらぬと云ふやうな御答辯を承りまして、是は御尤のこと、必要なくとも人を派遣すると云ふやうなことがあるべき筈はないが、併し唯事務的に「テーブル」の上から御調査になつて御分りになつて居ることであつても、先程から申すやうな道の漁民に對する思想上にも重大な影響がありますから、兎に角本省から人を派して、尙ほ「テーブル」上ばかりではない、實地に就ても十分なる調査を行つて、其結果に於て如何様なる御採決があらうとも、さう云ふことをしなと云ふことが漁民に對する、又一つの彼等を宥



める方法でもあり、納得も行くことであらう、私は何も手段に使へと云ふやうなことを申すのではありませぬけれども、左様なことが監督官廳として御執りになるべき方法ではないかと考へるのであります、又本員も左様に希望致すのであります故に特に此點に付ては慎重に御調査なさると云ふ意味合に於て、成べく實地の御調査を御願して、本員の質問は終ります次第であります

○林委員 水産會法第一條の趣旨目的を遂行せしむるには、系統水産會であるから、即ち公法人としての系統水産會の事業として、其機構の上に於て色々補助等の途を開いて居る、斯様な御話であります、現在の地方費の補助と云ふやうな關係其補助額で果して其仕事が出来ると御考へになるか、現に實際を申し上げますと、北海道の道水産會此處に居られる小池氏が會長になつて居られますが、從來一年一萬圓そこゝの補助が地方へあつ

た、昨年偶々道營の問題が起きますと、昭和八年度の地方費の豫算には此補助が載つて居らない補助を計上しなかつた、即ち系統水産會であります所の北海水産會に於きましては、地方より一文の補助も與へずして、而して此第一條の規定に定めてある所の、或は水産會の改良發達であるとか、動植物の改良繁殖を期すると云ふやうな仕事か果して出来るか、是等は水産局長をして言はしむるならば、即ち政府委員の立場から申しますると云ふと、地方々々特別の事情があるから、或は答辯の限りでないと云ふやうなことになりませうが、是は實際問題として左様な事柄で果して本来の目的が遂げ得られるか、折角検査手数料と云ふものを収入にして、それに依つて水産會を維持して、水産會が一面から申しますならば、其本来の目的に副ふべく努力致して居る所の水産會をして、糧道を斷つて、水の手を止めて置いて、さう

して水産會本来の目的を十分に爲し遂げたら宜いぢやないかと云ふ處の其御方針に對して、一體農林當局はどう御考へになるか、更に又假に補助なしに水産會が独自の立場で經理が出来ると致しますならば、私は今審査に當つて居ります所の水産會法中の改正要項に非常な響きを與へると思ふ、即ち後段にあります所の滞納處分を行ふ處の權限を水産會が持つことになる、斯様になりますると云ふと、製造——即ち水産業に従事します所の製造家其他の者は、若し水産會の經費不納の場合に於きましては、之に對して滞納處分と云ふやうな、即ち國稅徵收法に依る所の處分と同様なことを行はれなければならぬ、現在漁村——疲弊困憊致して居る漁業家は甚だ不振な状態に在つて苦んで居る、是等を救済しなければならぬと云ふことは、もう今日何人も争へない問題であると吾々は考へる、其場合に、此漁業者達が一般の

租稅の徵收を受けなければならぬ、又或は漁業組合の經費を負擔せなければならぬ、水産會の經費も負擔せなければならぬ、之を爲し能はざる場合に於ては、是等に對して滞納處分をも行はなければならぬと云ふことになる、私は此改正に反對ではない、此改正案が實施せられて、斯の如くして水産會の基礎が鞏固になつて、初めて産業自治團體としての其使命が遂げられること、私は十分期待致して居ります、即ち水産會の機構を整理する意味に於て、私は斯様な事柄は悪い事ではないと思ふ、水産會法の第一條の目的を遂げしむるに當つて、何等の補助をも與へず、假に補助すると致しまして、政府委員御説明の通り、毎年々々人並みに減額をせられて、其補助なるものが甚だ薄い、それでも尙ほ爲さしめんとする所の仕事は大さいのである、期待は大なるものである、更に地方々々に依つて多少事情は異に致しましても、斯



様な状態にして、果して水産會の其事業が爲し遂げられると御考へになつて居るかどうか、此點を伺つて置きたい

○戸田政府委員 水産會の目的事業は、水産業の改良發達にありますから、本來は廣いのでありますが、北海道の今まで補助費を計上して居りました郡の水産會は、其中の大體に於て検査だけに止まつて居ると言つても宜しうございませうか、主な事業は検査事業であつた爲に、問題が道營問題移管問題と相關聯して考へますと非常にむづかしい、其存立基礎にも影響を及ぼすと云ふことになつて居るやうな状況になつて居ります、それで其點が私共も非常に水産會將來の爲に考慮を要すると考へて居る次第でありまして、北海道廳の詰り道營移管に付て、水産會をどう云ふ風に處理し、指導する方針であるかと云ふことに付て、一應抽象的の意見は回答を求めて得て居りますが、更に

具體案に付て色々研究をして居る途中にあるのは其爲であります

○鈴木委員長 御諮り致しますが、委員外の小池仁郎氏より、水産會の機構に關し、根本的に政府に質問したい、尙ほ北海道に關する検査の件に付て質問したいと云ふ要求がありますが、先例もあるさうでありますからして、許すことにして宜しうございませうか

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○鈴木委員長 それでは小池君

○小池仁郎君 只今林、大島兩委員から、北海道の問題に付て御質問になつて、御答を今謹聽して居つたのであります、私が申すまでもなく、水産會は公法人である、國の行政の補助機關である、斯う云ふ建前にある水産會——郡市水産會、道府縣水産會、帝國水産會、斯う系統的になつて來て居りますが、私の提案しました水産會法の改正は

の位置に居らるゝ農林當局から其點に付て先づ承つて見たいのであります、それが一つであります

矢張此系統的公法人である國の行政の補助機關をして、其機能を全たからしむる方法として、實は提案したのであります、是は今更申すまでもなく理由書にも明かでありますから、皆さん御承知であらうと思ひます、之に付て私は伺つて見たいことは、先程林委員からも水産會の目的は、水産業の改良發達を圖る、是が目的である、其水産會を構成する分子は漁業者、製造業者、取引業者、及保管業者、此四種類を集めて郡市水産會を組織し、郡市水産會相寄つて道府縣水産會を組織し、其道府縣水産會に依つて帝國水産會が組織せられてあるのであります、其四種類の人人が相寄つて郡市水産會が水産業の發達を圖ると云ふことは如何なることが水産業の改良發達になるものでありませうか、極めて莫然たるものであつて何處に其力を集中すれば宜いか、水産會員として實は方向に迷うて居るのであります、是が指導監督を最高

次に私は北海道の郡市水産會が從來執り來つた水産業の改良發達なりとして行つて來たものが、今度失つてしまふ、それから問題が起つて來るのであります、北海道の水産物検査に付て私は茲に御参考に——或は失禮な申分かも知れませぬが是は農林省にもないかも知れない、北海道の水産物の検査は明治十年八月開拓使根室支廳が初めて此規則を出したのが起りです、さうすると最早五十何年、其時に始つて此根室支廳管内に於ける花咲郡の收穫昆布検査假規定と云ふものを設けた、其次に明治十一年の二月に同じく開拓使根室支廳布達を以て昆布收穫曬乾後検査を経ざるものは販賣を禁止すると云ふ達であります、更に明治十四年から検査の方法に付て、官吏は其品物を藏つて



置く處に行つて検査をしろ、明治十六年の四月に根室縣令が出来て、そこで昆布取締規則と云ふものが出来て、此規則に従つて昆布營業者の組合が組織せられ、其規約を以て乾場、乾燥、結束等に付て詳細なる規定が設けられた、是は何故其様にしたかと云ふと、此方面の昆布は支那輸出の貿易品であつたからであります、其検査は組合に取締人と云ふものを置いて検査をさせたのが、抑々水産物検査の始りであります、是は水産當局及委員諸君にも御参考になると思ひますから、私が一々説明すると容易でありませぬから、議事録に載せたい戴いて、議事録を見て戴きたいと思ひます、其後明治十八年に矢張開拓使根室縣布達甲第十九條と云ふものが布かれて、魚粕俵造取締規則で、昆布以外の規則が初めて出来たのであります、是が全道に波及して、此規則に依つて全道に漁業組合、營業人組合と云ふものが段々出来て來た譯であります

す、さう云ふ歴史は此處に記されてありますが、私はそれを一々申上げるのも煩雜でありますから之を委員長の御許を受けて議事録に登載して貰つて、水産當局並に委員諸君の御参考に供したいと思ひます、是が抑々検査と云ふものが北海道に起つた始まりであります、それから各種の水産の仕事が行はれて來たのであります、水産會法の出来ました時、既に北海道全道には七十二の水産組合と云ふものがあつて、重要物産同業組合法に依り今の中間法人と言はれた團體が出来て、各地に検査と云ふものをやつて居つた、大正十年に水産會法が出来た、其時に私は水産會法と云ふものが出来る、又漁業者は漁業組合、水産組合、其上に水産會と、斯う云ふ三段の負擔をすると云ふことは、漁業者としては其負擔に堪へ得ないから、斯う云ふものは北海道には行はれないと云ふ意見も持つて居りましたが、兎に角水産會法と云ふもの

が成立した、さうして大正十年に發布になりましたけれども、遂に是は行はれなかつた、實行することが出来なかつた、所が全國水産々額の約四分の一を産出する北海道が、水産會法が實行されないと云ふことは實に困つたことだ、斯う云ふことで農林當局が非常に御心配になり、北海道廳に其命を御下しになつて、何等か水産會法の行はれる方法を講じなければならぬではないかと云ふことで、段々農林當局の御趣意に基いて水産會と云ふものを作ることになつた、水産會としての仕事をするには、水産業の改良發達と云ふ漠然たる指示事項ではどうにも實行出来なかつた、結局水産物の検査と云ふことが改良の一つの方法であるから水産組合を全部水産會に直すことが宜いのだやないかと、斯う云ふやうな歴史を以て今日に至つたさうすると北海道の水産會と云ふものは、昆布營業者組合時代から、漁業組合となり、水産組合と

なり、今日の水産會になるまでには、五十年以上の歴史を有つて自治的にやつて來た、今日は齋藤總理大臣が陣頭に立つて、農村、漁村、山村の自力更生を高調して居られる、此場合に五十年自治的にやつて來た水産會が、根柢から其仕事を取られると云ふことは、是は農林當局としてどう見て居らつしやるか、農林當局は今調査中と云ふことであります、單に調査を爲さつて——無論御調査の後でなければ分りませんが、調査中では既に一箇月後の四月一日から實行しなければならぬ時が既に來て居る、北海道水産會の會員である四萬人の當業者は、其去就に迷うて、どうなることであらうと非常な心配をして居る、道廳長官が、此自力更生を叫んで、農村、漁村、山村の救済をする時に、斯う云ふ問題の起されたと云ふことは甚だ遺憾のことである、併ながら既に起きたのだから、此善後處置は農林當局に於て執つて貰はな



ければなりませぬが、もう既に一箇月よりしかない、其間に省令の改正がなければ出来ませぬ、斯う云ふ問題に付て只今調査中の一點張りでは當業者は安心することは出来ぬだらうと思ふ、此後には検査事業は道營に移して、是等の仕事をさせる聞く所に依れば販路の調査、並に水産倉庫の建設先づさうしたものを奨励しようと思ふやうなことにも聞いて居る、水産倉庫と云ふものを建てるならば、水産會の構成分子たる保管業者、倉庫業者が大に脅威を感じる、販路の調査と云ふものは是は果して全道悉くの販路の調査をしなければならぬかどうか、是は永久的に販路の調査と云ふものを續けなければならぬかどうか、是だけは水産業の改良發達にはならない、既に、保管業者取引業者、製造業者、漁業者と、此四種類の者が集つて行はんとする改良の仕事と云ふものは、私は其仕事は極めて種類の少ないものだらうと思ひます、

其證據には全國の郡市水産會はどう云ふ仕事をし居るか、郡市水産會は果して活動して居るか、郡市水産會が活動しなかつたならば、道府縣水産會が活動する筈がない、道府縣水産會が活きて働いて居るから、帝國水産會は之を代表して國家の産業に貢獻する、其土臺である郡市水産會の活動力がなくなつてしまつたら、帝國水産會と云ふもの、機構がをかしなものになるのではないか、此問題に付ては帝國水産會は先月二十六日の總會に於て、帝國水産會の機構に關する重大なる事項なりとして、總會は滿場一致を以て決議し、農林大臣に其趣を建議して居る筈であります、貴族院に於ても此問題が質問せられて居る、又帝國水産會からは貴族院に其趣を請願して、儘か貴族院は其請願の趣旨を採擇されたと思つて居る、斯う云ふやうな關係を有つものでありますから、唯水産當局が調査中だけでは私は相濟まぬと思ふ、ど

うか農林大臣は御出席がないやうでありますから此點に付ては能く御打合せ下さつて、もう少し明な御答辯を得たいのであります

それからもう一つ私は第一に承つて置きたいことは、總ての生産物は國が検査することを以て方針とせられるかどうか、是は商工省關係として絹織物検査の問題が別の委員會で開かれて居るのであります、それでありますから一般生産物と云ふと、餘りに言葉が大きくなるとすれば、農林省の所管事項である水産物の検査、是は國がやられるのであるか、地方がやられるのであるか、或は自治體にやらせるのであるか、此方針は何處にあるか、之を私は承りたいと思ふ、北海道の如く五十年の歴史を有つて自治的にやつて來たものもある、或は地方費でやつて居る處もある、或は國が指導監督せられて居る輸出水産物のやうなものもある、どう云ふ風な検査をして聲價を高めるか、

水産業の改良發達に資すると云ふ方針は何處に在るか、是は重大な事柄だと思つて居ります、人間の社會に自治程尊むべきものはないと思つて居る其多年自治をやつて來たものを壞はすと云ふことは、私は大なる問題であらうと思つて居ります、無論慎重なる御調査を爲さることは當然だと思ひますが、此點に付てもつと明な御返事を願ひたいのであります、私が今此處に御參考に供したいことは、水産物検査の沿革、支那輸出水産物検査開始の年月日、輸出水産物検査の沿革並に其實況水産組合及水産會の沿革、水産物検査道營の沿革現行水産會検査と道營検査との比較、是だけを議事録に御登載願ひたいと思ひます、其上に私は更に質問を重ねたのであります

○戸田政府委員 第一の點は御話のやうに非常に重要なことでありますから、北海道應の一應の御意見はありますが、水産會の將來の事業等に付



て十分考究する必要を認めまして、色々再考を促して居るやうな點もあるのであります、さう云ふやうな點から調査すると申上げたのでありまして要するに帝國水産會が、其機構の一部が郡市水産會の解散等に依りまして崩れると云ふことを好みませぬので、將來の水産會の事業と云ふことを考慮しまして、道廳に對し一應の意見を聽いて居るのであります、更に農林省としては十分なる考究をせしめる必要を認めまして、折衝をして居るやうな次第であります、隨て只今具體的のことを申上げる時期に達して居りませぬから、調査中と申したやうな次第であります、一方道廳から要求して居る水産物の手数料に關するもの、數等も非常に多いのでありまして、道廳では四月一日から實施したいと云ふ要求の下に審議を進めるやうに御話があるのであります、御説にありますやうに相當重要な問題でありますから、さう急速に

決定の出来ない問題であります、十分なる考究を遂げる必要がありますので、先程御話申上げたやうに御答をした次第であります

次に水産物其他と云ふことでありましたが、主として私は水産物に付て申上げますが、總て國營主義を執る方針であるかどうかと云ふ御話であります、是は今日の状況に於きましては必しも總ての水産物を國營検査主義にすると云ふ方針を今まで定めてはありませぬ、大體に於て、或は同業組合、或は水産會、其他自治的に行はれて居る、それで以て成果が十分發揮せられて、効果を全うすることが出来れば自治的に行ふことが結構と思ふのであります、何時でありましたか、最近と思ひますが、水産業界の方の決議等に於きまして、或る一部弊害の爲に——是は北海道の水産會の問題とは全く別であります、弊害の爲に水産物の検査を徹底する爲に、國營の検査をして貰ひたい

と云ふ決議等が參つて居る事例もございしますが、部分的に考へますと、國營にでもしなければ、或る品物に依りましては統制が取れないで困つて居るやうなものもないではないけれども、是は具體的の事實に付て考究を要するのでありまして、只今の所は總てを國營にする方針を必しも執つて居る次第ではないのであります、自治的に出来る所は自治的で宜しいと考へて居ります、さう云ふやうな次第でありますから、總てを國營にすると云ふ方針と云ふ譯ではございませぬ

○林委員 只今の政府委員の御話に付て關係がありますから一寸伺ひたい、今政府委員の御説明に依ると、道廳に於ては四月一日から實施したいと云ふ希望を有つて居つたけれども、是には相當調査が困難であり、懇ろにしなければならぬから、或は其運びに行かぬかも知れないと云ふ御話があった、是は北海道と致しましては重大な關係を有

つて居ると思ひます、地方に於きましては道廳の検査は特別會計でありますから、假に四月一日から實施しないでも是はどうにでもなりませんけれども、郡市水産會に於きましては、既に是が道營の検査になると云ふやうな考から、恐くは昭和八年度の豫算に於て左様な方面に手を著けて居らぬい處がある、若し果して道廳が四月一日からの實施を希望して居るに拘らず、農林當局の調査が手間取つて、四月一日から實施が出来ぬと云ふやうなことになる、年度の移り際に於ける郡市水産會の混亂は甚しいと思ふ、恐らく北海道の水産會方面に取つては只今の御答辯は重大なる關係を有つて居るのでありますから、假に先刻大島君の言はれた通り、當局が御急ぎになつて速に實地調査をして實施せしむることが出来るならば四月一日から實施するが宜しい、四月一日から實施すると云ふことを道廳當局に於ては希望するでありませ



うけれども、農林當局に於ては間に合はぬかも知れぬと云ふことになる、重大なる関係がありますから、其點をはつきり致して置きたいと思ひます

○戸田政府委員 只今御話のありました點であります、詰り四月一日から施行するとすれば、水産會の將來に付ての問題と關聯して、是は考へなければならぬのでありますので、四月一日より道營が施行さへ出来れば宜いと云ふ考へ方では吾々は進めない、そこに詰り相關聯性を持つ譯であります、それで今御話の如く結局認めるとして、四月一日から行はれるやうになつた方が双方の便宜であると云ふことであれば、又其點は私共の調査の上に非常に参考になることでありまして、大變善いことを伺つた次第であります、私共の今の考へ方としては、水産會の將來と云ふことに非常に重きを置いて居る、其點に吾々が納得の行く場

合には、詰り認可制度の問題、手数料の問題等に付て調査が進行すると云ふ相關性を持つて居りますから、此處の所は中々むづかしい點であるのであります

○大島委員 ちよつと私申上げて置きたいのですが……

○鈴木委員長 大島君

○大島委員 今の所、私は林君の御考と少し反對の意見を持つて居ります、郡市水産會は成程只今の所は或ものは解散の決議を三月三十一日を以てしようぢやないかと云ふやうなことをやつて居るけれども、事實上まだ今日直ちに解散するのではなく、三月三十一日を期してやらうではないかと云ふやうに適宜にやつて居るのが多いやうに思ふ隨て從來からやつて來て居る水産會の仕事であります、道營でそれを四月一日から實行するとするならば、一箇月も前から準備をしなければなら

らぬから、甚だ困難な事情があるかも知れませぬが、水産會に於きましては僅かの區域でありますから、同業者が寄りまして相談する上に於て、或は總會が開けなければ、役員會を開いても、直ぐ一週間か五日の間に、此問題の決定するまでまだ當分水産會は從來の検査方法を執らうではないか、斯様な決議も出來得るものと信ずるのであります、此問題は單に検査事業でなくして、先程政府委員の仰しやる通り、所謂水産會の根本に關する問題でありますから、私は寧ろ左様に御急ぎになることはない、十分慎重に御研究なり、又御調査なりを爲さることを希望するのであります、此意味に於て私は先程も質問を發して御調査を願ひたい、是は其地方の住民に對する一つの人心安定の方法でもあらう、斯様に申上げたのであります、餘り此點は御心配爲さる必要はないと私は思ふのであります

○青山委員 私は當局に御伺したいのであります、此法律案は各派殆ど一致の意見でございまして、是非本法の通過を冀つて居る次第でありますから先以て政府の御意見を承つて置くことが、此案の審議を進むる上に於て非常に良いと思ひます、どうぞ御願致します

○戸田政府委員 此法案は大別致しますと大體三項目に分れて居ると思ひます、水産會の役員及特別委員の選任、解任は、行政官廳の認可を要しないこと、致しまして、單に會員又は議員外からの役員の選任に付ては行政官廳の認可を要するやうに法律を改正しようと思ふのであります、是は只今まで當局と致しましては、積極的に現行法の改正をする必要を認めて居りませぬのであります、水産會と性質を同じく致して居ります農會に於ては、今度の改正案と同じやうになつて居るのであります、系統的に出來て居る農會と同じやうな規